

法學士五藤重義編



世界宗教制度論

東京博文館藏版

自序

一、本書は、世界文明諸國における宗教制度を彙類統合して、法理上より之を論述したるものなり。我邦未だ此種の系統的の著書なし。本書は、聊か此目的を充さむことを期せり。

一、本書は、曹洞宗高等學林に於て、講述せる講本を骨子とし、泰西殊に獨佛英の諸書及我邦の制度學說等を參酌して、成れるものなり。未だ不完全なるを免れずと雖も、爰に公刊して、大方の是正を俟つ。

一、本書の聊か力を用ひしは、宗教制度を系統的に記述せむとしたる點にあり。其材料の如きは、泰西の諸學者及び我國諸家の説を引用せる所少からず。是れ、著者の深く感謝の意を表する所なり。

一、書中、本邦の宗教制度を詳論すること能はざるを遺憾とす。此は他日を期して、其缺漏を補はむと欲す。

一、卷末、餘論として、宇内平和論及び犯罪救済論を論ぜり。共に法學研究の範圍に屬して、しかも、宗教的事業に、密接の關係あり。これ聊か、讀者諸君に資せむとする、老婆心にす。

著者識

世界宗教制度論目次

第一篇 總論

緒言

- (一) 宗教哲學——(二) 比較宗教學——(三) 宗教歷史——(四) 宗教制度の職分——
- (一) 國家と教會との關係其一——(二) 其二——(三) 教會内部の組織——(四) 結

第一章 宗教及法律の觀念

第一節 宗教の觀念

第一款 宗教と神

- (一) 宗教の意義——(二) 宗教に関する學者の説——(三) 神の觀念

第二款 宗教の進化

- (一) 神の表彰の進化——(1) 偶像——(2) 自然物——(3) 動物——(4) 人——(5) 理想——
- (二) 神の數の進化——(1) 多神時代——(2) 一神時代——單一宗教——

複一神教

第二節 法律の觀念……………一三

(一) 最廣義の法—(二) 國法即普通法—(1) 實質的要素—(2) 形式的要素—法律と道德—(三) 廣義の法—(四) 最狹義の法律—(五) 國法の分類—(1) 公法及私法—(2) 法律及命令……………一九

第二章 宗教と法律との關係を論ず……………一九

第一節 概論……………一九

(一) 混同時代—(二) 過渡時代—(三) 分離時代—(四) 結論……………二一

第二節 神授立法説……………二一

第一款 概説……………二一

(一) 憑藉—(二) 種類……………二二

第二款 不文法啓示説……………二二

セミス—「セミスチース」……………二三

第三款 成文法啓示説……………二三

第四款 亞細亞における古代法……………二四

(一) 麻奴法典—(二) センダヴェスタ法典……………二四

第五款 中央諸國における古代法……………二六

(一) メネス法典—(二) 可蘭法典—(三) 摩四法典—摩四十戒……………二六

第六款 歐羅巴諸國における古代法……………二九

(一) ウイカーガス法典—(二) ミノス法典—(三) マーマ法典—(四) センカス、モール法典……………二九

第七款 結論……………三一

團體の求心力—(1) 祖靈—(2) 兵力—(3) 神威……………三一

第三節 神意表現説……………三一

第一款 概論……………三二

第二款 上古の學説……………三三

(一) プラトン—(二) アモスセホス—(三) シセロ……………三三

第三款 中世の學説……………三四

(一) オーガスチン—(二) アックイナス……………三四

第四款 近世の學説……………三六

(一) ヴォナール—(二) ロセフ、ゾ、マイストル……………三六

第四節 神權君定説……………三七

(一) 恣義—(二) 神意表現説との差—(三) 今世

第二篇 國家宗教關係論……………四〇

第一部 政教合一制度論……………四〇

第一章 概論……………四〇

(一) 緒論—(二) 國家と教會との關係—(三) 政教合一制度—(1) 恣義—
(2) 性質—(3) 分類—(4) 性質より生ずる結果

第二章 國教制度……………四五

第一節 「耶蘇教國」を論ず……………四五

(一) 國教制度—(1) 恣義—(2) 現今法理上の觀察—(二) 耶蘇教國の意義
—(1) 國教制度の時代—(2) 國教制度の時代—(3) 政教並行制度
の時代—(4) 信教自由制度の時代—(5) 結論

第二節 羅馬時代……………四八

(一) 羅馬の始め—(二) コンスタンチヌス帝—(三) 其繼嗣

第三節 「フランケン」時代……………五二

(一) 「メロヴィンゲル」時代—(1) 國教制度を採りし理由—(2) 當時の國
教制度—(二) 「カロリッソ」時代—(1) カール、マルテル—(2) ピピ
ン—(3) シャーレマン大帝—(4) 其死後

第四節 中世紀及其以後の國教制度……………五五

(一) オットー一世—(二) 第十一世紀後—(三) 新國教制度—其性質

第三章 教國制度……………五八

第一節 純然たる教國制度……………五八

第一款 教國制度の觀念……………五八

(一) 教國制度の主意—(二) 教國制度の分析—(三) 現今法理上の觀察

第二款 教國制度の沿革……………六一

(一) 教國制度發生の原因—(二) フソイド、インドル—(三) 其影響—
最盛時代—爾後

第三款 教國制度主張者の説……………六二

(一) オーガスタンの神國論—(二) 教國制度の下における主張

第二節 間接最高權説……………六六

(一) 其意義—(二) 發生の原因—(三) 首唱者—其影響—(四) 現今加特力教の主張—(1) ヲカチン宗會—(2) 開明戦争—(3) 結論

第三節 政教並行制度……………七〇

(一) 其意義—他の制度との異同—(二) 其山來—(三) 其實行の始め—(四) 宇瀨四—「ヲカチン」宗會の反動—(五) 現今の法理上の觀察

第四節 現今羅馬法王の國際法上の地位を論ず……………七四

第一款 宗教條約の性質を論ず……………七四

(一) 特權説—其批評—(二) 法律説—其批評—(三) 條約説—其批評—(四) 結論

第二款 羅馬法王の位置を論ず……………七九

(一) 疑問の點—(二) 之に對する著者の説

第二部 信教自由制度論……………八二

第一章 概説……………八二

(一) 信教自由制度の沿革—(1) 發生の原因—(2) 佛國の革命—(3) 北

第二章 國家の教會統治權の原則を論ず……………八七

米合衆國—(4) 歐羅巴諸國—(二) 信教自由制度の種類—(三) 信教自由制度の内容

(一) 一般統治權の本質—(二) 國家の教會統治權—(1) 從來の學說—(2) 其批難—(3) 教會統治權と信教自由制度—(4) 教會統治權の定義—(三) 國家の教會統治權の結果(其一) 國家の安寧秩序を妨げること—(1) 政教一致制度の時代—(2) 現今—(四) 帝國憲法等二十八條の制限規定—(1) 制限規定の意義—(2) 制限規定の效力—(五) 國家の教會統治權の結果(其二) 教會の規則は國家の法規に従はざるか可らず—(1) 昔者—(2) 今日

第三章 臣民の信教自由の原則を論ず……………一〇〇

(一) 信教自由の内容—(1) 心裡信仰の自由に非ず—(2) 良心の自由—(3) 宗教の自由—(二) 宗教上の結社の自由—(1) 我國の宗教上の結社—(2) 教會の自主權—(3) 教會の自主權と國家の統教權—(4) 教會の自主權の内容

第四章 政教分離制度……………一〇九

第一節 概論……………一〇九

(一) 其特徴—教會公認制度との差—(二) 其實行 一一〇

第二節 亞米利加合衆國の制度 一一〇

第一款 政教分離の原則 一一〇

(一) 本制度の模範—(二) 原則の結果—(三) 教會統治權の嚴存—(四) 各州の規定 一一〇

第二款 教會に對する特權及制限 一一四

(一) 特權—(二) 制限 一一四

第三節 白耳義の制度 一二八

第一款 個人に對する政教分離の原則 一二八

(一) 其規定—刑法—(二) 制限規定 一二八

第二款 教會に對する政教分離の原則 一三〇

(一) 其規定—(二) 宗派は法人に非ず 一三〇

第三款 教會の特權 一三三

(一) 憲法第百十七條—(二) 適用の範圍 一三三

第四節 伊太利の制度 一三四

第一款 信教自由の原則 一二四

(一) 憲法第一條—(二) 信教自由主義の法規 一二四

第二款 政教分離の原則 一二六

(一) 政教並行制度なりとの疑ひ—(二) 政教分離制度を原則とす—其規定—(三) 教會公認制度をも採らず—(四) 結論 一二六

第三款 擔保法 一二九

(一) 制度の由來—(二) 其性質—(三) 法王の特權—(四) 教會自由行動の範圍 一二九

第五章 教會公認制度 一三七

第一節 概論 一三七

(一) 其特質—(二) 之を主張する理由—(1) 國家の利益—(2) 羅馬加特力教宗—(3) 實例—(三) 結論 一三七

第二節 公法人の本質を論ず 一四一

(一) 法人—(1) 憲義—(2) 沿革—(3) 人と法人—(二) 法人の種類—公法人と私法人—(三) 公法人の性質—(1) 諸家の既—(2) 批評—(3) 公法人の本質—(4) 本質より生ずる結果 一四一

第三節 英吉利の制度……………一四七

第一款 公認教會の特権……………一四七
 (一)國王—(二)教正—(三)國會の儀式

第二款 公認教會の監督……………一五〇

第四節 佛蘭西の制度……………一五二

第一款 概論……………一五二
 (一)公認制—(二)監督官廳—(三)公認教會の特権及監督

第二款 加特力教會……………一五四
 (一)國家との關係—(二)公法人たるを得ず

第三款 新教及猶太教……………一五六
 (一)新教—(二)猶太教

第四款 職權濫用の訴願……………一五七
 (一)訴願の主體及提起者—(二)訴願提起の要件—(三)裁決の主體—
 (四)裁決者

第五節 露西亞の制度……………一五九

第一款 公認教の首長……………一五九
 (一)制度の性質—(二)皇帝の地位

第二款 公認教の監督官廳……………一六二
 (一)神聖教務院—(1)組織—(2)管轄事務—(3)分限—(二)地方教務院
 —(1)組織—(2)職權

第三款 公認教に對する監督……………一六五

第四款 公認教以外の宗教の監督及監督官廳……………一六七
 (一)監督官廳—(二)監督權—(三)結論

第六節 埃太利洪牙利の制度……………一六九

第一款 埃太利の制度……………一六九

第二款 洪牙利の制度……………一七〇

第七節 獨逸の制度……………一七一

第一款 概論……………一七一
 (一)公認教會—(二)非公認教會

第二款 公認教會の監督……………一七二

(一) 羅馬加持力教—(二) エバングリカル教宗—(三) 非公認教會
第三款 公認教會の特権……………一七六

(一) 教會—(二) 國家權力の行使—(三) 國家の制度—(四) 僧侶

第六章 我邦現時の制度を論ず……………一七八

第一節 概論……………一七八

(一) 本來の制度—(1) 古代—(2) 中世—耶蘇教—(二) 明治の方針—條約の正文—(三) 結論

第二節 神道及び佛教……………一八三

(一) 神佛各宗派の自主權—(二) 現今神佛二教の宗派—(1) 神道各宗派—(2) 佛教各宗派—(三) 國家の監督權—(四) 管長僧侶等の特権—(五) 神佛各宗派の性質—(1) 公法人なりや—(2) 法人なりや

第三節 神佛二教以外の宗教……………一九二

第四節 社寺の區別を論ず……………一九五

(一) 社寺に共通なる規定—(二) 社寺の性質上の差異—(1) 寺院—(2) 神社—(3) 神道

第五節 宗教法按を論ず……………一九八

第一款 宗教法按の内容……………一九八

(一) 根本規定—(二) 其他の規定

第二款 宗教法按の論評……………二〇五

(一) 政教分離制度の原則に對する論評—之に對する意見—(二) 其他の規定に對する論評—之に對する意見

第七章 宗教と國民教育との關係を論ず……………二一〇

(一) 過去現在將來の大勢—諸國の現状—(二) 宗教教育分離主義—(1) 北米合衆國—(2) 佛蘭西—(三) 宗教的國民教育主義—獨逸帝國—學滿四—米遜—瓦敦堡—丁抹—(四) 前二者の中間にある者—英吉利—(五) 我國の制度

第三篇 宗教内部組織論……………二一九

第一章 概論……………二一九

(一) 國家と教會の組織—(1) 國家組織—(2) 教會組織—(3) 二者の比較—(二) 各宗教の所屬—(1) 管長組織—(2) 長老組織—(3) 組合組織

第二章 管長組織……………二二五

第一節 概論……………二二五

(一) 其意義—(二) 其種類—(1) 人に由る分類—(2) 資格に由る分類—(3) 原因に由る分類

第二節 羅馬加特力教宗……………二二九

(一) 法王—(1) 法王權に關する説—(2) 法王選定法—(3) 法王の權力—(二) 行政機關—(1) 高僧—法老—大教正教正—(2) 平僧—(3) 坊僧—(三) 立法の機關—(四) 司法機關

第三節 英國教宗……………二二九

(一) 總管長—(二) 行政區劃—(1) 大教正—(2) 中教正—教正の職務—(3) 小教正—牧師の職務—其他の役員—(三) 僧位及僧侶の任命—(1) 僧位—(2) 僧侶の種類—(3) 僧侶の任命手續—(四) 立法會議—(五) 司法裁判—宗教裁判所の權限

第四節 「エバンゲリカル」宗……………二五〇

(一) 由來—(二) 管長—(三) 宗教總務法—(四) 教務法—(五) シノッド

第五節 希臘宗……………二五三

(一) 多管長組織—(二) 管長—(三) 僧侶

第三章 長老組織……………二五六

第一節 概論……………二五六

(一) 管長組織に反す—(二) 獨立組織に反す

第二節 蘇蘭教宗……………二五八

(一) 蘇蘭教宗—(1) 其組織—(2) 其權限—(二) 蘇蘭自由宗—合衆長老宗

第三節 美以教會……………二六三

(一) 其由來及種類—(二) 其組織

第四章 組合組織……………二六五

第一節 概論……………二六五

(一) 組合組織の特徴—(二) 組合組織の種類—(三) 獨立組織

第二節 各論……………二六七

(一) 組合教宗—(二) 洗禮教會—(三) 唯一神教—(四) ケーカ—宗—其特徵—(五) 猶太教

第五章 我國に於ける宗教組織……………二七二

(一) 國體と宗教組織との關係—(二) 宗制寺法—(三) 管長—(1) 世襲—(2) 交代—(3) 資格の順序—(4) 公選—(四) 行政府—(1) 宗教局—(2) 宗

機關問——(5)宗務支局——(5)議會——(1)一院制——(2)二院制——(3)參事會——(4)宗會の期日及議員の資格——(6)寺院——(1)其種類——(2)住職教師・僧侶・信徒——(7)賞罰——(1)褒賞——(2)懲罰

第四篇 餘論……………二八一

第一章 宇内平和論……………二八一

第一節 宇内平和の沿革……………二八一

(一)宇内の大勢——(二)太古の學者——(三)希臘——(四)羅馬——(五)中世——(六)近世——(七)今代

第二節 文明諸國の現状を論ず……………二八七

(一)平和論の動機——(二)北米合衆國——(三)英吉利——(四)伊太利——(五)大陸諸國——(六)獨逸——(七)佛蘭西——(八)露西亞——(九)結論

第三節 「ジュネーブ赤十字條約」……………二九二

(一)從來の状態——(二)赤十字條約の由來——(三)其內容——(四)其加盟國

第四節 海牙萬國平和會議……………二九六

(一)其由來——(二)其內容——(三)會議——(四)其結果——(1)三個の條約(2)三

箇の宣言書——(五)加盟國

第二章 犯罪救濟論……………三〇一

第一節 刑罰論……………三〇一

第一款 概説……………三〇一

(一)罪人の分類——(二)刑罰の性質——(三)刑罰の種類

第二款 死刑の存否を論ず……………三〇四

(一)死刑廢止論——(二)駁論

第三款 監獄制度論……………三〇七

(一)自由刑の種類——(二)監獄制度——(1)其種類——(2)進級主義

第四款 出獄後の救濟を論ず……………三一二

(一)監視——(二)現行制の缺點——(1)放免囚徒保護會社の設立——(2)刑の執行猶豫の現定の制定

第二節 感化事業を論ず……………三一五

(一)感化事業の必要——(二)感化院の起源——(三)感化院の意義及種類——(1)其意義——(2)其種類——(四)監獄的感化制度——(五)家庭的感化

目次終

世界宗教制度論

法學士 工藤重義編

第一篇 總論

緒言

宗教哲學

宗教が人心の内部に對して偉大なる勢力を有することは、茲に説くの要なし。世界、何れの國と雖も、苟も人民の生息する所、必ず宗教の發生あるを以て知るべし。之を以て、宗教の本質を明かにし、其の心理的意識を研究するは、頗る有益なる事業なり。然れども、これ、宗教哲學の説く所にして、本書の目的とする所にあらず。

比較宗教學

宗教は、世界各國、皆多少の差異あらざるはなし。其の風土境遇、氣質、智力等は、各之を構成するの主因となり。一方に一神教あれば、他方に多神教あり。一方に、偶像教あれば、他方に、理想教あり。其の種類、千差万別にして、殆んど枚擧すべからず。

宗教歴史

らず。然り而して、此無數の宗教を彙類綜合し、其教義の基つく所、其敬神の手段方法等を記述するは、學者の事業として、頗る興味あることなり。然れども、これは、比較宗教學の範圍に屬し、本書の目的とする所にあらず。人類の原始社會より、今日文明の時代に至る迄、之を一貫して、宗教が常に人類活劇の一大主因たるは、疑なき所なり。若し、宗教的感情若くは勢力を外にして、歴史を解釋せんとする者あらば、人誰れか、其誤れるを稱へざらむや。故に、歴史家に取りては、宗教は、常に材料の重要な部分なり。然りと雖も、斯くの如きは、史學に於て論ず可き所にして、本書の目的とする所にあらず。

宗教制度論の
職分

吾人を以て見るに、人類が相集まりて、政治團體をなすの、自然の勢なるか如く。人類が相集まりて、宗教團體をなすは、亦自然の有様なり。然り而して、宗教が人心の深奥に鞏固なる勢力を有する如くに、宗教團體が社會上に存する所の勢力も、亦偉大なり。果して然らば、宗教團體は、他の政治團體に對して、如何なる關係を有するや、又其の内部の組織統一は、如何なる形體を採るや等の問題は、自然に起る所にして、頗る重要にして、且趣味あるものなりと信ず。而して、本書論述の

國家と教會との
關係、其一、

目的とする所、實に茲に存す。

國家と教會との關係は、經世家の宜しく研究すべき問題なり。兩者の關係は、決して、單一なるものにあらず。國教制度あり、教國制度あり、政教並行の制度あり、政教分離の制度あり、信教自由の原則、教會公認の主義あり。而して、此等の制度の長短得失を稽へ、之を現時の時世に徴して、其宜しきを得せしめんとするは、則ち經世家の責なり。故に、若し彼等にして、國家教會の關係につき、十分なる智識と、周到せる思慮とを缺かむか。國家の安寧秩序を保ち、人民の康福を進捗するが如きは、遂に期す可からず。彼の名相ビスマルク公の靈腕を以てして、常に帝國對舊教の問題のために追窘せられ、しかも往々失敗に終りしか如き跡を見れば、宗教制度に關する攻究の、決して輕視す可からざるを知るべし。

其二、

然り而して、我輩は現時の日本に於ても、均しく其研究の重要なことを感ずるものなり。帝國憲法は、其の第二十八條に於て、信教自由の原則を認めたるも、教會公認制度を採りて、或る宗派に對して、特別の權利を與ふべきか、或は、北米合衆國におけるか如く、純然たる政教分離の制度を採りて、之を一般私法人と同様

に待遇すべきかは、全く未定の問題に屬せり。今現行の法規を見るも、皆片々たる行政命令のみ、未だ一の體系を具へたる法律を以て規定せるものあらざるなり。加之、其の規定の年次、區々に出て、一方に明治元年の命令にして、今尙效力を保つものあれば、他の一方には、昨今の制定にかゝるものあり。従て、法規の間に、一定の主義を以て貫穿するものなく、互に相扞格支吾するが如きは、蓋し今日の實狀なり。是れ豈法典の完、文明の美を以て自稱する、帝國の一大欠點にあらずや。其他尙規定の細目に亘り、本山と末寺との關係の如き、僧侶教師の資格身分の如き、若くは宗教裁判所の如き、皆爲政家學者宗教家、好箇の研究科目たらざるものなし。

教會内部の組織に至りても、吾人は、識者の注意を拂はむことを、希望せざるを得ず。近時我宗教界は、何の爲に内紛騷擾の多きや。謙讓仁慈を旨とする、神聖なる僧職にして、外に憤聲怨語の洩るゝか如きは、或は其内部の組織に於て、十分盡さざる所あるを以ての故にあらずや。之を以て、外に万國の教會制度に徴し、内に宗内の狀勢を盡し、以て、徐々に改良を計るが如き、亦今日の急務なりとす。

教會内部の組織

結論

要之、宗教制度の研究は、各種の方面より看察して、爲世家、宗教家、學者等に等しく必要とする所なり。此研究を以て、一部の宗教學者に一任す可しと云ふか如きは、此問題の真相を知らざるに坐す。本書編纂の微衷は、茲に存せり。

第一章 宗教及法律の觀念

第一節 宗教の觀念

第一款 宗教と神

今茲に、宗教制度の要畧を説述せむとするに當りて、豫め前提として、解釋すべき三箇の問題あり。即ち、

- (1) 宗教とは、如何なるものなりや。
- (2) 法制即ち國法とは、如何なるものなりや。
- (3) 宗教と法律との間には、如何なる關係ありや。

是れなり。吾人は、今第一の問題につきて、概要を説く可し。但、本書の目的は、宗教其者の實體内容を論ずるにあらずして、宗教が國家と觸接して如何なる形態

宗教の意義

を採り、如何なる制度を生じたるかを、述ぶるにあるを以て。宗教に關する實體論は、極めて、簡單に一言せむとす。

宗教 (Religion) の意義に付ては、其久しき沿革と、多くの研究とを経たるに關せず、學者の説、區々に亘りて、一定せざるが如し。今普通の説に従へば。

宗教とは、信仰の形式を以て、人間行爲の規定を教ふるものを云ふ。之を分析して、説明すれば、

(1) 宗教は、人間行爲の規定を教ふるものなり。

此の點に付ては、獨り宗教のみならず、法律及び道德と雖も、同一に飯す。彼、普通にいふ法律は、其の範圍を一國に限り、國民行爲の規定たるものなれども、廣義における法律は、廣く、人間行爲の規定の標準たり。

(2) 宗教は、信仰の形式に、よるものなり。

信仰は、人の心理的現象なり。然れども、一時の感動の如きものにあらずして、恒久の性質を有する、主體を具ふるものなり。此主體は、即ち神なり、故に神は宗教の特質にして、神なければ宗教も存在せず。兩者は、常に相伴ふて

宗教に關する學者の説

存在す。而して、此の神は卓越的の機能を有するものにして、其の有形なると、無形なるとを問はず、其木石の如き物的たると、人的のものたるを問はず。免に角、常人よりも、權威あり、靈能を有するものなりとするなり。

尙、參考の爲め、古來諸學者の説を、摘記すれば、左の如し。

(1) セネカ (Seneca) 曰く、宗教とは、神を知りて、之に倣ふものなり。

(2) カント (Immanuel Kant) 曰く、宗教とは、總て吾人の義務が、神意より出てたりとして、昧認することを云ふ。

(3) ラスキン (Ruskin) 曰く、吾國民の宗教とは、教會の儀式を執行すること、及び吾人の安息する間、衆愚をして其の業を、努めしめんかたために、背理 (untruths) を説教すること、是れなり。

(4) マシュー・アーノルド (Matthew Arnold) 曰く、宗教とは、情緒 (Emotion) に觸接せる道德の謂なり。

(5) コムト (Comte) 曰く、宗教とは、仁愛 (Humanity) の崇拜、これなり。

(6) エドワード・ケアード (Edward Caird) 曰く、人類の宗教とは、人が宇宙に對する

究極の態度の表示、即ち全意識の純粹なる表示に外ならず。

(7) ヘーゲル (Hegel) 曰く、宗教とは、有限の理想が、無限の理想を以て、本質なりと
識認するを云ふ。

(8) ハックスレー (Huxley) 曰く、宗教とは、倫理的理想を尊敬し、而して、其の理想を人
生に於て、現實にせむことを努むる願意、これなり。

(9) フロイド (Freud) 曰く、宗教とは、吾人を作りし権力者(神)に對する、責任の概念
を云ふ。

(10) ミル (Mill) 曰く、宗教の特質は、或る理想的事物を、最も卓越せるものとして、自
己の到達すべき願望以外にあり、之に向て熱心なる敬虔と願意とを寄する
ものを云ふ。

(11) マルチノー (Dr. Martineau) 曰く、宗教とは、永久に存在する神に對する信仰を
云ふ。換言すれば、宇宙を主宰し、人類と道德的關係を保維する、神の意思を
奉戴することを云ふ。

其の説、一途に出でずと雖とも、互に一致する點あるを見るべし。

神の觀念

神に關する觀念も、其國々の宗教によりて、差異あり。具體的に、之を説明するこ
と難し。唯超越的の性質を有し、宗教の主體たるものなりと云ふを以て、満足せ
ざる可からず。但、古來、普通に行はるゝ性質をあぐれば、左の如し。

- (1) 神は、人類の保護者 (Protector) なり。
- (2) 神は、人類に禍福を與ふる者 (Judge) なり。
- (3) 神は、萬物の創造者 (Creator) なり。
- (4) 神は、全能力者 (Almighty) なり。
- (5) 神は、萬物の統治者 (Highest Authority) なり。

而して、時代及び國を異にするに従ひ、或は其一種の性質を有すとするあり。或
は、數種の性質を兼備するとすものあり。

第二款 宗教の進化

宗教は、人智の發達と共に、漸次進化して止まざるものにして、キッド (Kidd) 氏は、其
の「社會進化論」(Social Evolution) に於て、宗教の進化を分ちて、各箇人の宗教的性格
の發達、及び人種の宗教的信仰の進化の二種となせり。

宗教の本質は、前述の如く、信仰 (Believe, Glauben) にあり。而して、信仰の主體は、神にして、客體は箇人の體認レコグニションにあるが故に。宗教の進化は、自ら主體即ち神の進化と客體即ち箇人體認の進化とを包含するものなりと云はざる可からず。然れども、後者は、人々によりて異なるか故に、今茲には、主體たる神の進化に就て、論ぜむと欲す。

(1) 神の表彰の進化。

(a) 偶像。最も早く存在するは、偶像の神なり。即ち、太古埃及人が木キ乃イ尹フを崇拜し、墨耳哥人か君主の死骸を崇拜し、白露人が酋長の金像を崇拜したるか如し。

(b) 自然物。例之、山丘を祀るものには、支那人が曾て泰山を拜し、新ジローンド島の酋長が、火山を以て祖先なりとして、崇拜するあり。海湖を禮拜するものには、白露人の如きあり。星辰を禮拜するものには、南部埃太利人が、之を群童の嬉戯に比し、北亞米利加人が、銀河を以て靈魂の通路とせるが如きあり。其他、日輪月輪を崇拜するもの等、擧ぐるに遑まなし。

(c) 社會や、進歩すれば、偶像自然物の如き非情的の物より、進んで有情的の物を拜するに至る、其第一着は動物なり。

例之、我蝦夷人又は北米の土民が、熊に神事するか如き、亞非利加のチイトの土蠻が、鱈魚を以て神とし、人を犠牲として、之に投して食せしむる如き、印度に於て、蛇を拜して、酋長の靈魂の化神なりとするが如き、亞刺比亞人が、梟を以て、破壊の母として崇拜するが如き、其他鳩、蜂、蜥、蛇、獅子、牛等、何れも神として崇拜せらるゝが如き、これなり。又、或者は、半人半獸を崇拜するあり、埃及の、スヒンクススフィンクスの如き、これなり。

(d) 人。人を以て神とするは、頗る進歩したる社會に見る所にして、之を神人同形説 (Anthropomorphism) と云ふ。例之、墨耳哥人か妖術者を神とし、亞弗利加土人が、鍛工をおそれ、公果人コンゴ (亞弗利加) が曾て、外人を神としたるが如し。殊に、希臘及び羅馬の古代における神は、皆人たるの性質を具備せり。アポロー神が曾て、奴隸たりしと云ふ如き、ダイヲニシアス神が、海賊の手に陥りし如き。シツス神が、寢につきて、後、夜半人を訪ひし如き。エ

ゼリア女神が、ヌーマ(人)と懇懃を過ぎし如き傳説は、之を證す。

(e) 人智大に開け、宗教の進化極度に達すれば、神は無形にして、理想的なるものとするに至る。佛教が「真如」を以て神となし、基督教が「上帝」を以て神とするが如きは、此の時代に達せるものなり。

(2) 神の数の進化。

(a) 多神時代。太古に於ては、多神教か一般に認めらる。即ち、前述したる如く、人民が禽獸蟲魚及び種々の自然物を崇拜する如き、極めて幼稚なる時代は、常に多神教を奉ずるものなり。

(b) 一神時代。然るに、社會進歩して、理想的無形の神を拜するか、然らざるも、之れに近づくときは、唯一神教となるなり。故に、現今文明各國に行はるゝ宗教は、皆唯一の神を信奉せざるものなし。

而して、一神的宗教にも、二種ありて。一は、單一神教といひ、唯一の全智全能なる神のみを認むるもの、他の一は、複一神教と云ひ、唯一最高の神の下に、尙幾多の神が、附屬するとするなり。例之、三位一體説(基督教)の如きは、

此の種類に屬す。

以上の進化の大勢を通覽するときは、宗教は、有形神教より無形神教となり、多神教より一神教に進化することを、知るべし。而して、本書に於て論ずる所は、既に完全なる國家の生じたる後における宗教にして、其最も進化したる種類に屬するなり。

第二節 法律の觀念

第一、最廣義の「法」。

法(Law)は、事物の規則にして、之れを廣義に解するときは、其の範圍極めて大なり。天然理化の法則も、道德宗教の教義も、皆此の中に入る。即ち、原子抱合の原則の如き、物質不滅の規則の如き、良心存在の原則の如き、皆法の一種に屬するものなり。吾人の茲に説明せむとする法、即ち法律の觀念は、斯くの如き廣義のものにあらずして、國家に於ける法、即ち國法につきて述べむとするなり。

第二、國法即ち普通の法。

國法と云ふも、以上の廣義の法の觀念を包含することは、勿論なり。然れども、亦

特別の意義をも、含有するを以て、茲に、之れを説明せん。

國法(Law in Common Sense)即ち一國における法律とは、國民行爲の準則にして、主權によりて制定せられ、維持せらるゝものなり。今、之を分析していふときは、

(1) 國法は、國民行爲の準則なり。

國法は、國家ありて、然る後に始めて存在することを得るものなり。箇人が、絶對的に孤立して、生活すること、恰かもロビンソン、クルソーが南米の孤島に在りし、如き場合に於ては、全く法律の必要なし。箇人が相集まりて團結をなし、國家をなすに至りて、茲に始めて法律の必要を感じるものなり。元來、人は、其の天性に於て、平等ならず。年齢、智識、健康、腕力等、凡ての點に於て、不平等のものなり。此の強弱、不平等の箇人をして、其の爲すが儘に任せ、各其の慾を恣にせしむるときは、愚にして弱き者は、實にして強き者に壓せられ、生活を保つこと、能はざるに至るべし。今此の天然の強弱の争ひを抑へて、弱き者も、亦強き者と同じく、共同して生存するの目的を達せむとするは、即ち國家的組織を要する所以にして、法律の必要なる所以も、亦實に茲

實質的要素

立法

形式的要素

に存す。國家は、此の目的を達せむが爲めに、國民に一定の準則を示して、依據する所を知らしめ、各箇人の行爲をして、此の範圍内に限界するものなり。之れを、國法の實質的方面とす。

國法は、斯くの如く、共同生存の要件なるを以て、場所、時代等によりて、異らざるを得ず。恰かも、人々の身體の有様によりて、健康を保つ要件が異なるが如し。故に、國法は、人文の進歩に伴ひ、常に進歩して止まざるものにして、決して一定不變のものにあらず。立法なる國家の動作は、實に、此の重大なる状態に應ずるものなり。

(2) 國法は、主權によりて、制定、維持せらる。

前述せる國民行爲の準則、即ち人類共同生存に關する規則は、其の種類極めて多し。道德の規則の如きは、其の著しきものにして、獨り法律のみに限らざるなり。然れども、此等の規則は、凡て國家の主權によりて、制定せられ、維持せらるゝものにあらず。是れ、法律の一大特徴にして、法律と他の國民行爲の準則、即ち道德等との間に差異ある所以のもの、實に、茲に在り。之れを、

國法の形式的方面となす。

抑、法律の目的も、道徳の目的も、共に人類共同生活の準則を規律するにあり。此の點に於ては、兩者は一致して分れず。然るに、此の目的を達せむとする手段方法に關し、一は國家主權の力を借らむとし、一は箇人内部の良心に訴へむとするによりて、始めて兩者の分界を生ず。其の制裁の效力に、大なる差異ありて、法律は絶対に強制的の力を有すれども、道徳は、其の強制力比較的、薄弱なるが如きは、即ち此の結果に外ならざるなり。之を、歴史的に考ふるも、太古の時代に於ては、法律と道徳との分界は、極めて不明瞭にして、略同一視せられたり。其の兩者の間に、明瞭なる分界を生じたるは、文化の發達せし後のことに屬す。世人、或は道徳と法律とは、全く別種の觀念範圍を有するが如くに考ふるは、大なる誤解といふべし。兩者の區別關係は、重要なることなるが故に、大に研究するの價值あることを信ず。道徳と法律との關係區別は、宗教と法律との關係に適用するも、大差なきが如し。然れども、現今に於ては、後者の關係は、前者の關係におけるが如く、密

接なること能はず。尙、此のことに付ては、章を新めて、論ずる所あるべし。
第三、廣義の法。

以上、法律の概念は、即ち一國を基礎として、觀察したるものなり。而して、國際間に、果して法律の存在するや否やは、從來學者間に議論ありし所なれども。今日に於ては、國內法と同じく、國際法の存在を認むるもの、多きが如し。故に、此の國內法及び國際法の兩者を包含する、法の觀念をいひ表はせば、左の如く、言ふことを得べし。

法律は、人生共同生活の規則にして、社會の公權力を以て、維持せらるゝものを云ふ。

第四、最狹義の法律。

以上、列記せるものに對して、最も狹義における「法律」あり。單に、法律といへば、此の意味に用ひらるゝこと多し。即ち、國法の一種類として、命令に對するものにして、其の如何なるものなりやは、次に説明すべし。

第五、國法の分類。

法律に、廣狹種々の意味あることは、前に列記せるが如し。今茲には、普通の意味における法律、即ち國法につきて、其の種類を説かむとす。

國法は、其の採る所の標準の異なるによりて、種々に分類することを得べし。爰には、本書に有用なる種類のみを挙げむ。

(1) 公法及私法。

公法とは、國家又は其の機關と、一箇人との間の関係を規定せるものにして、私法とは、箇人相互間の関係を規定するものを云ふ。例之、憲法、行政法、刑法、訴訟法の如きは、公法にして、民法、商法の如きは、私法に屬す。

公權及私權

尙之に附加して、一言すべきは、公權及び私權の區別なり。公權とは、公法の規定によりて、生ずるものにして、換言すれば、國民が國家に對して有する權利を云ひ。私權とは、私法の規定によりて生ずるもの、換言すれば、各箇人が他人に對して有する所の權利を云ふ。

(2) 法律及命令。

立憲政體を採用せる國に於ては、國法を分類して、更に法律最狹義に於ける及び命

令の二となすことを得可し。我帝國憲法に従ふときは、法律とは、帝國議會の協贊を経て、天皇が裁可し、公布したるものを云ひ。命令とは、議會の協贊を要せずして、天皇が直接に發布し、又は行政の機關をして、發せしむるものを云ふ。勅令以下、閣令、省令等は、みな命令なり。

第二章 宗教と法律との關係を論ず

第一節 概論

混同時代

今日に於て、宗教と法律とが、全く相異なるものなることは、言はずして明かなり。然れども、古代に於ては、兩者は全く混同せられ、神は法を制定するものにして、宗教の教義は即ち法律の規則と同一物なりしことは、諸國みな同一轍に出づ。此の事は、彼の摩西(Moses)の十戒、摩奴(Manu)の法典等に徴するも、明かなり。歐洲の古謠に、

Dieu est le commencement de tout droit. (Gott ist ein Anfang alles Rechts.)

「神は、一切の法律の淵源なり。」

過渡時代

分離時代

結論

と云ふも、亦此の義に外ならず。

即ち、古代の社會に於ては、神が自ら法を作りたるものなりとの觀念が、一般に行はれたり。然るに、時を経るに従ひ、此の觀念は、漸次變遷して、法律は人類の作る所なれども、自己の本意によりて作るにあらずして、神の代表者として、作るものなりとの觀念が、行はるゝに至れり。即ち、法律は、神が間接に、作るものとせしなり。然るに、社會益進歩するに従ひ、此の觀念をも脱却して、法は神の作るものにあらずして、人類固有の權力によりて作るものなりとし、全く宗教と法律との觀念を異にすることゝなれり。

要之、宗教と法律との關係は、

- (1) 古代に於ては、神が法を作り。
 - (2) 中世に於ては、神が、人をして法を作らしめ、
 - (3) 近世に於ては、人が法を作る
- ものなりとして、宗教と法律との距離は、文明の進歩と共に、益遠かるに至れり。伊太利のビコー(Vico)なる學者が、古今の法律を分類して、神の法學(Divine Jurispr-

udence.) 英雄の法學(Heroic Jurisprudence.) 及び人の法學(Human Jurisprudence.) となせしは、沿革體の分類として、其の當を得たるものなり。今左に順をちよみて、其概要を論ずべし。

第二節 神授立法説

第一款 概説

社會極めて幼稚にして、人々石木動物を信奉する時代に當り、所謂法律なるものが果して存在するといふことを得べきやは、茲に論究する限りにあらずと雖ども、社會がやゝ進歩して、已に人的の神を認め、いはゆる神人は同形(Anthropomorphism)にして、神は人類と同じく、形體と意思を有するものなりとする、時代に於ては、神は、人類に對して、自から法律を制定して之を與へ、又人類の間に起りし争を裁判するものなりと云ふが如き觀念が、廣く行はれたり。之を稱して、神授立法説又は直接啓示説(Direct Revelation)と云ふ。

- (1) 神の裁判によりて、自ら慣習法を生じたりとすること。

種類

意義

(2) 神が自ら成文の法律を授けたりとすること。
是れなり。乞ふ、以下、之を分説せむ。

第二款 不文法啓示説

前述の如く、神人同形説によれば、神は人と同じき形體と意思とを有し、自ら裁判官となりて、人類の間に起りし争を、裁判するものとせり。彼のホメロス (Homer, Ios.) の「イリヤッド」(Iliad)なる史詩中に散見せる、セミス (Themis) 神の如き、是れなり。蓋し、當時の思想に於ては、國王が犯罪人に宣告をなすときは、其の裁判は、必ずセミス神の命ずる所にして、セミスは諸王の上に位し、宣告を啓示するものなりとせり。

然り而して、斯くの如く、數多の裁判の判決あれば、是れに由りて慣習なる者を生ずるは、自然の勢なり。殊に古代に於ては、人民の生活簡單にして、互に相類似するが故に、其の犯す所の罪科も、亦相類似し、從て判決も、亦然らざるを得ず。故に、慣習たる法を馴致するとも、自ら容易なりと云はざる可からず。彼のホメロスの史詩中には、此判決に由りて生ずる慣習を稱して「セミスターニス」(Themistis)と云

セミス

「セミスターニス」

へり。是れセミス神の作れる法と云ふ意味にして、即ちセミスの復數の字を以て、之に充てたり。

此の詳細を知らむと欲せば、Maine, Ancient Law. を見るべし。

以上は、唯一例をあげたるに過ぎず。若し、神托によりて、裁判をなし、裁判例相集りて規則を成す現象を研究すれば、原始社會、凡て同一轍に出でざるはなきことを知るべし。學者、往々「神は不文法の制定者なり」と云ふは、即ち之れを指示せるものなり。

第三款 成文法啓示説

神は、成文法を制定するものなりとの考は、通常神が不文法の制定者なりとの考へより、一步を進めたる社會に於て、起る思想なり。諸國の古代史上、之に關する有名なる事例は、枚擧するに遑まなし。今其の中につき、最も有名なるものをあげれば、左の如し。

(1) 印度における「マヌ」の法典

(2) 亞刺比亞における「コーラン」法典

- (3) 波斯における「ゼンダヴェスタ」法典
 - (4) 埃及における「メネス」法典
 - (5) 猶太における「モセス」法典
 - (6) スパルタにおける「ラーカーガス」法典
 - (7) クリート島における「ミノス」法典
 - (8) 羅馬における「ヌーマ」法典
 - (9) 愛蘭における「センカス、モール」法典
- 以下順をおよびて其概略を説かむ

第四款 亞細亞における古代法

第一、麻奴法典。(Manu)

印度における麻奴の法典は、現今傳はれるもの、中、世界最古の法典として、稱せらる、其の正確なる年代につきては、學者の間に議論ありと雖ども、要するに、今を距ること二千八百年、乃至二千四五百年の交に、成りしものなるが如し。

此法典は、上帝ブラーマ (Brahmā) が、其の子麻奴に授けし所にして、印度人は、之を以て、世界創造の際に成りたる最も神聖なるものなりとせり。其内容は、浩瀚にして、二千六百八十餘條を以て成る。

此法典は、印度に於て、今尙「神の法」として、一般に行はれ、其條項は、萬世不磨の眞理として、一言一句の改竄をなす者なし。唯、其の解釋は、人によりて各其説を異にし、東西印度を合せて、五六種の多さに達すと云ふ。

〔註〕印度の古法典を知らんと欲せば Jones, The Ordinances of Manu. Jolly, Institutes of Narada. Bethany, The World's Religion. Oldenberg, Ancient India. 等を見るべし。

第二、「ゼンダヴェスタ」法典 (Zendavesta.)

波斯における「ゼンダヴェスタ」法典は、耶蘇紀元前八百五十九年頃に出しものにて、ゾロアストル (Zoroaster) が、上帝より授かりしものなりと云ふ。ゾロアストルは當時の賢者にして、オリンブルグの山中に入り、石窟に止まると二十年、修行満ちて遂に上帝より法典を授けられたりと稱す。卷数は、二

十一卷ありて、一卷毎に一枚の牛皮を以て成り、一萬句を書せらる。蓋し、當時、人民文字を解せざる者多きが故に、記誦に便なるが爲め、詩句體に編成せられしなり。

波斯は、元來拜火教の國なり。「ゼンダベスタ」法典は、即ち拜火教を授けむがために用ゐたるものなり。拜火教によれば、神に、善惡の二神あり。善の神は、之をオルマッド (Ormuzd) と稱し、光明清淨秩序誠實等の神なり。惡の神は、之をアիրマン (Ahriman) と稱し、暗黒汚穢亂行虛偽等の神なり。オルマッドは、成る可く、善の領分を廣くせむことを努め、アիրマンは、成るべく、惡の範圍を大にせむことを期す。然り而して、法律は、此の善惡二神の行動を支配するものにして、成るべく、オルマッドの行動を大ならしめ、アիրマンの行動を少からしむることを、目的とするものなり。

第五款 中央諸國における古代法

第一、メネス法典。(Menes)

埃及における「メネス」の法典は、ヘルメス (Hermes) なる神が、其の孫にして埃

及最初の王たりしメネスに、傳ふる所なりと稱す。八卷あり。

第二、可蘭法典。(Koran)

亞刺比亞における可蘭法典は、回教の教祖モハメッド (Mohammed) が、天帝カブリエルより授けられたる所にして、モハメッドもゾロアストルと同じく、山中に修行中、五彩の光りを放てる雲に乗じて、天帝降り來りて、一卷の書冊を與へたり、これ即ち法典なりと云ふ。

第三、摩西の法典。(Moses)

摩西の法は、猶太族の法律なり。其の原文は、希伯來語にて書かれ、猶太教の經典なる摩西の五書中にあるものなり。摩西の五書とは、舊約全書の始めにある創世記、出埃及記、利未記、民數記及び申命記にして、神話傳記、詩歌及び法律より成れる古典也。此教典に合編せらるゝ法典の著名なる者は、出埃及記中の十戒、大契約書、申命記中の諸法律、利未記、民數記中の祭司律等なり。猶太族の法律は、摩西が、シナイ山上に於て、上帝エホーバ (Jehova) より授けられて、國民に宣布し、長く猶太民族をして、遵由せしむるものなりとは、古來、基

啓教國に、一般に信ぜらるゝ傳説なり。

抑、猶太民族の政體は、いはゆる神主政體にして、其の主權者は、エホーバといへる神なり。而して、其の代理者として、國王は軍事と裁判とを行ひ、豫言者は政治と教育とを論じ、祭司は禮拜と衛生とを司れり。國際上の戦争とは、一國の神と他國の神との戦争にして、一國の法律とは、即ち自ら之を作りて國王に與へ、以て裁判をなすの標準となしたるものなり。

摩西ノ十戒

摩西の十戒は、出埃及記及び申命記に記録せらるゝものにして、試に、之をあげれば左の如し。

- (1) 我の外、何物をも神とすべからず。
- (2) 汝自己の爲に、何の偶像をも尅むべからず。
- (3) エホーバの名を、妄に、口にすべからず。
- (4) 安息日を憶へて、之を聖潔すべし。六日の間勞きて、汝の一切の業をなすべし。七日は、汝の神エホーバの安息日なれば、何の業務をもなすべからず。

(5) 汝の父母を敬へ。

(6) 汝、殺すなかれ。

(7) 汝、姦淫するなかれ。

(8) 汝、盗むなかれ。

(9) 汝、其の隣人に對して、虚妄の證據を立つるなかれ。

(10) 汝、其の隣人の家を食べるなかれ。汝の隣人の妻及び其の僕婢・牛馬、并に凡て、汝の隣人の所有を食べることなかれ。

其他、大契約書は出埃及記にあり。祭司律は利未記・民數記中にあり。就て、見る可し。

第六款 歐羅巴諸國における古代法

第一、ライカーガス法典。

希臘に於て、ライカーガス(Lycians)が、スパルタを征討するや、永く之を服従せしめむには、法律を以て統治するの、極めて得策なるを信じ、一の法典を作り、以てアポロー神(Apollo)の授けしものなりと云へり。

第二「ミノス」の法典。

地中海中におけるクレタ島(Creta)は、其の文化早くより發達せり。昔其此の島にミノス(minos)なる者あり、法律家として又詩人として、後世に傳はる氏は「ミノス」の法典を、ジュピター(Jupiter)なる神より授かりたりといへり。

第三「ヌーマ」の法典。(Numa.)

羅馬に於ても、傳説によれば、其の始祖ヌーマ・ポムピリウス(Numa Pompilius)明哲にして、風姿玲瓏なり。女神エゼリア見て、之を愛し、遂に情交を通じ、其の制定にかゝる法律をヌーマに與ふ。而してヌーマの死するや、之を墓側に埋めしが、後三百年を経て之を發掘し、以て世に傳ふと云ふ。

第四「センカス・モール」法典。(Senchus Mor.)

其他、愛蘭の古法典「センカス・モール」の如きも、亦神より授かりたるものとせり。即ち愛蘭の守護神はセント・パトリック(Saint Patrick)と云ひ、詩人にセンカス・モールあり、時にオドホロなる人ヌワダなる者に殺害せられたるとあり。センカス・モールは、茲に於て、法律を以て、之を處分するの必要なることを知

り、彼の守護神セントパトリックに乞ふて、法を授與せらる。これ、即ちセンカス・モール法典なりと云ふ。

第七款 結論

以上例證するが如く、不文法又は成文法が、直接に神の制定にかゝるものなりとの思想の原始社會に一般に行はれたる所以は、決して偶然にあらず。蓋し原始社會にありては、人民未だ共同生活の利益を自覺するに至らず、故に之れを總括して、團體を形成する爲めには、一の強大なる求心力を要す。而して、其の求心力は、吾輩の見る所を以てすれば、祖靈、兵力及び神威の三者に外ならざるが如し。若し其の團體が、單一なる獨立の形體を保つときは、其の中心となりて、之れを總括するものは、常に祖先の遺靈なり。彼のヘルマン・ポスト氏が、其著「國家法制記源」(Die Anfang des Staats = und Rechtslebens)に於て、平和部落の起原を尋ぬ先づ指を種族組合制(Geschlechtsgenossenschaftliche Organization)に數へたるか如きは、即ち之れなり。

然るに、此等の獨立せる團體が群居して混同するに當りてや、最早祖先の遺靈は、

祖靈

兵力

神威

以て他の團體を心服せしむるに足らず。必らずや、他の求力心によらざる可らず。其の一は、則ち兵力にして、有形的の勢力を以て、他を征討して、之れを屈服せしむるに在り。他の一は、則ち神威にして、心理的の勢力を以て、人を感動して、之れを心服せしむるに在り。而して後者は前者に比して、其の效驗微弱なるが如くにして、却て之れに過ぎ、且其の實行の手段も、左程に勢力を要せざるを以て、古代に於て、英傑の士は、盛んに此の法を採用し。人民の服従する法は、決して人爲に成るものにあらずして、神が自ら之を制定し、神聖にして、侵す可からざるものなることを説けり。神授立法説の起る所以は、即ち茲に在り。英傑の士は、實にこれを以て、人民の行爲の標準となし、これに由りて、人民統御の規則となしたるが故に、其の法律は強大なる勢力を得て、人々喜むで、之れに従ひ、敢て之れに背く者なかりき。

第三節 神意表現説

第一款 概論

神意表現説或は間接啓示説 (Indirect Revelation) は、神授立法説よりも、後に起る所

の思想にして、法律は間接に神意の發表せられたるものなりと云ふなり。故に、此の説によるときは、法は人の制定するものなれども、其の之れを制定するに至るの原因、其の之れを行ふの力、及び人の之れに服従せざる可からざる理由は、其の淵源が、神の意思に出づるが故なりと云ふにあり。今此の説の沿革を次に畧述すべし。

第二款 上古ノ學説

上古に於て、希臘及び羅馬の學者の之を唱ふるもの少なからず。

(1) プラトン (Platon) の法律論 (De Legibus) に曰く、法の基礎たる正義 (Justice) は、其目的たる人をして、神聖ならしむるに在り。故に、法に従ふは、即ち神の意に従ふものなりと。

又「共和論」 (Republica) 中にも、人は、元來神が作りしものなり。完全なる者は、獨り神のみ。故に人は及ぶ可き丈け、神に近づかざる可からず。而して、之が爲めには、神を敬し、神を信ずることが必要なり。之を以て、政治の目的は、人をして神の如くならしむるに在り。法律に従ふは、即ち神の意に従ふも

のなりといへり。

(2) 有名なる希臘の雄辯家デモステニス(Demosthenes)曰く、凡そ人の法律に従はざる可からざるの理由、一にして足らずと雖。就中、其の最も大なるものは、法は即ち神の創造にかゝり、神が人類に附與したる賜なればなりと(εἴρηνας ἐστὶ νόμος εὐνομία κτῆ γὰρ θεῶν θεοῦ)

(3) 羅馬時代に於ても、シセロ(Cicero)の如き、又之れを言へり。曰く、法は上帝の判断にして、善良なる所爲を命じ、之に反する行爲を禁ずるものなりと。これ、法の基づく所は、神にありとするものなり。

第三款 中世の學說

中世羅馬教の盛大なるに當りてや、神意表現説は、歐洲一般に行はれたり。而して、此の考を諸國に普及せしめたる者は、セント、オーガスチン及びトーマス、アックイナス等なりとす。二人共に中世紀における宗教法律家(Religio-Legalisten)と以て稱せられ、最も有名なり。

今セント、オーガスチン(St. Augustin)の著神國論(Civitas Dei)に就て見るに。

オーガスチン

(1) 氏は、政治及び法律の基礎は、宗教にあることを論じて曰く。人は、萬物の靈長なり、神は、最高の善なり。故に、萬物存在の最終目的は、最高の善即ち神に近づくに在り。法律の基本たる正義の觀念は、敬神の意に存し、國家の目的も、各人をして神聖ならしむるに外ならずといへり。

(2) 氏は、又説をなして曰く。我々のいはゆる國と稱するは、大神國の一部分にして、而して、此大神國は、之を三大界に分つことを得可し。第一界は、在天の神國なり。此境界に於ては、神は自ら大慈悲を以て、支配するものなり。第二界は、在地の神國なり。此境界に在ては、人の強制力を以て、支配するものなり。第三界は、寺院なり。此境界に在ては、他界の者をして、及ぶ可き丈、神聖なる生活をなさしめむが爲めに、法王が神の意を承けて、之を支配するものなりと。此説は第二篇に於て説明するが如く、大なる影響を、當時に及ぼせり。

(3) 又、氏の説によるときは、主權は最上權にあらずして、神より與へられたるものなり。故に、神の代表者たる者が(法王)之れを許さざるときは、主權は其の

アックイナス

根據を失ふものとせり。而して神法と人法、或は教會の命令と帝王の命令とが、抵觸する場合には、前者は常に後者に勝るものなりといへり。

オーガスチン氏に次で、最も有名なる宗教法學者はトーマス、アックイナス(Thomas Aquinas)なり。氏も等しく、法の淵源を神意に歸せしが、兩氏の差異をあぐれば、オーガスチンは、寧ろ君主説に傾きて、後世神權君定説の基をなしたるに反し、氏は寧ろ民主々義に傾きて、人民の利益即ち公益は、神の命ずる所なり、故に法は公益を進むるを以て、其の目的となすことを論じたり。

斯くの如く、二氏其の説く所の傾向は、赴を異にせりと雖も、法は神意の間に表はれたるものなりと云ふ考に至りては、一致せり

第四款 近世の學說

近世に至るも、神意表現説を主張する者少からず。就中、佛國のツ、ポナール (De Bonald)及びサルチニアのヨセフ、ツマイストル (Joseph de Maistre)の二人を以て、最も有名なりとす。最も近くは、獨逸のホン、ハール (Von Haller)及びスマール (Stahl)等あり。

ツ、ポナール

ツ、ポナール氏は基督教の基本たる三位一體説 (Trinity) を應用して、凡ての事に論及して曰く。凡て社會には三つの必要なる原素が存在するものなり。曰く、權力者 (Autorité) 曰く執行者 (Exécutif) 曰く服従者 (Sujet) これなり。又國家における三要素は、即ち、主權者、官吏及び人民なり。此三原素は、獨り國家及び社會に於て存するのみならず、宇宙萬物みな之を備へざるものなし。何となれば、萬物は悉く原因方法結果の三者によりて支配せらるればなり。又人類全體につきていふときは、神は權力者、羅馬法王は執行者にして、人類は其の服従者なり。而して萬物にありて原因と云ひ、國にありて主權と云ひ、社會にありて權力者と云ふは、皆其根本を神に基するものなり。而して法律の如きは、神が主權者をして、人民を支配せしむる具にすぎずといへり。

ヨセフ、ツ、マイストル

又ヨセフ、ツ、マイストルは、曰く。人は萬物の創造者にあらずして、被造者なり。萬物の創造者と云ふ可きものは、獨り神のみ。佛國の革命は被造者にして、造物者とならんとせる、僭越の企てなりと云ひ。以て、法の基礎を間接に神におけり。

第四節 神權君定説

意義

神權君定説に従ふときは一國の君主は天命を承けて、萬國を統御するものなりとし、法は君主が神より與へられたる、立法權によりて制定するものなりとするなり。

神意表現説との差

此説は、前の神意表現説に類似すと雖も、其の重きをおく點に於て、異れり。即ち神意表現説は、神意を以て第一におくに反して、此の説に於ては、君主の意思を以て第一位におき、其君主の意思の發動を、神より得たる所の權利に歸するものなり。而して、變遷の順序よりいふも、神意表現説の後に、出づ。

今世は存在せず

神權君定説は、中世に最も熾んに行はれ、所謂國教制度若くは教國制度なるものと、其性質根本を同ふす。近世に至りては、文明諸國、乏しを唱ふる者極めて少し。是れ、近世の大勢は、宗教と法律、教會と國家との分離を以て、原則とするが故なり。今日に於て、尙此説を固守するものは、半開以下の國にして、殊に回々教を奉ずる諸國に行はる。又文明國と雖も、形式上に於ては、多少其の痕跡を存するを見る例之、法律の公布式又は條約の締結等に於て、其の前文に、殊に「天祐に由りて云々」(“bei Gnaden desGottes.” “by the Grace of the God.”)と書するが如きは、明かに之を證

今世も痕跡を止む

す。然れども、是れ唯昔日の慣習の惰性と、尊嚴威望を高むる爲に用ひたるものにして、實質上何等の効力なきものとす。

神權君定説は、政教合一制と其基礎を同ふし、而して、政教合一制度は第二篇に於て詳論すべきが故に、茲に凡て説明を省略す。

第二篇 國家宗教關係論

第一部 政教合一制度論

第一章 概論

團體

アリストテレス氏の曰へるが如く、人は社交的の動物にして、常に群居して生活を營むものなるが故に。種々なる原因と目的との爲に、團體を形成することは、蓋し自然の勢なり。而して、彼の政治團體たる國家、并に宗教團體たる教會の如きは、其の最も著しきものなり。

斯くの如く、國家并に教會が、各團體を形成し、而して同一の疆土内に、同一の人民を其分子となして、現はるゝものとせば。爰に國家と教會との關係に關する問題を惹起さざるを得ず。然り而して、古代に於ては、其の關係極めて密接にして時を経るに従ひ、漸次分離するの趨勢を呈せり。吾人は、今本篇に於て、其關係を分析して、概要を既述せむと欲す。

國家と教會

國家と教會との關係

惟ふに、古來國家教會の關係を概看するときは、

- (1) 政教合一制度
- (2) 信教自由制度

との二つに分類することを得べし。而して時代よりいふときは、政教合一制度は、古代に行はれたるものにして、上古より施て中世の終に及び、現今に於ては殆ど跡を文明諸國に絶てり。然るに、信教自由制度に至りては、其發達尙未だ古からず、政教合一制度衰頽の後を承け、近世紀の始め頃より其萌芽を發し、漸次成長したるものにて。現今に於ては、世界の大勢は、滔々として純然たる信教自由制に向て、進みつゝあるが如し。吾人は、先、第一部に於て合一制度を論じ、更に部を更めて信教自由制に及ばむと欲す。

政教合一制度の意義

政教合一制度は、種々の制度を統合したる總稱にして、極めて漠然たるが如し。今之を簡單にいひ表せば、政教合一制度とは、直接に政治と宗教とを統治する主體を同ふするか、或は然らざるも更に此主體を總攬すべき最高の統治主體ありて、二つ乍ら其の下に支配せらるゝ制度を云ふ。而して、其の性質として、左の

性質

條件を充さざるべからず。

(1) 國家と教會とを支配する主體は、直接間接に、同一なることを要す。是れ以上の定義に於て述し所にして、直接に統治主體を同ふするとは(1)國家が教會の上に立ちて、自ら其の主體となるか、(2)教會が、國家の上に立ちて其主體となるかの、二つの場合を云ふ。又間接に統治主體を同ふするとは國家教會共に對等の地歩を占めて、各其の下を統治し、更に唯一至高なる主體(神)を戴く場合を稱す。而して、以上何れの場合と雖ども、兩者が極めて密接して分離すべからざるに至りては、同一なり。然るに、後に説明すべき信教自由制度に至りては、信教自由の結果として、教會に自主權を與へ、一定の範圍内に於て、自ら活動するものとし、國家は唯教會を監督するのみにして成るべく、兩者互に相分離せむとするものなり。

(2) 次には、唯一の宗教が全國民を支配することを要す。以上の如く、政治は即ち宗教と混同せられ、國家と教會とは其統治主體を同ふするとせば、統治の客體たる國民が、總て同一の宗教に支配せられ、共同

分類

して之を遵奉するものなることは、自然の結果なり。此原則も、亦信教自由制度と全く相異なれり。信教自由制度に於ては、國民の宗教を奉ずると奉ぜざるとは、全く自由なり。昔に或る一定の宗教を奉ずることが、必要ならざるのみならず、全く何等の宗教を信奉せざるも、各人の自由に一任せり。然るに、政教合一制度にありては、或一定せる宗教を信奉することは、設令、人類たるの要件にあらずとするも、少くとも、國民籍取得の資格要件たり。若し、其宗教を奉ぜざる者あるときは、彼は、強制的に其宗教を追らるゝものとす。

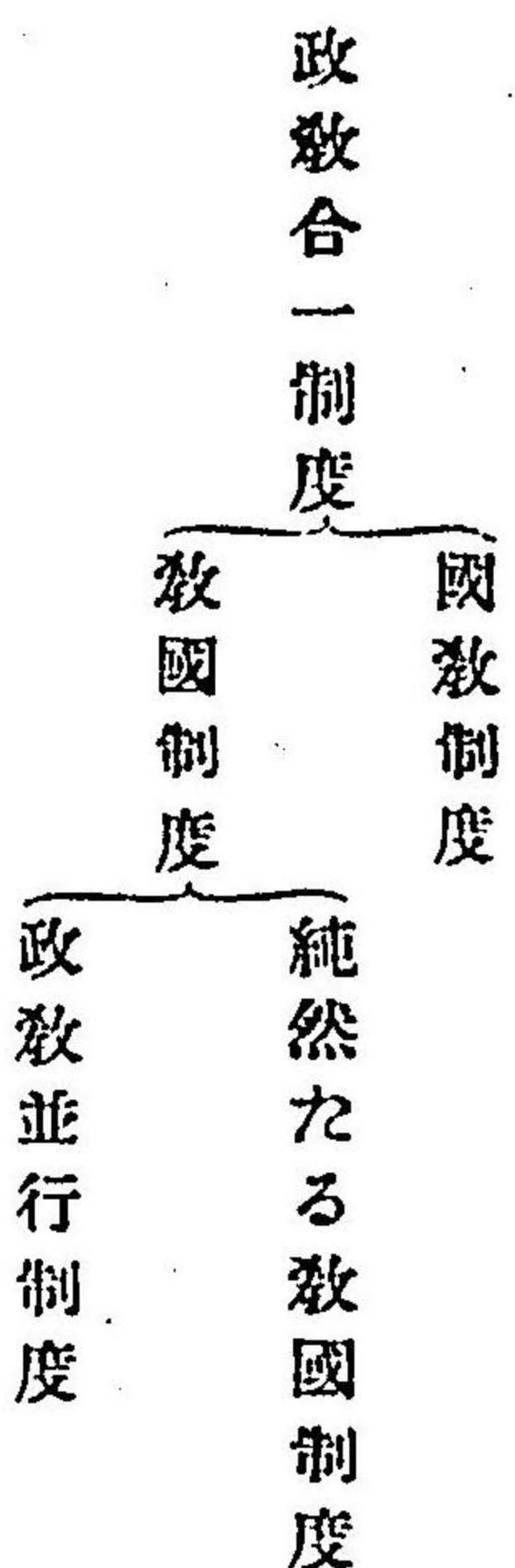
今此の性質につき、政教合一制度に分類を生ず。即ち、

- (1) 直接に、統治主體を同ふする場合に於て。
 - (a) 國家を以て、統治主體となすものは、國教制度と云ひ。
 - (b) 教會を以て、統治主體となすものは、教國制度と云ふ。
- (2) 間接に、統治主體を同ふする場合。

此場合には、國家教會共に對立して神を戴くものなり。故に政教並行制度

と稱す。而して神と教會とは、極めて密接なる關係あるが故に、此制度を以て、教國制度の一種となすを常とす。

故に、以上の分類を表記するときは、左の如し。



性質より生ずる結果

最後に、以上、政教合一制度の性質より生ずべき、自然の結果をあぐれば左の如し。

(1) 統治主體が國家教會中の一方に向て發したる法規は、當然、他の一方にも効力を生ず。

是れ、主體が同一なるより生ずる結果にして、總て統治者の發したる規則には、被治者の總てが遵守すべき義務あるは、明白なる原則なり。故に、例之、教國制度の場合に於て、教會の發したる法規は、當然、國家が遵奉せざるべからず。又國教制度の場合に於て、國家の發したる法規は、教會に於て、之に服從

することゝなるなり。

(2) 統治主體は、他の一方に對して、指揮監督の權を有す。

即ち、教國制度に於ては、教會は國家を指揮監督し、國教制度に於ては、國家は教會を指揮監督す。而して、其の統治主體は、國家機關の活動すべき範圍と教會機關の活動すべき範圍とを、自在に規定することを得可し。

以下國教制度、教國制度の分類に従ひ、其意義分類、法理沿革等の大體を論ぜむ。

第二章 國教制度

第一節 「耶蘇教國」を論ず

國教制度 (Staatkirchenamt) とは、以上述ぶるが如く、國家を以て、統治の主體となし、宗教を以て、國家に從屬する事務の一部と認むるものなり。従て、宗教の爲に、特別の機關、特別の組織を設けて、之を指揮監督するのみならず、國家は尙其の内部の事務に干渉するの權利を有するものなり。

國教制度は、最も早く發達したるものにして、古代の國家、概ね之に依らざるはな

國教制度

現今法理上の觀察

耶蘇教國の意

し。然れども、之を今日の立憲主義に對するときは、信教自由の原則に背馳するものにして、最早實行すること能はざるものなり。
歐洲耶蘇教の諸國に於て、耶蘇教國(Christenheit, Christenstat, Christendom)なる名辭あり。其の由來する所頗る古に屬するが如し。今其の意義の沿革を茲に論ぜんとす。

國教制度の時

第一。國教制度の時代に於ては、耶蘇教國なる語は、耶蘇教を以て國教となせる國家の意味に解したるが如し。其説に曰く、耶蘇教無限の功德は、耶蘇教國に於て始めて現實にすることを得べし。國家と教會とは、實に離るべからざるの關係あるものにして、國民たる者は、其の國家に服従するが如くに、亦耶蘇教を尊信して、之に歸依せざるべからず。之を以て、國民の政治上の權利の如きは、宜しく、國教の信者に限り、之を享有するものとすべし、彼の猶太教の如きは、之を認容すべきものにあらずと。而して、當時に於ては、耶蘇教は、唯一つの教會に屬し、後世の如く、數多の分派あらざりしなり。

教國制度の時

第二。降て、教國制度を採用せる時代に於ては、多少意義を變じたり。即ち、國民

政教並行制度の時代

は總て耶蘇教に屬し、耶蘇教の觀念を以て、耶蘇教の目的を達すべしと云ふは、第一と異なる所なしと雖ども、國家は耶蘇教の指示する所に従ひ、其目的を達する爲に存在するものなりと云ふなり。シューレル氏の言ふ所によれば、神國を作爲するは、耶蘇教國の目的なりとせり。是れ、即ち、神裁政治主義にして、國家は實に此場合に於ては、神慮を奉戴して、教會の神的權利に服従せざる可からず。
第三。政教並行説を採る時代に於ても、耶蘇教國とは、其國民が、同時に、教會の信徒たることを云ふに於ては、同一なり(Von Haller)。然れども、此制度の下に於ては、國家的組織が、宗教的組織に推移し、若くは宗教的組織が、國家的組織に轉變するを以て不可なりとす。又、國家が教會の上に位して、之を指揮監督すること能はざると同じく、教會が、國家の上に位して、之を指揮監督するの權利なしとし。若し、一方が他の範圍を侵犯する場合に於ては、之を防禦するの權能あるものとせり。

信教自由制度の時代

以上三種の説は、政教合一制度の下に行はれしものにして、耶蘇教の分派を認めず、國家と極めて關係あるものと見て解釋せしものなり。然るに、時を経るに従

ひ、耶蘇教の分派、益多數となり政教合一制度廢れて、信教自由制度之に代り、耶蘇教と國家との關係は、復今日の比にあらず。然れども、尙今日に至るまで、耶蘇教國なる名辭は、常に學者詩人の著書に散見するのみならず、條約文勅書法令等にも、往々之れを見るなり。例之、千八百四十七年、李滯西の議會に於て、猶太人公民法按に付ても、此字の爲めに紛議を生ぜしことあり。當時、大宰相ピスマーク氏は、其の六月十五日の演説に於て、淡白に其意義を解して曰く、耶蘇教國とは、耶蘇の教旨を、實際に布教するを以て目的とする國家なりとなすべしといへり。現今に至るも、尙異論をなすものなきに非ずと雖も、畢竟、耶蘇教國なる語義は、國家宗教の關係の變化するに従ひ、變化するものにして。現今信教自由制度の下に於ては、耶蘇教を信奉する人民の多數なる國家、或は、耶蘇教に對して特別なる待遇をなす國家と云ふの外、他に之を解釋するの途なかる可し。

要之、耶蘇教國なる辭は、千古を一貫して、一定不變の意義を有するものにあらず。時勢の趨向に従ひ、其意義を異にするものなることを知らざるべからず。

第二節 羅馬時代

討論

羅馬の始め

基督教の初めて起るや、基督教會は、常に羅馬政府の迫害を受けたり。蓋し、基督教は、もと惟一神教(Monotheism)にして、彼の「ハイデン」諸宗の多神教(Polytheism)と相容れず。基督教徒は、常に他教の法儀、祭祀等に與かることを嫌思するのみならず、社交上の交際をも、努めて避けんとせしかば、國民の忿怒を買ひしも故なきにあらず。又、當時羅馬に行はれたる諸宗教は、皆國民的の性質を有し、成るべく、國民的性情に一致せんことを期したるに關せず。基督教は、國民的の範圍を脱し、世界的宗教の態度を取り、敢て一國民と親密なる關係を結ばんことを欲せざりしかば。宗教の利用に汲々たりし當時の帝王は、益之れを敬視せり。今、史上に有名なる例をあぐれば、彼ネロー(Nero)皇帝が、羅馬市を焼き拂ひたる時に當り、故らに罪を基督教徒に歸して、殘忍酷薄なる迫害を加へしが如き。又、彼テオクレチアヌス(Diocletianus)帝が、聖書を焼き、會堂を毀け、僧侶信徒を屠殺せしこと、十數回に及びたるが如き、これなり。

羅馬帝國に於て、始めて基督教に法律上の認許を與へ、之を優遇し、國教制度の基礎をなしたるは、東帝國のコンスタンチヌス(Constantinus)皇帝に始まる。帝は、紀

コンスタンチヌス帝

元三百二十五年に於て、ニケーア(Nicea)宗教會議の席上に於て、

爾曹は、教會中の僧正なり。然れども、教會外全般の僧正は、則ち朕のみ、と述べ、又三百十五年マイラント(Milan)宗教會議に於て

皇席の意思は、則ち國家并に教會の法律なり。皇帝の欲する所は、寺法として遵守せざるべからず。

といひしが如き。國教主義の真相を發露したるものと云ふ可し。

蓋し、當時コンスタンチヌス帝は、基督教に依りて、以て東大帝國の領土の統一を計りしものにして、皇帝は一國最高の主權者として、教會における立法權を始め、教務裁判等、みな帝の一身に屬せり。教會最高の機關たる宗務總會の如きは、立法司法の權力を有したりと雖ども、其の議決は、更に皇帝の裁可を俟たざるべからず。加之、皇帝は、更に此等の機關の參與を要せずして、教會に關する法律を制定公布するの權力を有せり。又一方に於て、基督教徒にありても、彼聖徒保羅パウロが何人も、己れに對して權力ある上司には、服從せよ。神に由來せざる上司なければなり。

其繼嗣

と言ひたる語を以て絶對的に解釋せざりしとするも、基督教は三位一體の神の外能はざればなり。兎に角、皇帝を首長に戴き、好意を以て、之に服從せるは事實なり。

然るに、又皇帝に於ても基督教會を保護するを以て、任務となし。殊に帝の嗣子の世に及びては、異教徒の鎮壓に従事し、テオドシウス(Theodosius)皇帝の時に及びては、純然たる國教制度を布き、異教徒は、公職より排除せられたるのみならず、死刑に處せらるゝに至れり。

又ワレンチアヌス(Valentinus)第三世は、四百五十五年の法律に依り、基督教の教正に、教務首長の地位を與へ、帝國西部における立法權及び裁判權を委任せり。而して、ユスチニアヌス(Justinianus)帝は、更に一步を進めて、宗務總會にて議決したる法律の效力を以て、皇帝の發したるものと同等なりとするに至れり。

要之、東羅馬帝國に於ては、コンスタンチヌス以來、一方に於ては、教會に多大の特權を與へて之れを優遇し、基督教會を以て國內における最高なる團體となしたると共に。一方に於ては、教會の内部に干渉して、其の獨立と自由とを奪ひ、以て國家統一策に利用せむことを期せり。斯くの如くにして、ユスチニアヌスの時

代に及びては、國教制度たる總ての施設は遺憾なく具備せらるゝに至れり。

第三節 「フランクン」時代(Frankisches Zeit.)

東羅馬帝國の有様は、以上の如くなりしが、其の滅亡するや、之に次で國教制度を採用し、之に由て帝國を創創せるものを、フランクン帝國とす。フランクン帝國は、ゲルマン入種にして、西羅馬帝國を滅亡し、之に代て西部歐大陸に雄視せしものなり。

第一メロヴァンゲル時代(Merovingians.)

國教制度を採
りし理由

クロロビス(Clovis)の「フランクン」帝國を創立するや、國教制を採用せり。其理由を尋ねれば、

- (1) 國家教會が、其政策上、宗教を利用するの得策なりしこと。即ち當時、帝王が新附の人心を收攬するには、唯一の宗教を以て之を國民に強制し、僧徒を優待して、自ら其の保護者となり、一方には、教會の歡心を得、一方には、國民に統一的權威を示すことは、最も有利なる方策なりき。
- (2) 又教會に於ても、國家の力を假ることを必要とせり。何となれば、當時、ゲル

當時の國教制

マン種族は、皆異教徒にして、基督教の勢力範圍は、未だ十分に擴張せられず。即ち、教會は、内に大本を確立し、外に勢力を普及することに於て、特に、國家の力を要したるなり。斯くの如くにして、國家と教會とは、一致の働きをなすこととなり、左の如き關係を生ずるに至れり。

- (1) 宗務總會の招集を命じ、開會閉會をなし、其決議を裁可し、執行するの權は、凡て皇帝の權内にあること。
- (2) 國家裁判所は、漸次、其管轄範圍を擴張し、僧侶間及び僧侶と俗人との民事事件、中物に關する事項は、總て其の管轄に歸したり。又刑事事件と雖ども、下級僧侶に關するものは、勿論、上級僧侶に關するものと雖ども、國家裁判所之を判定したることあり。
- (3) 教會は、フランクン國に於て、徐々に其勢力を扶植し、第七世紀の終に及びては、全領土の三分一を有するに至り。且、免稅地(Immunitet)なる特權を得て、租稅の公課を免除せられたり。

第二〇〇〇。カールマンテル時代 (Carolingians.)

カール、マルテル

カールマンテル (Carl Martel) が「メロウジャン」に次て、帝國を統括するや國教の主義は、毫も其の舊態を改むるとなく、却て益親密の關係を結べり。即ち前時代に於ては、直接に羅馬法王との交通少かりしが、此時代に及びて、其交際は深厚を加ふるに至れり。例之七百四十二年の宗務總會に於て、法王はフランケン國の教正等をして、終生羅馬教會の下に立ちて、彼得及び其繼嗣に對し、凡て其命令を遵守すべきことを誓はしめしが如き。國家は之を妨げざるのみならず、擧る之を獎勵せり。其代りに、又一方にては、羅馬法王は、マルテルの子ピピン (Pippin) の自ら政柄を取るや、フランケン國の帝位に上らんことを慫慂し、遂に七百五十四年に至り、ピピンの爲に「セントデンニ」の教會に於て戴冠の大式を擧げ、教正に對して、皇帝に從順なる可きを命じたり。

ピピン

シャールマン
大帝

有名なるシャールマン大帝 (Charlemagne) が、七百九十九年、法王レオにより、基督降誕の日を期し、「セントペテロ」の教會に西羅馬皇帝の帝冠を戴くや。皇帝と法王との同盟は、益鞏固となり、殆ど空前絶後の國教制度を現出したり。即、皇帝は、自

ら教會の行政を監督して、其最高指揮者となり、教義の爭論の如きは、宗務總會又は羅馬法王の意見を諮詢することなく。皇帝の獨斷を以て、之を裁決するに至れり。

皇帝は、又基督教的世界統一の君主國 (Christliche Weltuniversalmonarchie) を以て其理想となせり。七百九十六年に於て、法王レオ三世に與へし書に曰く、國內には、羅馬教會を保護して其普及を計り、外邦に對しては、異教徒の侵入を防ぎ、之を討伐して、大に基督教の隆盛を來さんことは、實に朕の自ら任ずる所なりと而して斯の如き理想は、皇帝の雄邁なる手腕によりて、着々實行をなし、當時皇帝は實に國家教務の最高主權者たりしのみならず、併せて、教會事務の最高統治者なりき。

其死後

斯くの如くにして、國教制度は、當時其最高の氣運に達したりしが、皇帝の死するや、嗣子諸國に自立して、其勢力衰へ。一方には、羅馬教會の勢力は、冲天の有様なりしを以て、國教制度は、亦昔日の舊態を維持すること能はざるに至れり。

第四節 中世紀及其以後の國教制度

オットー一世

前節の如く、シャールレマン帝國の分裂は、國教制度の勢力に影響すること頗る大なりしと雖ども、尙オットー大王(Otto the Great)の創設せる帝國に至りては、第十一世紀に至る迄、其勢力を保維せり。殊にオットー大王の時代に於ては、其隆盛なること、決してシャールレマンの時代に譲らざりき。然りと雖ども、教會は、漸次其權力を増加し、教正任命權の如きは、尙帝王の有する所なりしも、宗務總會を招集し、及び其決議に裁可を與ふるが如き、又宗務總會の決議なくして、自由に宗教法令を發布すべきか如き權能は、亦昔日の状態の維持すると能ざりき。蓋し、第九世紀の後半より、一般に、教會は從來蓄積せる勢力鞏固となり、權力の中心點は、國家より教會に移り、前日帝王補助を受けたる法王は、奮然として主動者の地位に進み、終に國教制度より、教國制度に推移するの勢を成せり。

第十一世紀以後の歐洲は、教國制度隆盛の天地なり。然れども、諸國の帝王中、昔日の制度を固執し、教會の勢力を制限して、國家的權威を擴張せんとする者なきに非ず。殊に第十四世紀に於て、マルジリウス、ホン、ブツアが、其著書「デヘンゾール、パチス」に於て、國家は教會の勢力を全滅す可しと論じたるが如きは、教國制度

第十一世紀後

新國教制度

新國教制度は
國教制度にあ
らず

全盛の反動として見るべきなり。

第十五世紀に於ては、基督教に分派を生じたと、各國君主が中央集權的國家を擬設せしとに由りて、國教制度再び其勢力を回復し、教會の内部に對して干渉を試み。殊に佛國に於ては、千四百七十五年を以て、總て羅馬より發せる法王の法令は、國家の認許を経るにあらざれば、其效力なきことを宣言せり。是れ、實に近世紀に於ける新國教制度(Neue Staatkirchentum)を生じたる萌芽なり。

新國教制度とは、近世の國家的觀念に基づけるものにして、古代及び中世紀における國教制度とは、全く異れり。是れ、吾人が後に論ず可き、教會公認制度の異名なり。即ち、往時に於ける國教制度にありては、國家は主權者たるも、尙其上に、上帝なる最高の主權者ありて、國家の權力は、即ち上帝より賦與せられたるものと、政治と宗教とを混同して、宗教の事務を監督するは、國家の天職として缺くべからざるものと看做せり。然るに、新國教制度に於ては、國家を以て教會の上立たしめ、一切の主權を掌握するものとなすの點は、往時と異なることなしと雖ども、近世の國家は、上帝の權力を認めず、政務と宗務とは全く種類を異にする

ものとして、教會の内部に干渉せず、其監督權を行使するは、上帝に對する職責に
あらずして、専ら國家の利益若くは秩序を維持せむが爲めなり。要之、新國教主
義なるものは、其名は國教制度に類似すと雖ども、其實質に至りては、全く異れり。

第三章 教國制度

第一節 純然たる教國制度

第一款 教國制度の觀念

教國制度の主
意

教國制度 (Theokratie oder Kirchenstaat) は、全く國教制度に異り、實に上帝を以て、最
高の主權者となすのみならず、教會を以て、現世界を統治する主權者となすもの
なり。故に、國家は、教會に附屬する一の營造物にすぎず。教會の首長たる法王
は、現世界における無上の君主にして、絶對無限の權力を有する者なり。
今、其の說の基つく所を爲するに、其說に曰く、俗界の國家は、偏に現世界の福利を
求むるに汲々たる者にして、所謂罪業を重ねたる者なり。而して、此罪業を免れ、
天帝の冥福に浴せんと欲せば、須らく、上帝の直轄せる國家、即ち教會に歸依し其

教國制度の分
析

命令に服従せざる可からず。教會は、實に上帝の創造せるものにして、全世界を
統一する國家なり。俗界の國家は、其下に立ちて、其利益を進捗し、教法の擴充に
務めざる可からずと。

今、教國制度の主張する所を分析すれば、左の如くなる。

- (1) 教會は、現世における神國なり。國家を統括する國家なり、國家は、唯教會に
よりのみ、其宿業を消滅せしむることを得。
- (2) 教會の首長たる法王は、帝王中の王にして、上帝に代り全世界を統一する者
なり。其權力は、汎く精神界及び物質界及び廣くして至らざる所なし。帝
王と雖ども、之に背くを得ず。之に背くときは、「破門」(Excommunication)の罰を
課することを得。

(3) 帝王は、法王の命令に服従せざるべからず。帝王の地位は、法王の最高從者
たり。其即位は、法王の洗禮及び授冠によりて、效力を生じ、即位の禮は、即ち
服従の宣誓をなす者なり。故に、帝王にして命令に違背するが如きことあ
らば、同じく、破門の罰を蒙るべきものとす。

現今法理上の
觀察

(4) 一般の人民は、國家に對して、服従の義務を有すれども、是れ上帝の命ずる所なればなり。故に、帝王の命令と、法王の命令と、牴觸する場合には、人民は、法王の命に従はざるべからず。

(5) 教會における僧侶は、衆生濟度の尊職を奉ずるものなり。故に、國家は、之に對して命令權を及ぼすことを得ず。僧侶もし罪を犯すも、國家の裁判所に之を判決することを得ず。又租稅其他の負擔を免るゝものとす。

(6) 教會の法律は、國家の法律よりも其效力強し。故に、兩者相矛盾する場合には、前者を以て正當となさざる可からず。其處分命令等亦同じ。

(7) 異教者は、上帝の命に背くものなれば、之を捕へて、正道に導かざるべからず。國家は、其權力を以て、異教徒を禁遏せざる可からず。

斯くの如き思想は、純然たる教國制度の下に行はれ、中世紀の間、歐羅巴大陸に勢力ありしものなり。然れども、之を現今の開明諸國に行はるゝ思想に對するときは、(1) 管に信教自由の原則に反するのみならず、(2) 又國家主權最高の原則に背馳するを以て、全く認むることを得ざるなり。

教國制度發生
の原因

「ブノイド、イ
シドール」

其影響

第二款 教國制度の沿革

教國制度は(1) 國教制度によりて、教會が多くの特權と勢力を得たると、(2) 國教制度に自然的の反動を生じたると、(3) 羅馬帝國の衰頹せしとに乘じて、起りたるものにして、既に第九世紀の頃、其萌芽を生ぜり。即ち、彼の「ブノイド、イシドール」并にオーガスタチンの「神國論」の如きは、實に、其の先驅となりたるものなり。

「ブノイド、イシドール」とは、フランケン時代に於て、法王累代の法令を蒐輯したる書にして、題して「イシドール」と云ふと雖ども、實は他人の偽作にかゝる、「ブノイド」とは則ち偽作の意なり。此書によるときは、専ら法王權の不可侵なることを述べ、羅馬法王を以て、聖徒彼得の繼承として、上帝に代りて、全世界を統一するものなりとし。教正は法王の代理人にして、僧侶は法王の從者なるが故に、裁判所は、管に之を裁判すること能はざるのみならず、之を訴ふることを得ず。又總て法王及び教正の命令に反せる俗界の法律は、無効なりとせり。

此「ブノイド、イシドール」は羅馬加特力教の憑證として尊信せられ、爾來歴代の法王、皆此の目的を達するに、全力を費したり。即、彼のニコラス第一世は、之を以て

最盛時代

爾後

天下普通の律法なりと宣言し、ヨハン第八世は、之を榜標して諸國の君主に對して頑硬なる抗議をなし、帝王の位は法王の授與するものなりと公言し、帝位の争は法王の裁定を俟たざるべからざることとなせり。

然り而して、此制度の定全なる發達の域に達したるは、第十一世紀にあり。當時、法王の位には、豪宕不羈なるグレゴリー第七世あり。索遜王朝のハインリヒ第四世と教職任命權 (Investiture) に關して端なく争論を開き、遂に之を破門して、一國の帝王をして、嚴冬三日の間、白衣洗足にて、カノッサ城門に佇立して、哀を法王に乞はしめたるは、有名なる事實として、人の普く知る所の如し。

此教會主權、法王至上の主義は、其後羅馬加特力の僧侶及び法王が、唯一の教義として、固守し、近世紀に至るも、尙之を棄てざりき。唯純然たる教國制度は、世の進歩するに従ひ實行し難きを以て、多少其説を緩和したるのみ。而して、其如何に變遷したるやは、次節に至りて之を説くべし。

第三款 教國制度主張者の説

教國制度を主張するが如きは、今日吾人の目より見るときは、頗る奇異の觀を呈

オーガスチンの神國論

するも、當時に於ては、一般に斯の如く信ぜられたり。其説を攻究するは、頗る興味あるが故に、左に聊か之を記すべし。

彼のオーガスチン (St. Augustin) の神國論 (Civitas Dei) は、教國主義を最も系統的に記載したるものなり。今其要點を摘記すれば、

(1) 吾々の國と稱すれば、大神國の一部分にして、大神國は之を三大界に分つ。

第一界は、在天の神國なり。第二界は、在地の神國なり。而して、第三界は、即ち教會なり。教會は、他界の者をして、在天の神國に導くべきものにして、法王が其首長として、之を統治す。

(2) 教會は、現世における神の代表者なり。善く教會の命を奉ずる國家は、早く罪業を消滅して、天國に至ることを得べし。教會は、國家に對して命令の權を有す。

(3) 故に、國家は、常に教會の命に従はざる可からず。然らずんば、其國は、魔界にして天國に至ることを得ず。

(4) 従て、一國の首長たる帝王は、常に、此意を體して、國家を統治せざるべからず。

教國制度の下に於ける主張

これ、帝王たるもの、天職なり。若し、異教徒あらば、之を處分するは、帝王の最も力を致すべき所なり。

其他、羅馬教徒の唱へたる語にして、後世に有名となりし言を摘記すれば、左の如し。

(1) 僧門の帝位におけるは、恰も心靈の身體におけるが如し。僧は靈を統べ、帝は體を治む。是故に、帝は其首を僧の膝下に屈すべし。(セント、クリソストームス)

(2) 汝は、如何なる權利を以て、吾曹を強制せむと欲するか。汝は、教正の上に權力を有せざるのみならず、寧ろ其裁判に服すべきものなり。(セント、ルーチアハ)が皇太子に對する言

(3) 基督の律法は、汝等を、我曹の權力及裁判に服せしむ。吾曹の權力は、汝等の權力に優れり。何ぞ、心靈が物質に劣り、天國が俗世に下るの理あらんや。

(セント、グレゴールの帝王に對する言)

(4) 總て、法王又は教正の命令に反する俗界の法律は、無効なり。(ブノイド、イシ

ドール)

(5) 畜類が牧者に優り、人間が神に優るの理なし。(同上)

(6) 俗界の物質を支配する權力は、罪業消除の功德に勝るの理なし。(セント、ペルナルツス)

(7) 君主は、惡魔より出づるものにして、殘忍暴虐は、其本性なり。(ゲーゴール七世)

(8) 國家は、惑星にして、教會なる太陽の光に由て照され。而して、其軌道を回るものなり。(中世の諺)

(9) 牧畜の所有主は、怠慢の牧者を放逐するの權利あるが如く。教會の命令に違ふ君主は、必らず廢止せられざるべからず。(メネゴルツス)

(10) 各帝國は、法王權の從屬たるにすぎず。帝王を指名し、且之を變更するは、法王權當然の作用なり。(法王インノーセント三世)

以上の語を見ると、ときは、神裁政治の思想が、現今の思想と全く相容れずして、迷信に彷徨せしことを知るに足る。

直接高權説と
間接高權説

第一節に説きたる制度は、純粹なる教國制度にして、國家の權力は、其體は羅馬法王にあり、國王に存する者は唯其用のみとするものなり。之を稱して、直接最高權説 (Potestas directa) と云ふ。然るに、此の説を緩和して、間接最高權説 (Potestas indirecta) なるもの起れり。

間接高權説を
生じたる原因

間接最高權説は、第十六世紀の半頃に起れる説にして、以上述べたるが如く、中世紀に於ては、専ら純粹なる教國制度が行はれたりと雖ども、物盈れば虧くるの習にもれず、種々なる原因は、相綜合して、其主張を頑守すること能はざるに至れり。今試に之をあぐれば。

- (1) 中央集權的國家の權力の増加にして、國家の隆昌と、教會の專制とは、相一致せず。國家が封建的亂世の時代に存在するに當りては、教會は其勢力を逞ふするを得べしと雖ども、一旦、國家が其鞏固なる團結をなし、廣大なる領土を有するや、勢ひ、教會の力は衰へざるを得ず。
- (2) 文明の進歩、人智開發の結果、學理は漸く宗教より獨立するに至り、妄りに、法

首唱者

王の權威を以て、之を抑制することを得ず。殊に、彼の「レネッサンス」の風潮は、一世を風靡して、人心次第に教會の壓力に服従せざるに至れり。

(3) 第十四世紀の始めに、盛となりたる國法學の發達は、純然たる教國制度と全く反對の態度を採れり。此の原因は、教國制度を破壊したる主たるものにして、國法學の研究は、爾後、中央集權的國家の發達と共に、兩々相提携して、其根底を固ふし、教國制度をして、漸次國權に讓步せしむることゝなれり。

等なり。時勢の變遷は、以て如何ともすること能はず。遂に、其の結果として、説明の方法に於て、中世における教國制度を緩和することとなり、次第に其勢力を得るに至れり。

此説を始めて主張せる者は、ベルラルモン及びズアレツ等とす。其の説に曰く、教會の國家における關係は、中古の教國主義に於て見るが如き、絶對的の權力を保維するものにあらず。國家の權力は、管に其用に於て、教會に屬せざるのみならず、其體も、亦教會に屬せず。唯國家の權力が、教會の目的を妨げ、宗教及び教會に危害を及ぼす場合に於ては、教會は相當の處分を以て、之を監督し、矯正するの

權利を留保すといふにあり。故に、直接高權説との異同を表すれば、

(1) 同じき點——最高の主權者は、教會にあること

(2) 異なる點——直接最高權説「國家の權力は唯用のみ國家に屬す」
間接最高權説「國家の權力は體用共に國家に屬す」

其影響

此説の主張せらるゝや法王シクスス第五世の如きは、國家に對する羅馬教會の權力をして、大に薄弱ならしむるものなりとして、之に反對せり。然りと雖ども、此説によるも、尙國家をして教會の支配の下に立たしめ、教會の命令に服従せしむるに至りては同一にして、唯幾分か自立の分子を加へたるにすぎず。之を實行する上に於て、時勢の趨勢に伴ひ、頗る便利なりしを、以て教會も亦之れを非難せず。學者著述家等にして、此説に傾くもの多かりき。

現今加特力教の主張

此間接最高權説は、現今に於ても、尙羅馬加特力教の實際上の行動と、相一致するものゝ如し、即ち、中世紀における教國主義の如きは、餘りに極端にして、現今に於ては、羅馬教徒自身と雖ども、斯の如き確信を有せざるが如し。然れども、國家の權力に自立を認めたる範圍内に於て、教會主權、法王至上主義を唱導するは、殆ん

「プロテスタン」宗會

ど加特力教の生命なるが如し。例之、第十九世紀における「プロテスタン」宗會及び獨逸における「開明戰爭」の如きは之を證明す。

「プロテスタン」宗會は、一千八百六十八年、法王ピウス九世が羅馬に召集したるものにして、其主として審議せられたるは、法王の世界主權論及び不可侵權となす。而して、殆滿場一致を以て、可決せられたる所を見れば、法王は聖徒彼得の繼承者として、基督の代理者たる權能を有し、全教會の元首にして、全信徒に對し師父の地位を占むる旨を認めたり。又彼の「開明戰爭」に於て、法王ピウス九世が獨逸皇帝ウルヘルムに送りたる書狀を見るに亦此主義を公言せり。曰く、

陛下よ、一度神前に於て洗禮の式を受けたる者は、其如何なる人たるを問はず、等しく、皆予に隸屬すべきものなり。

要之、間接最高權は、羅馬教會の今日に於て把持する主義なり。而して、今日の時勢と、教會至上主義とを歸納して、唱導するに、最も便利なるものなり。然れども、國家の進運は、亦此主義のみを墨守すること能はずして、次に論ずべき、政教並行主義なるものを現出するに至れり。而して、實際上、羅馬法王の採る所の政策及

結論

開明戰爭

議論を見るに或は教會最高權説を唱へ、或は政教對等の政策を施行し、其實行は一の主義を以て一貫すること能はずして、兩者の間に彷徨するは、今日の現状なり。蓋し、是れ教國制度が、今日の信教自由主義と矛盾するに基ひするものにて、亦止むを得ざるの勢なりとす。

第三節 政教並行制度

政教並行制度の意義

政教並行制度 (Co-ordination Theorie) とは、以上の教會最高權説をさけて、之を緩和したるものなり。其説によれば、國家は俗務に關し、教會は教務に關して、各最高權を有す。故に國家は教務に關して教會の權限を犯すことを得ず。又教會は政務に關して國家の權限を侵犯することを得ずと云ふにあり。然り而して、其の最高なる權力を有する者は、唯一の圓滿なる上帝なりとなすなり。

他の制度との異同

此制度は、教國制度の一種類として擧げたりと雖とも、恰も純粹なる教國制度と政教分離制度との中間に位し、兩者何れにも類似する點あり、又相異なる點あり、又簡明に表記すれば、左の如し。

(1) 純粹の教國制度及政教並行制度

同じき點——主權國家に存せず

異なる點——教會に重きを置くの有無

同じき點——國家と教會との分離

異なる點——國家に重きを置くの有無

(2) 政教分離制度及政教並行制度

次に、少しく此制度の沿革を述べんに、近世紀に於て、國家主權の主義と教國制度との爭論は、着々國家の爲に勝利を占められ、羅馬法王は數度の爭鬭の爲に、漸次其領土を失ひ、今や僅かに羅馬市府の方數里を所有するを得るのみ、斯くの如くに法王は其勢力微々として、亦昔日の面影なきを以て、教會至上主義を絶叫するも其効なく、遂に政教並行の主義を默認することゝなれり。

政教並行主義の實行を見たるは、一千八百五十五年、奧國皇帝フランツ、ヨセフと羅馬加特力教との間に締結せる宗教條約なり。今其の内容を摘記すれば、左の如し。

(1) 教正は、教正たる體面に違背せざる範圍に於て、一身上、皇帝に對して義務を負ふも、憲法に對して其責に任することなし。

(2) 教會庇保權は、公安を害せざる限りに於て、承認すること。

政教並行制度の由來

其實行の始め

- (3) 認可法は、之を全廢すること
- (4) 教會刑罰權は、完全に承認せられ、教正は、教會裁判所に於て、僧侶の犯行を判決す。

(5) 教正は、刑事事件につきて、國家裁判所の管轄に屬せず。其犯罪に付ては、政府及羅馬法王廳相協議して、相當の處分を定むること。

此規定を見れば、國家と教會とは、互に教務と政務とを分離するに意を用ひたることを知るべし。

其他、李滯西政府が一千八百四十八年以來、同七十二年に至る迄、羅馬教會に退讓したる事實の如きも、亦此主義の實行として見るとを得可し。即ち、李國にては、ウイルヘルム四世の即位以來、羅馬教會の權利を認め、千八百四十八年、其憲法を制定するや、其憲法第十二條に、各教社は獨立して其事務を規律執行することを定めたり。而して當時の政府は、恰も、教會が帝國内に、獨立の地位を占むるものなるが如くに、解釋せり。

今、茲に、李滯西政府が、此主義によりて生じたる結果をあぐれば、左の如し。

李滯西

「アカチン」宗
會の反動

- (1) 國家は、教會の裁判所を監督せざること。
 - (2) 國家は、教會の財政に干渉せざること。
 - (3) 認可法を廢止したること。
 - (4) 教權濫用の訴權が全廢せられたること。故に、官吏が其職務を行ひたるがため、破門せらるゝも、國家は之を如何ともすること能はず。
 - (5) 國家は、教正が其部下の僧侶を懲戒するの自由を認め、敢て干渉せざること。
 - (6) 國家は、僧侶の演說說教に對し、何等の取締をなざること。
- 然るに、此の政教並行の主義は、千八百六十八年、プチカンの宗會に於て法王の世界的主權者たることを承認してより、各國政府の耳目を聳動し、大に警戒を加ふるととなり。奧國政府は、一千八百七十年に於て、前述せる宗教條約の破棄を宣告し、幾多の法令を發して従前の主義に一大變更を加へ。又李滯西に於ても、斷然たる決心を以て、數多の法令を發布し、千八百七十二年以後は、全く政教並行制度を拋棄するに至れり。是れ即ち有名なる「開明戰爭」にして、政府教會各種の手段を盡して、相争ひ、李國政府は遂に國外放逐の非常手段に訴へて、教會を屈服せしめ

現今の法理上の觀察

んとしたるも、其頑硬なる抵抗は、之を打破すること能はず、千八百八十年以來、調和的手段によりて、其局を結ぶに至れり。

要之、政教並行制度は、現今國家學の觀念より見れば、最高權不分割の原則に反し、國家と教會とに圓滿なる主權が分與せらるゝことを主張するものにて、法理に背く者なりと雖も。近年迄行はれたるものは、前述の如し。而して將來に於ては、斯の如き變態の主義の存在を許さざるものなることを信ずるなり。

第四節 現今羅馬法王の國際法上の地位を論ず

第一款 宗教條約の性質を論ず

現今羅馬法王の地位は、昔時帝王中の王と自稱して權威を振ひたる時に比すれば、また同日の談にあらずと雖も、數百年の潛勢力は今尙優勢なる階力を有し、歐洲列強をして、幾多の尊敬を表せしむ。茲に於てか、國際法上、羅馬法王應は、一國と看做すべきや否やの問題を生ぜり。

今茲に、此問題を解決せむには、先づ各國政府と法王應との間に締結せられたる

種々の宗教條約(Concordat)の性質を研究せざる可らず。若し、宗教條約にして純然たる條約の一種なりとせば、法王應を以て完全なる一國家となさざるべからず。反之、單に一片の協議書に止るとせば、法王應は國家と對等の地位にある者といふとを得ず。故に、先、此問題を決して、而して後、法王の地位に及ぶべし。

宗教條約に關して、三個の學說あり。即ち、特權說契約說及び法律說、これなり。

第一。特權說(Privilegium Theorie)

此說は、羅馬法王及び教正等が固守する說にして、教國制度の主張より演繹し來り、教會は國家の上に立つものなるが故に、教會と國家との間に結ばれたる宗教條約は、完全に双務契約の性質を有せず。法王は、何時にても取消し得べき特權を有すと云ふなり。而して、其說にも、自ら程度の差あり。即ち、

(1) 片務契約說。これ、最も極端なるものにして、宗教條約は、全く教會が國家を縛束するものなりと云ふなり。

(2) 教務上、片務契約說。前者を多少緩和して、俗務上に關しては、双務契約たるの效力を有し、當事者は共に拘束せらるべきも、純然たる宗務につきては

教會を羈束するの效力なしと。

(3) 形式的双務契約説。 宗教條約は、形式上當事者双方を羈束するの效力あり。然ども、其效力を生ずる所以は、法王自ら其の拘束を受けむとを欲したる結果なり。故に、法王は時勢の變遷に鑑み、宗教條約を廢棄するの意思を表示するときは、自ら消滅に歸するものなりと。

吾人を以て之を見るに、以上何れの説によるも、法王の至上權を認むるものにして、之を存續すると否とは一に法王の意思如何によるものとするが如し。然れども、斯くの如き中世紀の遺物たる思想は、又今日の國家に適用すべきにあらず。畢竟、特權説の如きは、唯、法王、教正等の空想に止まり、實際上の議論にあらず。

第二、法律説。(Gesetz Theorie.)

此説は、特權説と全く相反し、國家は教會の上に位して、主權を有するものなることを前提として、宗教條約なるものは、當事者双方を拘束するの效力ある者にあらず。其實主權者が、其部下の者に對して、公布せる法律に異らず、故に、君主は、之を取消さんと欲すれば、何時にても取消とを得可し。反之、教會は此くの如き權

批評

利を有せずといふにあり。

批評

吾人を以て之を見るに、此説も、妥當を缺くもの、如し。何となれば、

- (1) 此説は、單に君主が取消し得べき方面をのみ見たれども、實際上、宗教條約は他の條約と同じく、當事者の双方より取消し得可き者なり。特權説のいふ所が極端なる如くに、法律説のいふ所も、亦他の極端に走れるものなり。
- (2) 假令、一步を譲りて、此説を是なりとするも、其適用の範圍は、唯伊太利國に止まる可し。然るに、國家と法王應との結べる宗教條約は、決して伊太利のみに限らざるなり。故に、一般に適用すべからず。

故に、法律説も、亦吾人の贊せざる所なり。

第三、條約説。(Vertrag Theorie.)

以上の如く、特權説及び法律説、共に主觀的の議論にして、事實に適合せずとせば、第三説を採るの外なし。これ、條約説の生ぜし所以なり。其説に曰く、總て條約は、契約と異なる性質を有す、即、契約は、當事者双方の合意に由りて、始て之を解除するとを得るに反して。條約は、相當の理由ある場合に於ては、一方の意思により、

批評

一片の通知を以て、自由に之を解除するを得べし。而して、茲に宗教條約と普通の條約とを比較するに、共に解除の方法に於て異なる所を見ず。故に、宗教條約は、契約にあらずして、條約の一種なりと。

然れども、吾人は亦此説にも賛成するを得ず。元來、國際條約に於ては、其當事者たるものは、對等の地位を有せざる可らず。即ち、互に一國內に於て、主權を有する者ならざる可らず。然るに、宗教條約の場合に於ては、教會は、國家の對等の地位に立つ者にあらず。信教自由の原則を認めたる今日にては、私法人たるに止まるか、或は公法人たるを得るのみ。然らば、則ち條約の第一要件たる當事者に於て、兩者相異れりといはざる可らず。其他の點に於て同じきことあるも、是れ偶然の暗合のみ、畢竟條約説の如きは、政教並行主義の遺物ののみ。

第四。宗教條約は、協議書たるに止まる。

此説は、最も進歩せる國際學者のいふ所にして、宗教條約は、主權者の間に締結せられたる者にあらずるが故に、條約にあらず。又其の約定は、當事者何れかの解除の申込によりて其效力を失ふものなるが故に、双務若くは片務契約にもあら

疑問の點

ず。宗教條約は、一國が其制度を立つるに當り、羅馬法王と協議したる者に過ぎず。故に、之に違背するとあるも、條約違反又は契約違反の場合におけるが如く、一定の制裁を蒙る者にあらずといふなり。此説は、現今の狀勢を以てすれば、最も實狀に適中せる説なりと信ず。

第二款 羅馬法王の地位を論ず

現今、國際上、羅馬法王は、主權者たる地位を有するや、將教會の首長たるにすぎざるや。之を斷ずるに疑問となるは下の三點にあり。

- (1) 使臣。 今日、加特力教を奉ずる皇帝の政府に對しては、羅馬法王廳より使臣を派遣して、其首府に駐紮せしむ。即特派大使(Legatus a latere)特派使(Nuntius)下級特派使(Internuntius)の如し。又各國よりも、法王廳に使臣を派遣す。而して、其特權に至りては、國家を代表する外交官と異なることなし。
- (2) 羅馬法王の不可侵權。 全く、伊太利の主權に服せず、法律の外に立ちて、自ら宗教上の裁判をなし、其身體は神聖にして侵すべからざるものなることは、擔保法(Lois des Garanties)上の原則なり。

法王は主權者にあらす

(3) 宗教條約。 各國と、宗教條約を妥定し。羅馬法王の權力と、其國家の權力との關係を定むること普通の條約に似たり。

以上によりて見れば、表面上、主權者たるが如き觀あり。身體の不可侵にして條約を締結し、外交官を派遣するが如きは、對外主權の重要な作用なればなり。然れども、予輩の信ずる所によれば、消極説を採るの至當なるを信ず。

(1) 擔保法を以て、法王の身體の不可侵を規定せる(第一條)が如きは、主權者の特徵となすを得ず。元來、千八百七十一年に、伊太利が擔保法を發して、法王を保護せるは、全く恩惠的の意思に出たるものにて、擔保法は、伊太利の國法たるにすぎず。之を以て、主權者が固有の地位に依り、國家の總攬者として、此權利を有するに比すれば、二者全く其基づく所を異にす。

(2) 法王が、使臣を受派するは、各國の好意に出づるものなり。法王の使臣に對して、外交官と同一の待遇を與へ、各國公使の首席におく所以のものは、歴史上の理由によるものなり。故に、各國は、法王の使臣に特權を與へたるが爲に、何等の拘束若くは責任を負ふものにあらず。

(3) 宗教條約が、國際的條約と異るとは、前款に於て述べたるが如し。其效力の如きは、各國の恩惠的の意思によりて存續するにすぎず。

過去及び現在における羅馬法王の地位は、以上數十頁に於て説明したるが如し。知らず、將來に於て、羅馬法王は、如何に其の勢力を保維して、聖徒彼得以來の法燈を相承すべきか。滔々たる世界の趨勢に抗せる法王の地位や、誠に惑むべしとなす。

第二部 信教自由制度論

第一章 概説

前述せる政教合一制度に對するものを、信教自由制度となす。先づ、其沿革種類主義等の要領を述べ、章を改めて、各論に及ばんとす。

第一。信教自由制度の沿革。

上古及び中世の政教相關の歴史は、全く政教合一主義の専占する所なるとは、前に詳述したるが如し。然るに、之れを前にしては、國家主權論の研究の盛んに起るあり、第十二世紀より始まり第十四世紀に起る。之れを後にしては、宗教、殊に新教の分裂の趨勢を生ずるあり。加ふるに、教會專權の反動と、政治上に於る自由主義の流行とは、遂に近世紀に至りて、信教自由制度を發現するに至れり。

蓋し、信教自由制度の曙光は、佛國の革命に基づく。其の革命の主義は、世人の知るが如く、あらゆる歴史と階級とを打破して、人類自然の狀態に復歸せしめ、自由平等の權利を各人に附與するに在り。是實に、政教合一制度に、全く反對せる主

信教自由制度發生の原因

佛國の革命

義なり。

千七百九十年に於て、革命黨が民政憲章(Constitution civil)を制定するや、佛國加特力教會の組織を一變し、且僧侶に對して、國憲遵奉の宣誓を命じたり。之れ、從來の教會組織に對する大打撃なり。茲に於てか、僧侶中、宣誓派と非認派とを生じ、教正百三十五名の中、宣誓をなしたる者は、僅かに四名にすぎず、之を以て、僧侶は、或は國外に追逐せられ、或は斷頭臺の上に入り、其生命を失ふ者、數を知らず。教會の權勢全く地に落ち、信神祈禱は禁ぜられて、道理教の流行を見るに至れり。是れ實に歐洲に於ける信教自由制度の嚆矢なりとす。

北米合衆國

之れと同時に、新開の獨立國、北米合衆國は、其の光輝ある、合衆國憲法(一千七百八十七年九月十七日公布)に於て、左の宣言をなせり。

宗教上の宣誓は、合衆國の官職に任じ、若くは公の信用を維持する要件となすことを得ず(第六條第三項)

又其の第一修正按に曰く、

國會は、宗教の制度に關し、若くは其自由なる實行を制限するの法律を定む

ることなし。

次て、千七百九十六年一月四日トリボス國王と締結せる條約に曰く、
合衆國の政治は、如何なる意義に於ても、基督教を以て根本とすることなし。
此れ、皆、信教自由の制度を是認せるものなり。

歐羅巴に於ても、自由主義の大勢は、滔々として凡ての方面に漲り、宗教上に於ても、亦其の勢力を逞ふするに至り。各國の憲法、争ふて此の主義を採用するに至り。

歐羅巴諸國

千八百八年、制定の巴威の憲法に曰く、

信仰の自由は、何人と雖も、之を有す。私宅の禮拜は、如何なる宗門と雖も、之を禁ぜず、王國內にある三派の耶蘇教徒は、皆同一の民權及政權を有す。耶蘇教に非ざる教徒と雖も、信仰の自由を妨げらるゝことなし。(第九條)

千八百十九年制定の瓦敦堡の憲法に曰く、

各人は、王國內に於て、宗教の如何を問はず、全く本心の自由を享有すべし。民權は、信奉する宗門の如何に關係せざるものとす。(第二十七條)

教會内部の事務に關する規則は、各教會憲法上の主治權に因り、之を制定すべし。(第七十一條)

又有名なる白耳義憲法千八百三十一年制定に曰く、

信教の自由禮拜公行の自由並に何事を問はず自己の意思を表示するの自由は、侵さるゝことなし。(第十四條)

何人を論ぜず、如何なる方法を以てするも、宗教の事務及び祭典に従事し、又は宗教上の休日を守ることを強迫せらるゝことなし。(第十五條)

其他索遜憲法千八百三十一年制定、瑞士憲法千八百四十八年制定、和蘭憲法(同上)等、みな、之れを採用せり。

而して、獨逸帝國に於て、此の主義を採れるは、千八百四十八年に於る「フランクフルト」の獨逸民會なりとす。同年八月二十一日に於て、國家教會に關する大討論開かれしに、此時已に、自由なる壯語は、歐洲を震撼し、白耳義憲法を以て模範となせるが如き際なりしかば、同年所定の「獨逸臣民權利義務法」に於ても、其第五章に於て、信教の自由と教會の自治とを規定せり、次て、制定せる「普魯西憲法」千八百

五十年制定の如き、奧太利憲法(千八百六十七年制定)の如き、亦みな之に倣ひ。今日に於ては、世界における立憲國は、皆其の主義に據り、政教合一制度を墨守せる者は、僅かに回々、教國に於て之れを見るのみ。

第二、信教自由制度の種類。

信教自由制度は、以上述ぶるが如く、國家は各人をして、其の信ずる所を擇ばしめ、敢て之れに干渉を試みざるものなり。然るに、國家が各宗教に對する態度に於て、全く同等のものとして取扱ふか、或は或る宗教に對しては、特別なる保護と監督とを與ふべきやは、前述の信教自由制度と牴觸せざるものにして、其の範圍内に於て、起るべき問題なりとす。前者は、學者之れを稱して政教分離制度と云ひ。後者は、之れを教會公認制度と云ふ。

信教自由制度

- (1) 政教分離制度
- (2) 教會公認制度

而して、其の詳細は、第四章以下に於て之れを説くべし。

第三、信教自由制度の内容。

信教自由制度の内容は、二箇の原則を以て、成る曰く、

- (1) 國家は、其の領土内に存在する總ての團體に對して、統治權を有す。従て、教會も、亦國家主權の下に立つものなり。
- (2) 臣民は、其の信ずる所に従ひ、宗教を選擇することを得べく、又國家の秩序を害せざる範圍内に於て、宗教上の儀式を行ひ、若くは集會をなし、結社をなすことを得べし。

前者を稱して「國家統治權の原則」又は「國家の教會統治權の原則」と云ひ。後者を稱して「臣民信教自由の原則」と云ふ。之れを、彼の政教合一制度に比較するに、第二の原則は、國教制度、教國制度の共に採らざる所にして、第一の原則は、或は國教制度と矛盾せざることあるべきも、教國制度とは明白に相容れざるものなり。此の二箇の原則は、最も重要なものたるが故に、章を改めて、各別に、之れを説くべし。

第二章 國家の教會統治權の原則を論ず

第一、一般統治權の本質。

今世の國法學者は、一般に國家を定義して、國家とは、一定の土地と、人民より成立し、唯一の主權即ち統治權を有する共同團體なりと云へり。統治權は、實に一國の生命に比すべきものにして、圓滿にして最高の權力たり。猶ほ之れを分析して、説明すれば、

(1) 統治權は、最高の力なり。

國家の中に存在する、凡てのものよりも強く勝れたる力たることを要す。若し、然らざれば、以て統治權と稱すること能はず。從て、

(2) 統治權は、全能の力なりと解す。

即ち、總てのことを成し得る力なり。事實上、總てのことを成し得るや否やは、實際問題に屬す。然れども、法理上、無限の力ならざるべからず。

(3) 統治權は、獨立ならざるべからず。

獨立とは、他の權力によりて存在するにあらず、自己固有の力にて、存在することを意味す。又、

(4) 統治權は、唯一にして、他に岐るゝことを許さず。

即ち、統治權は、不分割のものなり。彼のモンテスキュー(Montesquieu)氏が其の著「萬法精理」(Esprit des Lois)に於て、統治權を分ちて、立法行政司法の三權力となし、互に相獨立對峙せしむと云ひしが、如きは、現今の國法學の觀念の容さざる所にして、統治權は性質上圓滿にして不可分のものなり。これ、屢々世人の誤解ある所にして、尙次に説明することあるべし。

此の統治權の觀念は、佛國の法學者ジャン・ボイダン(Jean Bodin)氏が、其の有名な著書「共和論」(De la République)を、一千五百七十六年に於て出版せし時に於て、最も明白に説明したり。氏は、統治權を定義して、(一)不分割にして、(二)最高なる權力にして、(三)永久的にして、(四)且絶對的のものなりと云へり。

(註) 統治權の沿革、本質等につきて、詳細を知らんと欲せば、Jellinek, Das Recht des modernen Staates, Berlin, 1900, S. 394—415. を見るべし。

第二、國家の教會統治權。

(A) 從來の學說に於ては、統教權(Jus in Saera)を分ちて、三種となせり。曰く教會

認否權・教會監督權及び教會保護權、これなり。

(1) 教會認否權 (Jus reformandi)

即ち、國家が、其の領土に於て、如何なる教會を認許すべきや、又如何なる條件の下に許容すべきやを、定むる權力を云ふ。

(2) 教會監督權 (Jus supreme inspectionis)

即ち、已に國家内に存在せる教會をして、其の目的の範圍を嚴守して、決して、國家内の他のものに對して、權限の侵犯をなさしめず。若し、此くの如き權限の濫用をなしたる教會あるときは、充分なる制裁を加ふるを云ふ。

(3) 教會保護權 (Jus advocatiae)

即ち、國家が、凡ての教會に對し、其の保障せられたる權利の享有を確實ならしめ、教會に對する誹謗譏諷を禁遏し、以て、教會の行動を保護することを云ふ。

(B) 然るに、此の統教權に就ては、今日の學說上、一二の非難あり、即ち、

(1) 統教權を、三箇に分類して、箇々別々に分れて活動するもの、如く見るは、

非なり。元來、統治權は、惟一圓滿にして、不可分のものなり。故に、此の分類は、現今、國法學上の觀念に違背すと。

(2) 教會認否權と云ひ、教會保護權と云ふも、今日の如く、信教の自由を一國の原則となしたる以上は、古代の如く廣汎に考ふるは非なり。昔者、國教制度の下にありてや、國民は、皆其の一定せる國教を信ぜざるべからず。之れに異なるる宗教は、國家が絶対に拒否することを得べし。又國教となりたる教會は、充分なる保護を享有することを得べく、國家が之れに對して保護を與ふるは、權利なると同時に義務なり。然りと雖とも、現今の開明立憲制の國家に於ては、勿論此くの如き權利を有せず。其の權利は憲法又は法令を以て定められたる範圍に限界せられ、專横自在なる認否權と、過分偏頗なる保護權とは、之れを爲すことを得ざるなりと。

要之、國家の教會統治權は、彼の國教制度又は教國制度の下に於ては、全く存在せざるか若くは放縱に失するものなり。其の正當なる發達と行動とをなすは、獨り立憲諸國に行はるゝ、信教自由制度の下に於て見るべきのみ。即ち、國家の教

教會統治權と
信教自由制度

教會統治權の
定義

會統治權は、後に説明すべき臣民の信教自由權と相提携して、互に調和攝理し、以て國家の秩序を維持し、國民の福利を増進するものなり。

今、此の趣意に基づく教會統治權の定義をあぐれば左の如し。

國家の教會統治權とは、憲法及法令の範圍内に於て、國家が其の領土内における教會を認否し、教會の宗務に對して監督權を施行し、及び他より侵犯せらるゝを保護する統治權の作用なり。

第三、國家の教會統治權の結果。(其一)國家の安寧秩序を妨げざると。

信教自由制度が、國家の統教權を基礎としたるの結果として、第一には、教會及び之れを組織する者は、國家の安寧秩序を妨げざることを努めざるべからず。

政教一致制度に於ては、教會の天職と權利とを過重に見たり。中古の諺に曰く、國家は惑星にして、教會なる太陽に依りて照らされ、又其の周圍の軌道を走るものなりと。又曰く、國家は死物にして、感能を具ふる者にあらず。之れをして生氣を帯びしむるものは、教會の力なりと。セントベルナルズ曰く、俗界の物質を支配する權力(國家)は、罪業消除の功德(教會)に勝るの理なしと。之れを以て、國

政教一致制度
の時代

現今

家の安寧は、いはゆる、罪業消除の犠牲として顧みざるが如きは、敢て珍らしきことにあらず。人若し、彼の頑剛不羈の法王ヨハン八世が、禿王カールに對する行動、若くはグレゴリー七世が、ハインリヒ四世を破門したる事蹟に考ふれば、其の一端を推知するに難からざるべし。然るに、國權至上主義の今日に於ては、到底此くの如き主義を認容すべくもあらず。設令、國家は人民に對して、信教の自由を公認すると雖も、其の教義其者が、國家の安寧秩序を紊るか、若くは其の宗派に屬する僧侶若くは教徒にして、國家の生存を危くするが如きことあるときは、之れを黙過すること能はざるなり。

然るに、憲法に於ては、往々信教の自由を享有することを規定するのみにして、安寧秩序の紊亂を規定せざるものあり。然し、此の規定なしと雖ども、國家の統教權に従ふの原則が、一般に承認せらるゝ以上は、其の之れに背くこと能はざるや更に言を俟たざるなり。彼の一夫多妻制を信奉する、モルモン教派が、北米合衆國に於て、其の禁止の令に接するや、憲法違反なりとして叫びたるが如きは、此の原則を忘却したるものと云ふ可し。

之れを以て、諸國の憲法は、信教自由主義と共に、概ね之れを宣言せり。

(1) 白耳義憲法(第十四條)に曰く。但し、以上の自由權を行使するに由りて、犯したる罪を懲罰するは、格別なり。

(2) 索遜憲法(第三十三條)に曰く。公民權及び民權は、宗教の如何に關係を有するものにあらず。故に、又宗教は、公民及び國民をして、其の義務を盡さしむるに於て、何等の妨げをなすことなし。

(3) 獨逸帝國憲法(千八百四十九年所定第十六條)に曰く。私權及び公權の享有は、信教に由りて、何等の制限を受くることなし。國民たるの義務は、信教によりて之れを免るゝことを得ず。

(4) 幸漏西憲法(第十二條)に曰く。宗教自由の執行に由て、公法及び私法上の義務を妨ぐ可からず。

而して、我國に於て、明治二十二年二月十一日を以て、帝國憲法を發布せらるゝや、亦左の規定あり。

第二十八條。日本臣民は、安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す。

今、左に、其の法理上の解釋を、與ふべし。

第四帝國憲法第二十八條の制限規定。

憲法第二十八條信教の自由の制限は、

制限規定の意

(1) 安寧秩序を妨げざること、

(2) 臣民たるの義務に背がざること、

の二者にあり。而して、其の少しく疑義に涉るは、臣民たるの義務に背かざることの制限にあり。惟ふに、臣民たるの義務とは、臣民が臣民として負擔する所の義務にして、臣民の義務と云ふに異らざる可し。而して、此の臣民の義務と云ふは、概括的の語にして、決して憲法規定する所の、兵役の義務及び納税の義務のみに限らざるなり。(獨逸の國法學者エリネック氏は、臣民の義務を分ちて四種となせり。消極の義務、積極の義務、自動の義務及び受動の義務、これなり。而して、兵役納税の義務の如きは、自動の義務中の一種にすぎず。)

(第二)茲にいふ臣民たるの義務とは、凡ての臣民義務を包含せず。

臣民が一般に負擔せる服従の義務とは、國家が統治の主體として命令する所は凡て之を行ひ、其の禁止する所は凡て之れを犯さざるを云ふ。果して然らば、國家が一の宗教を禁ずれば、臣民は之を奉ぜざるべからず。國家が一の宗教を命ずれば、臣民は凡て之れに依らざる可からざるか。若し此くの如くんば、憲法上、信教の自由を認容せるに關せず、全く有名無實にして、國家は何時にても憲法上の權利を蹂躪することを得るが如し。之れ決して、憲法上の趣意にあらざること明かなり。且、若し、國家が信教の自由に對して、臣民は如何なる制限を加ふるも此の制限を守らざる可かずとせば、憲法が、公共の安寧秩序を妨げずと云ふことを以て、信教自由の限界とせるは、全く無用の規定といはざるべからず。何となれば、公共の安寧秩序を妨げざる場合に於ても、國家は信教の自由を制限することを得るとせば、其の之れを妨ぐる場合に於て、信教の自由を制限し得ることとは、特に言明するの要を見ざればなり。

〔第二茲にいふ臣民たるの義務とは、信教に關係なき一般の臣民義務をいふ。以上の如く論じ來らば所謂臣民たるの義務とは、臣民の一般的の義務を包括す

制限規定の効力

るものにあらざることを知るべし。即ち、國家が信教に關係なく、一般利益のため、に廣く國民に負はしめたる義務として解釋せざる可からず。以上信教自由に關する限界の意義を説明したれば、以下、少しく其効力につきて、論ぜむとす。

此の信教自由の制限規定は、他の臣民の權利の制限規定に比して差異あり。これ帝國憲法の制定に際し、特に意を用ひたる所にして。前者に於ては、安寧秩序を妨げず、及臣民たるの義務に背かざることを以て、其の限界とし。後者に於ては、法律の規定を以て、其の限界となせり。之れに由りて、其の制限規定に、左の如き効力の差異あり。

(1) 信教自由の制限規定は、他の臣民權利の制限規定より、效力強大なり。

例之、日本臣民は、法律の範圍内に於て、居住及移轉の自由を有することか、憲法第二十二條に規定せらる。故に、居住及移轉の自由を限界するには、必ず法律の規定によらざるべからず、命令の規定を以て、之れを限界せむとするは、憲法に違反するものなり。反之、信教自由の限界は、安寧秩序を妨げず

及び臣民たるの義務に背かざれば可なり。管に、法律の形式を以て制限することを得るのみならず、又命令の形式を以て制限することを得べく。殊に、勅令によらずして、警察上の行政命令を以てするも可なり。其の制限することを得る範圍、前者に比して、遙かに廣汎なりと云ふべし。

其の結果として、信教自由の制限には、憲法違反の法律あり得べし。何となれば、國家の安寧秩序を維持する範圍外に於て、信教自由に制限の規定を設くるは、これ憲法の許さざる所なればなり。反之、他の臣民權利規定の制限には、憲法違反の法律なし。何となれば、法律の範圍内に於て、如何なる規定を設くるも、これ、憲法の是認する所なればなり。

(2) 信教自由の制限規定は、一方に於て、他の臣民權利の制限規定よりも、效力脆弱なり。

法律の規定の範圍は、廣大なり。必ずしも、安寧秩序に關する事項のみに限らざるなり。然るに、信教自由の制限を規定する法律は、必らず國家の秩序安寧に關するものならざる可らず。それ以外の事項を、法律を以て規定す

るは、是れ明かに憲法違反なり。然るに他の臣民權利の制限を規定する法律は、必ずしも、以上の事項のみに限界せらるゝものにあらず。法律の形式を採る以上は、其の實質は如何なる制限をも加ふることを得べし。

要之、信教自由の制限規定は、其の形式に於て、效力廣汎なり。之に反して、他の臣民權利の制限規定は、其の實質に於て、效力強大なりと云ふことを得べし。

第五、國家の教會統治權の結果(其二)教會の規則は、國家の法規に従はざるべからず。

教會は、既に國家の統治權の下に立たざるべからずとせば、國家統治權の一作用たる立法機能は、教會自治の立法機能に勝るや論をまわす。従て、兩者相抵觸することありとせば、教會の規定は、常に國家の規定に譲らざる可からず。

昔者、教國制度の盛大を極むるに當りてや、其の現象は、全く今日に反對せり。即ち、教會は俗環中の國家に勝れるものとし、セント、グレゴールは、世の君主に向て左の如くいへり。

基督の律法は、汝等を吾輩の權力及び吾輩の裁判に服せしむ。何となれば、

昔者

吾輩も亦生民を統治し、且吾輩の権力は、汝等の権力に勝ればなり。何ぞ精神が物質に劣り、神界が俗界に劣るの理あらむや。

又彼の有名なる、ブノイド、インドル中には、左の語あり。

總て、法王又は教正の命令に反する俗界の法律は、無効なり。 (Constitutiones

contra Canones et decreta. praesulum Romanorum seu reliquorum pontificum vei bonos mores nullius sint momenti.)

今日

然るに、信教自由制度の下にありては、教會は自主權を有すと稱するども。其の實國法に違背せざる範圍内に於て、之れを言ふのみ。國法に違背するも、猶ほ且其の效力を有すといふが如きは、國家内に、更に一國家を生ずるものにして、現今の立憲諸國に於て認めざる所なりとす。

第三章 臣民の信教自由の原則を論ず

第一 信教自由の内容。

(1) 信教自由とは、單に心裡信仰の自由の謂にあらず。

元來、信仰 (Bekentnis) は、各人内部の意識作用にして、法の認むることを得るものにあらざるなり。道理倫理の規則は、主として意思の如何にあれども、法は、人の意思が行爲に表はして、始めて論ずべき者にして、未だ其の行爲に現はれざるや、法の問ふべき範圍外に屬す。故に、信仰の如きは、始めより自由にして、法律の規定を俟て、然る後に自由なるにはあらざるなり。

(註) 法律と道德との區別に關し、カント (Immanuel Kant) 氏の説を引用す可し。

氏曰く、法律は外形に表はれたる行爲に關し、其の働きは動機に及ばず。

道德は、之に反して、人の心術を正しくすることを以て、目的とするが故に

其の働きは、直接に動機に及ぶものなりと。

之れを以て、國法が、茲に信教の自由を一大原則として掲げたるは、内部の信仰が、外部の行爲不行爲に表はれたる後にあることを知る可し。要之、憲法の規定は、心裡の信仰の自由を保護する爲めの規定にはあらずして、内部の信仰を行爲不行爲に表はすの自由を保障するものなり。

之れを譬ふれば、我邦に於ても、徳川氏の初世には、耶蘇教を嚴禁し、其の信徒

には、十字架を踐ましめて、之を驗せり。此れ實に亂暴なる處分なれども、決して信徒の心中に立ち至りて、之れを矯正することを得るものにあらず。唯外部の行爲によりて、之を強制することを得るのみ。茲に説明する所も、亦此の意味なり。

(2) 信教の自由は、良心の自由(Gewissen oder Glaubensfreiheit)を含む。

良心の自由とは、主として禮拜其の他の宗教上の儀式を、單獨に又は家族内に於て行ふの自由を包含す。此等の行爲は、私の生活の範圍内に屬するものにして、公共の安寧秩序に影響することなきものなるか故に、全く之れを自由にすることを常とす。巴威王國憲法第四章第九條は、之れを明文に特記して、信仰の自由は、何人と雖も之れを有す。私宅の禮拜は、如何なる宗門と雖も、之れを禁ぜずといへり。而して、同國千八百七十八年十月八日の法律を見るに、其の第十條に於て、憲法上保障したる家庭禮拜の制限に對し、行政裁判所に訴願を提起することを許可せり。

家庭に於て、斯くの如く信仰の自由を行ふの結果として、家族相互の間に於

ても、妄りに信教を強制することを得ず。唯幼者に對しては、親權の結果として、己れの信教に由りて教育することを許すのみ。澳地利に於ては、滿十四歳に至る迄は、父母をして己れの信教に従ひ、之れを教育することを命ずると同時に、滿十四歳に達したる者は、男女の別なく、己れの所信に従ひ、自由信教を選択することを得べし。又巴威國にも同様なる規定ありて、滿二十一歳を以て限界とせり。

(3) 信教の自由は、宗教の自由 (Religions- oder Kulturfreiheit) を含む。

信教の自由は、又共同して、禮拜其の他宗教上の儀式を行ふの自由、及び同一の宗教を奉ずる者が、相集まりて集會結社をなすの自由を包含す。

自耳義憲法は、此の點につき、明記して曰く、何人を論ぜず、如何なる方法を以てするも、宗教の事務及び儀式に參與し、又は宗教上の安息日を守ることを強迫せらるゝことなしと規定し。刑法に於て、之れが制裁たる規定を設けたり。即ち、

(1) 一人若くは數人に對し、暴行脅迫を以て、宗教上の禮拜祝祭を行ふこと、又

は宗教上の安息日の遵守、殊に此日における工場店舗及び倉庫の閉業、業務の就廢を強制し、又は妨害したる者は、二月以下の重禁錮及び二百フラン以下の罰金に處せらる(第四百二十二條)

(2) 他人に、宗教上の禮拜を妨害したる者、又は教師が其の職務若くは宗教上の事件を執行するに當り、之れを侮辱したる者も、亦罰せらる(第四百三十三條より第四百四十六條)

我現行刑法も、亦此の點につきて、規定を設けたり。即ち、

(1) 神祠佛堂墓所、其の他、禮拜所に對し、公然不敬の所爲ある者は、二回以上二十回以下の罰金に處す(第二百六十三條)

(2) 神祠佛堂其他、公の建造物を汚瀆したる者、墓碑及び路上の神佛を毀損し、又は汚瀆したる者は、違警罪に處せらる(第四百二十六條)

而して、前述の如く、宗教上の集會結社も、亦信教自由の中に包含せらる。之れ即ち教會の自主權にして、題目を更めて、之れを論ぜむとす。

第二、宗教上の結社の自由。

(A) 我國の宗教上の結社。

我國に於て宗教の爲めに結社するの自由は、一般の結社の自由(憲法第二十九條)中に包含せらるゝを以て、法律によるの外、制限すると能はず。併し、又一方に於ては、憲法第二十八條により、臣民たるの義務に反せず、安寧秩序を害せざる限りは、たとひ法律を以てするも、之れを制限すること能はず。

要之、宗教上の結社の自由は、憲法第二十八條及び第二十九條に由りて、二重の保障を受く、故に其の保障たるや、他の一般の結社に比して、一層強大なりと云ふべし。

終りに、一言して誤解を防ぐべきは、結社の自由は、前述の如く憲法上保障せられたりと雖も、之れを組織する教師其れ自身の身分は、決して其の中に包含せらるゝものにあらざることなり。

(B) 教會の自主權。

「教會をして、自己の組織及び行政につきて、獨立且自治たらしむべし」とは、實に、信教自由の制度を採る立憲諸國の等しく唱ふる所なり。或は、其の中に

つき、教會公認制度を採るものあり。又純然たる政教分離の制度を採るものありと雖ども。其の原則として採る所の主義は、即ち前述する所に外ならず。

然るに、此の教會の自主権なる語は、往々教國制度の一種たる政教對等主義に混同せらるゝとあり。然れども、此の兩者は、其の性質に於て、截然其の趣を異にせり。即ち、政教對等主義(教國制度)にありては、國家と教會とは元來對等なるものにして、嚴格に教務と俗務とを分掌し、而して其の上に唯一の全能なる上帝を戴き、其の教訓に従ふべきものなりとするなり。然るに、信教自由制度の下における教會の自主権は、國家と教會とは、其權力に上下の差別あるものなることを明かにし、此の理由によりて、教會の獨立自治を認許するものなり。

此主義は、信教の自由を主義とする、各國の採る所にして。例之、李滯西憲法は、其の第十二條に於て、此主義を明記して曰く、(千八百四十八年公布)

新教及び羅馬舊教の教會、并に其他の宗教組合は、自ら自己の事件を整理

すべく、其教義、教育、慈善の目的のためには、基本財産等を所有し利用することを得べしと。

其他、澳太利・ヘッセン・オルデンブルグ・バーデン等、みな同様の規定を存せり。

(C) 教會の自主権と、國家の統教權。

前述せる所によりて推知すべきが如く、教會の自主権は、教會をして國家より獨立せしむと云ふにあらずして、國家と教會とは其の權力を異にするものなるにより、國家の統教權の下に於て、或る範圍内に於て、教會をして、獨立して自己の事務を行はしむべしと云ふにあり。之れを以て、昔者政教合一制度の下に行はれし主義とは、全く相異なるものなることを知るべし。李滯西國千八百七十三年四月五日の法律は、此の點につき規定して、各教會は、凡て國法を遵守し、且法律の規定に基づく國家の監督を受けざるべからずとすべし。

(D) 教會の自主権の内容。

然らば、則ち如何なる事項を以て、教會の自治行政に放任するやと云ふに、其

の範圍は、一國の沿革上、多少相違する所あり、一概に言ふこと能はずと雖ども。

(1) 信仰の範圍

(2) 教義の範圍

(3) 教會の行動に必須なる設備

の如きは、一般に自治を認容せらるゝが如し。

然るに、此の自主權につき、其の範圍程度につき、二種の體制あり。

(甲)は、國內に行はるゝ(1)凡ての教會に對して(2)其の宗務につき、成るべく超然の地位を占め、教會をして、自由に自ら統治せしめ(3)而して、國家は之れを遇するに、他の一般の組合と同一に取扱はんとするものなり。是れ、即ち、政教分離制度と稱するものなり。然るに、

(乙)は、之れに異なり(1)國內に行はるゝ或教會に對しては、特別なる地位を付與し、特別なる特權と監督とを施し、其の範圍内に於て、自主權を行はしめ(2)而して、其他の教會に對しては(甲)におけると同様に、成る可く超然の地

政教分離制度
の特徴

位を保ち、他種の私設の組合と同様に取扱はんとするものなり。斯くの如き制度を稱して、教會公認制度と云ふ。
要之、教會の自主權を認むるは、信教自由制度の均しく稱ふる所なり。而して、其の自主權の範圍の廣狹大小によりて、二箇の制度の分立を見るに至れり。

第四章 政教分離制度

第一節 概論

政教分離の制度は、信教自由制度の最も純粹なるものにして、信教の自由をして、理論上其の主義を一貫せしめんと欲せば、此の制度によらざるべからず。
政教分離の制度は、國家の教會統治權の原則、及び臣民の信教自由の原則の外に、尙ほ左の性質を備ふ。

(1) 國內にある凡ての教會を同等に取扱ふこと。

(2) 各教會をして、充分なる自主權を得せしむること。

教會公認制度との差

(3) 國內に在る他の一般私法人(又は組合)と同一に取扱ふこと。是れなり。今之れを教會公認制度に比すれば左の點に於て異なれり。

(1) 分離制度は、凡ての教會を同等に取扱ふに反して。公認制度は、或る教會に對して特別なる取扱ひをなす。

(2) 分離制度は、教會を、他の一般私法人と同一に取扱ふに反して。公認制度は、特別なる教會に對して、公法人として取扱ふ。

其實行

政教分離の制度は、理論上よりいへば、最も人の期待する所なるべしと雖ども。元來、國家と教會との間には、數百年數千年の歴史的因縁を有するものなれば、一朝法規の改正によりて、其の關係を廢變すること能はず。故に、現今の立憲諸國に於ても、此の制度を採るもの極めて少なし。而して、北米合衆國、白耳義伊太利の如きは、稍此の制度の主義を實行するものなり。然りと雖ども、其の純乎たる分離制度の行はれざることは、以下説述する所によりて、知るべし。

第二節 亞米利加合衆國の制度

第一款 政教分離の原則

政教分離制度の概観たり

合衆國は、政教分離制度を、最もよく代表するものにして、唯に基督教に對するのみならず、偶像教の如き、若くは無神論者の如きにも、少しも干渉を加へず、全く宗教に超然たる態度を採るものなり。蓋し、合衆國にては、信教は元來自由なるものにして、國家の承認によりて、始めて自由なるに非ずと認めたり。即ち、國家は始より宗教に關しては、正邪の判斷を下すことを得るものにあらざるが故に、國家は一の宗教を保護して公認教となし、他の宗教は單に認容に止むることは、合衆國の國教に違ふものとなしたるなり。

合衆國憲法、第六條第三節に曰く、

宗教上の定見は、之を合衆國の官職又は公の信用を保護する條件となすべからず。

又、同憲法追加條正箇條に曰く

議會は、宗教の設定 (Establishment of Religion) に關し、又は其の自由の行爲を禁ずる法律を、制定すべからず。

千七百九十六年十一月四日トリボス國と締結せる條約に曰く、

原則の結果

合衆國の政治は、如何なる意義に於ても、基督教を以て基本とすることなし。是等の政教分離の原則より来る自然の結果は、左の如し。

- (1) 人民の権利義務は、全く宗教の如何に關係なきこと。
- (2) 何人も、信教の爲に所罰せらるゝことなきこと。之を以て、各人は、如何なる宗教にも歸屬するの自由を有するも、何れの宗教にも屬せざるの権利を有するものにあらずとの説は、合衆國に適用すること能はざるなり。
- (3) 何人と雖ども、信教のために、租税を徴收せらるゝなきこと。
- (4) 或宗派に特權を與へて、偏頗の待遇をなす能はざること。

然りと雖ども、政教分離の制度は、政教並行制度と異り、國家は教會に對しても、統治權を有するものなるが故に。國家の安寧秩序を破り、風俗を紊亂し、國家の法律、命令に違反する場合に於ては、警察權及び其他の權力を及ぼして、之れを取締をなすべきや論をまたず。例之、千八百八十二年三月二十二日の新刑法に於て、各「ステート」并に國家が直接に司法權を及ぼす地方に於て、一夫多妻を行ひたる者を處罰して、五百弗以下の罰金及び五年以下の禁錮に處し、又官職に任用せら

教會統治權の廢存

各州の規定

るゝ權及び選舉の權利を剝奪する旨を規定せり。然るに、彼の「モルモン」教徒は、以上の信教自由に關する憲法上の原則を引用して、斯くの如き法律は憲法に違反するものなることを主張せり。然れども、合衆國政府は、國家は風俗を紊亂し、社會道徳に違反するものを認容して、補手傍觀するの義務なしとして、之に應ぜざりき。而して、政府の所見は、勿論正當にして、政教分離の原則に背くものにあらざるなり。

以上は、合衆國全體に付て觀察したる所なり。若し、各「ステート」(州)に付て見るときは、其原則に於て、異なる所なきも、細目に於ては各異なれり。今或る州に於て禁止する所の條項をあぐれば、左の如し。

- (1) 宗教上の言論著作を、制限し禁止することを禁ず。然れども、其著作又は言論にして、表面に宗教的の假面を被り、實際道徳風俗を害するものなる場合は、此限りにあらず。
- (2) 宗教上の儀式に參與するを強制することを禁ず。但し、一宗派内に於て、此

の如き者を破門するは、隨意なると同時に。此の如き宗派を退會するも、亦

自由なることを要す。

(3) 宗教上の目的の爲に、課税せらるゝことなきも、若し箇人が自ら進んで任意に義務を負担したるときは、勿論一般の法律の規定に従ひて、之か履行の責に任せざる可からず。

第二款 教會に對する特權及制限

前述の如く、合衆國は純粹なる政教分離の原則を採用し、之を強行せむことを期せり。然れども、絶對的に之を行ふことは、難事とする所にして、尙數多の例外あることを免れず。

第一、教會に對しては、幾多の特權を附與せり。

(1) 兵役義務の賠償。

彼の同朋宗、即ちクエーカー宗の如きは、全然戦争を非認し、世界平和論を唱ふ。此の如きものに對しては、ニューメキシコ新約克州ペンシルバニア州の如きは、金錢を以て、兵役の義務に代ふることを准許せり。

(2) 日曜日労働の禁止。

此事の如きも、宗教を重ずるの傾向を表示するものにして、之を犯す者は、所罰せらる。斯くの如き有様なるを以て、各州政府が、人民に對して、感謝日感謝日、悔日悔日、潔齋日等を告示することも、亦一般に行はるゝか如し。

(3) 日曜日に、飲酒をなし、諸興行をなすの禁。

此れも、亦前者と同じく、日曜日の神聖を保つことが、第一の目的なり。他にも理由あらんが。日曜日は、元來基督教の稱ふる所にして、一般の宗教が、世界は七日の間に成れりと信ずる者にあらざるか故に。此禁止も、基督教に偏するの批評は、免るべからず。

(4) 神を謗る者を罰すること。

ペンシルバニア、マッサチューセツ、コンネクテカット等の諸州に於ては、護神罪なるものを規定し、之を犯す者は、所罰せらる。

(5) 議會における祈禱。

合衆國にては、一方に於て、政教分離を主張するに關せず。一方に於ては、國家の立法機關たる議會を開會するに當りて、慣習として、基督教による祈禱

を行ふ。而して、之が爲め、特に任命したる僧侶あり。

(6) 兵役及陪審義務の免除。

これバールジニア、コンネクチカット、デキサス諸州の採る所なり。

(7) 租税の免除。

教會の財産には、國税、縣税、市町村税等の一切の租税を免除するものあり。

第二、反之、教會に對しては、一般の私の結社よりも、一層強き制限を付するもの、如し。

(1) 教會財産の取得の制限、

(a) 不動産取得の禁止。此れ諸州の概ね規定する所なり。

(b) 宗教上遺贈の禁止。此れバールジニア州等の採る所にして、即教會又は寺院は、一箇人の遺言を以てする財産の贈與をうくることを得ず。

(c) 宗教上遺贈の制限。即ち、或る手續又は金額に付て制限するものあり。

(イ) 手續上の制限。其遺言書か、一定の方式を履行し、且死亡前一定の時期に於て之をなしたること(ミシガン、デラウェア、新約克、ペンシルバニア等)

(ロ) 金額上の制限。其遺贈額が遺留分(遺留分とは死者の家族に與ふべき一定の財産をいふ)の或部分に超過することを得ず。(新約克等)

(2) 一宗派が法人たるの禁止。

凡て、合衆國における宗派は、其僧侶寺院を總括して、一の法人とすることを承認せず。唯法人たるを得るものは、各小教區の寺院に對してのみ、一定の要件の下に、之を許可せり。是、我宗教法明治三十二年と類似せる點なり。

(3) 寺院が法人たるの制限。

箇々の寺院は、法人(Corporation)たることを得れども、之れには、一定の要件あり。其主なるものをあぐれば、左の如し。

(a) 議會の特別なる決議を要するものあり。

(b) 或は議會に、取消權を留存するあり。

(c) 或は、一定の年限を定めて、許可するあり。

(d) 或は、自國人より成立するを要するあり。

(e) 或は、財産監理者は、俗人が半数以上たるべしとするあり。

(f) 教會の一員にて、法人を組成するを禁ずるあり。之れ所謂「コルポレーション」(Corporation sole)なるものにして、特に羅馬教宗に對するものとす。

(4) 寺院を、法人とするの禁。

これ、バージニア州等の採る所にして、寺院は、法人たることを得ず。唯寺院を代表せしむべき信託者 (Board of Trustees) ありて之を主管す。而して、之が任に當る者は僧俗兩者より成るものとす。

第三節 白耳義の制度

第一款 個人に對する政教分離の原則

白耳義に於ては、千八百三十一年二月七日の憲法に於て、早く信教の自由を規定せり。其第十四條に曰く、

信教の自由及禮拜公行の自由は侵さるゝことなし。但し、以上の自由權を行使するによりて、犯したる罪を懲罰するは、此限りにあらず。

而して、其他、政教分離の主義を表はすべき幾多の規定を設けたり。本款には其

箇人に對する
分離制度の規
定

中箇人に對する場合を説くべし。

政教分離制を採用したる結果として、

- (1) 何人も、宗教上の儀式祭典に従事するを強迫せらるゝことなし。
- (2) 何人も、宗教上の休日を守ることを強迫せらるゝことなし。これ、合衆國の制度よりも、分離主義に、一步を進めたるものと云ふべし。
- (3) 公務上又は政治上の權利を享有するに、一定の宗教を奉ずるを以て、要件とすることなし。

(4) 民法上の結婚は、常に宗教上の結婚に先つことを要す。

之を以て、此の權利に妨害を加へたる者は、刑法上、處罰せらる。即ち、

- (1) 暴行脅迫を以て、宗教上儀式祭典を強制し若くは妨害したる者。或は宗教上の休日を守ることを強制し、若くは妨害したる者は、二月以下の重禁錮及び二百フラン以下の罰金に處せらる。
- (2) 他人の宗教上の禮拜を妨害したる者、又は僧侶が其職務或は宗教上の事件を執行するに當り侮辱したる者は、罰金拘留に處せらる。

制限規定

(3) 民婚の結了前に、宗教上の結婚式を挙げたる場合には、之に與かりし僧侶は五百フラン以下五十フラン以上の罰金に處し、再犯は三月以下の重禁錮に處するものとす。

然れども、憲法第十四條の但書に規定せるが如く、何人と雖ども、又如何なる宗教に屬すると雖ども、法律の規定に違背し、若くは法律上義務を免るゝことを得ず。即ち、千八百六十七年の刑法は、僧侶が其の職務を執行するに當り、直接に政府の命令法律の規定等に抗議する者を處罰し、八月以下三月以上の重禁錮及び二十六フラン以上五百フラン以下の罰金に處するこゝせり。

第二款 教會に對する政教分離の原則

教會も、亦政教分離の制度を適用せらるゝ結果として、左の如き規定あり。

- (1) 政府は、各宗僧職の叙任就職に關涉することなし。教會をして、全く獨立して教務を處理せしむ。
- (2) 政府は、僧侶が其上級の僧侶と通信するを禁ずるを得ず。又其の文書の公示を禁止することを得ず。但し、國家の統治權の作用として、出版及公布に

教會に對する分離制度の規定

關する法規に違ふことを得ざるは勿論なり。

- (3) 教會は、自ら懲戒裁判を開き、國家と、何等の關係なし。
- (4) 教會は、其の收納金を徵集するに當りて、國家の共力を仰ぐを得ず。然り而して、現今、自耳義國民の信奉する宗教は羅馬加特力教が殆んど獨占の勢力を有するが故に。實際上、國家と宗教との關係と汎稱するも、其實加特力教に對するものたるやの觀あり。

吾人が最後に論ずるは、自耳義にては、教會を法人として待遇するや、如何にあり。此點に付ては、教會は、其宗派自身は、單に信仰を同ふする多數の人の集合を、漠然總稱したる者にして、人格を有する法人體としては、承認せられざるが如し。加之、此の宗派を、更に便宜上分割して、教管區となすものも、同じく、法人たること能はず。但し、之に附屬する管理機關、例之、教會財務局及び教區財務局の如き者は、法人たる資格を附與することあり。然れども、僧侶若くは信徒を以て成る宗教團體其者は、法人たること能はず。

教會財務局等の設置は、共和政第十年の勅令第七十六號を以て、定められたる所

宗派は法人たる能はず

にして、爾來、數回の改正を経て、今日に及べり。其組織は、法律を以て規定す。而して、其監督權は、國家の有する所にして、千八百七十年三月四日の法律を以て、之を定めたり、今、教區財務局につきて、其大體を説明すれば。

(1) 財務局毎年の豫算は、之を町村參事會に提出す。町村參事會は、之に意見を附して、

(2) 知事に送附す。而して、知事は、更に之を教正に送附す。教正は、之を審査して豫算を認可し、知事に還附す。知事は、此豫算を、縣參事會の同意を求むるものとす。

(3) 若し、教正知事等に於て、之に關して異議あるときは、國王の裁定を仰ぐ。教區財務局にて、異議あるときも、亦同じ。

第三款 教會の特權

白耳義は、宗教上の休日につきて、自由を與へたる點の如きは、合衆國よりも、更に多く分離主義を採りたるものにして、以上の規定を見るも、其の然るを知ると雖ども、尙純然たる分離制度を採用すること能はざるなり。而して、其の最も顯

憲法第百十七條

實際上の困難

著なるものは、憲法第百十七條に認められたる、國家の補助となす。同條に曰く、僧職にある者の俸給、及び恩給は、國庫の負擔となし、其の必要の額を、毎年の豫算に掲載するものとす。

是れ明かに、政教分離の原則に背馳せる者といはざるを得ず。之れが爲めに、此規定は、實際上尠からざる困難なる問題となり、政府、議會、教會、羅馬加特力の間、激烈なる爭論を生ぜり。其故は、國家は、一方に於ては、政教分離の原則に従ひ、各宗僧職の設置及び任命に關して、何等の干渉を試むることを得ず。又結社の自由を一般に放任したるが爲め、寺院及び有給僧侶の數、非常に増加するに至れり。然るに、他の一方に於ては、政教分離の原則を棄て、總て其俸給恩給は、國庫の負擔なりとしたるが爲め、僧侶寺院の數増加するに従ひて、其經費益増加して、負擔に苦しまざるを得ざるなり。

茲に於てか、憲法第百十七條を解釋するに、種々の議論を生じたり。議會の議員は曰く、宗教豫算は、國家が社會的有益なる勤勞に對して、任意的に支給する補助金なるを以て、之を取消すことを得べしと。然るに、加特力教徒は曰く、元來、宗教

第百十七條の解釋

適用の範圍

豫算は千七百八十九年における教會所有財産沒收に對して、其代償として、國家の負擔したる義務なり。故に國家は、常に之れに對して、負擔の義務を有するものなりと。而して、今日と雖ども、尙紛議の基となれり。

尙、一言すべきは、宗教豫算の恩澤に浴すべき教會の範圍如何といふに在り。單に憲法の明文上よりいふときは、總ての宗派を包括するが如しと雖ども。此事に關して、議會、委員會の議事録にも明言せられたるが如く、憲法發布の當時迄に、組織ある機關を有し、公認せられたる教會にして、即ち羅馬加特力教宗、新教、路錫宗、改革宗及び猶太教の三とす。然るに、其の後、千八百七十年三月四日の法律を以て、英國教宗も亦、此恩澤に霑ふこととなれり。而して、其他の宗派に對しては、此特權を附與せざるものとす。

第四節 伊太利の制度

第一款 信教自由の原則

憲法第一條

伊太利憲法第一條に曰く、
羅馬加特力教宗を以て、唯一の國教となす。其他の宗旨は、法律に從て、之れ

其實效なし

信教自由主義の法規

を默許するものとす。

此の法文によれば、伊太利は、國教制度若くは少くとも公認制度を採るものゝ如し。然れども、千八百六十一年三月廿五日の代議院に於て、伊太利帝王の建立者たるカブール氏 (Cavour) が、有名なる警句「自由國における自由教會」(Libera chiesa in libero stato) を唱導してより以來、此一語は殆んど伊太利帝國における國家對教會の國是となり。政教分離制度は、爰に根本を固め、爾來、幾多の法律は、之が爲に制定せられ、信教の自由、政教の分離なる二大原則は、今や牢平搖かす可からざるに至れり。從て、今日に於ては、彼の憲法第一條の如きは、全く死法に歸したり。

- 今、信教自由の主義に伴ふ、法規の一二をあげれば、左の如し。
- (1) 後に説明すべき、千八百七十一年の擔保法 (Lois des garanties) 第二條にも、凡て宗教上の講究は、全く自由なりと規定せり。
 - (2) 無宗教者が、証人、鑑定人又は陪審官となるとき、宗教上の式によらずして、宣誓をすること。
 - (3) 結婚自由に關する法律を、全國に強行したると。即ち、此法律によれば、結婚

は、宗教上警察上又は經濟上に於て、何等の制限をうくることなし。結婚に先ち、教會の儀式を行ふを、必要とせざることを定めたり。

要之、信教自由の原則は、歐米諸國の一般の主義なるが如く、伊太利に於ても、之を採用することは、言を俟たざる所にして、彼の憲法第一條の如きは、只歴史的形骸を存するのみにして、全く其の實なきものなり。

第二款 政教分離の原則

伊太利は、嘗に、信教自由の原則を認めたるのみならず、併せて、政教分離の制度を採用せり。カプーレル氏の所謂「自由國に於ける自由教會」とは、此主義を證明するものなり。

然るに、伊太利は、人の知る如く、羅馬加特力教宗の總本山の存する地にして、古來專權を恣にせる法王茲に在住し、伊太利が歴史上著名なるは、政治上、外交上、重要なる地歩を占めしによるにあらずして、寧ろ、宗教的國家として、他に比類なきによる者なり。故に、ヴァクトル、エマーニール二世の伊太利を一統して、帝位に登祚し、*Libera chiesa in libero stato*の國是を發表するや、人或は政教分離制度にあらず

政教並行制度
なりとの疑ひ

政教分離制度
を原則とす

して、政教併行制度にあらずやとする者なきにあらず。

然りと雖も、前章に於ても既に説きしが如く、國際上における羅馬法王の地位參照羅馬法王現今の地位は、決して、一國家に拮抗するが如き勢力を有する者にあらず。昔者は、法王インノーセント三世が、世界は、之を精神界と俗界とに分ち、一は法王之を支配し、各帝王は、他の一に於てのみ主宰者たるを得るのみと叫破せしが如きは、最早南柯の一夢に屬し、今や伊太利の恩惠的好意的の禮遇によりて、羅馬府方數里の間に、僅かに其餘喘を保つのみ。之を以て、伊國が政教並行制度なりとする者の如きは、未だ、此實狀を知らざる者といはざるを得ざるなり。今茲に、伊國が、分離制度を採り、國家が、教會統治權を總攬することを證せんが爲に、二三の規定を掲げんに。

其の規定

- (1) 法王應の命令の強制的執行力を全く否認せしこと。
- (2) 僧侶と雖も、其の犯罪に就ては、全く國法即ち帝國刑法によりて、處罰せらるるものとせること。
- (3) 民式婚姻の制を、全國に強行したること。

教會公認制度
を採らず

(4) 法王廳の法令にして、國法に違ひ私權を侵害し、若は公の秩序に害あるものは、凡て、法律上の效果なく、且之を處罰し得べきこと。

(5) 法王廳の下したる裁判に、普通裁判所の判決の效力を附與せざるること。

(6) 加特力教の僧侶又は信徒が、會場以外に於て、宗教上の儀式をあぐる爲に集會し、又は屋外の公道に於て祈禱行列をなす場合には、監督官廳の許可を要すること。

(7) 有名なる千八百七十八年の決議により、擔保法を國憲の一部とせしこと。

以上述ぶるが如く、伊太利は、原則として政教の分離と教會統治權とを認むると雖も、所謂擔保法の發布千八百七十一年によりて、頗る政教並行制度に類似したる主義を採るに至れり。其詳細は、次の款に於て説明すべし。

伊太利は、一方に於て、政教並行制度を採らざると同時に、一方に於ては、教會公認制度(羅馬加特力教を公認する)をも採用せざるなり。論者或は、千八百七十四年の法律を引用し、官廳學校並に國民の遵守すべき祭日を定むるに、加特力教宗の曆日を用たるが如きは、公認制度の一微證なりと云ふと雖も、此くの如きは、唯一の

結論

擔保法制定に
至る迄の沿革

形式上の規定に過ずして、重きを置くにたらず。加特力教の僧侶に、兵役を免ずるの特權を取消したるが如き、特權を有する宗教裁判所を廢止したるが如き、或は宗派の僧侶は、總て國會府縣會町村會議員たるの被選舉權なきものと規定せるが如き、千八百八十二年及び千八百八十九年の法律等参照、皆、公認制度を採らざることを證明するものなり。

要之、伊太利は、歷史上、宗教殊に羅馬加特力教宗と、密接の關係あるが故に。或は政教並行主義若は教會公認主義を採用せるにあらざるやを疑ふ者なきにあらざ。又法規制度の實際に於ても、斯くの如き傾向を有するものあることは、吾人と雖も、十分に之を認むるなり。然れども、一般に *Bridseye's view* の見地より觀察するときは、政教分離制度を以て、其原則となさざるを得ず。

第三款 擔保法

拿破崙大帝が、一度羅馬に攻入し、法王ピエール六世が、法王領は、自己一身の所有にあらずして、神聖なる相續物なりと抗拒せるに關せず、頑然之を驅除したるより以來(千七百九十八年)。伊太利並に法王領は、佛國干涉の端を開き、遂に、佛蘭西帝國

に併呑せらるゝに至れり。爾後拿破崙の敗るゝや、獨立するを得たるも、尙干涉を免るゝと能はず。千八百四十九年、佛國は、名を法王の救護に藉り、又羅馬に亂入せり。之を以て、當時愛國憂世の士は、皆外は佛國の侵略を防ぎ、内は法王を保護せんが爲に、其統一を希はざる者なし。(當時伊國は數多の公國に分れたり)サルジニア王ヴィクトール、エマーニール一世(Victor Emmanuel)英邁の姿を以て、尙に濟世の志あり。名相カブール(Cavour)の輔佐により、遂に、統一の計を決し、千八百六十一年を以て、其志を達せり。

然れども、當時佛國は、尙羅馬法王の救護と稱して、兵を羅馬に駐屯せり。千八百七十年、拿破崙戦争の端を開き、佛國が其力を他に出す能ざるを見るや。伊の國王は機會乘ず可しとなし、兵を進めて、羅馬に侵入し、遂に、千八百七十年十月九日の勅令を以て、羅馬の合併を宣告するに至れり。

伊太利は、斯くの如く、他の罅隙に乗じて、羅馬を奪ひ、法王の俗界に於る權力を排除したるを以て。當時深く外國、殊に加特力教を信奉する皇帝を戴ける列國の怒に觸れむとを恐れたり。之を以て、一方に於て、法王の實體的權力を剝奪する

と同時に、一方に於ては、形式上法王を尊崇し、法王列世の主義とする「神聖不可侵」の特權を承認するの、極めて時宜に必要なことを認めたり。即ち、翌七十一年五月十三日を以て、「擔保法」(Lois des Garanties)を公布し、法王及び法王廳に與ふるに、過度の特權を以てするに至れり。之れを、擔保法の制定に至りし概略の沿革となす。

擔保法の性質

擔保法は、以上の如く、其制定の目的、眞成に法王の權力を承認するが爲に非ずして、偏に列強の異議を慮れたるの結果なるが故に。其規定、頗る正鵠を失し、殆んど、法王廳を以て、一獨立國として遇するやの觀あり。故に、人或は、擔保法を以て政教分離の原則によるにあらずして、政教並行の主義を認めたるの、結果に非ずやと、疑ふ者なきに非ず。蓋し、其規定曖昧にして、國家の教會統治權の原則に抵觸するが如きものあればなり。故に、今其内容を摘撫して、識者の鑒識に待まむと欲す。

法王の特權

擔保法は、其第一章に、法王の特權を定めたり。即ち、左の如し。

(1) 身體不可侵權。

法王は、神聖にして侵す可らず(擔保法第一條)従て、法王に對して危害を加へ、若くは之を教唆したる者は、君主に對する犯罪と同様に處せらる。又法王に對し、公然言語行爲并に公刊の圖書を以て、侮辱を加たる者も、亦同じ。此等の犯罪は、總て檢事に由りて、訴追せられ、裁判所に於て、判決する者とす。

(2) 榮譽敬禮の權。

法王は、國內に於て、君主と同様なる待遇と、敬禮を受くるの權あり。又他の加特力を奉ずる皇帝の政府より、敬禮及び榮譽を受くるの特權を有す。而して、此特權の結果として、法王は、守護の近衛親兵をおくことを得可し。

(3) 宮殿不可侵權。

政府の官吏が、其職務上、法王の宮殿若くは其他の行在所に入るには、特に法王の許可を得ざるべからず。法王選舉會及び總會議(萬國會議)の會場に入るにも、亦各其の會議の許可を得ざるべからず。

(4) 使節受派の權。

外國政府より、法王廳に派遣せる使節は、外國政府より伊國政府に駐劄せ

しめたる公使と、同一の特權を有し。之に關する犯罪は、公使に對する犯罪と同様に處罰せらるゝ者とす。但、其の裁判は、法王廳裁判所の管轄に屬せずして、伊國の裁判權に屬す。

又、法王廳より外國政府に派遣したる使節が、本國に歸る場合に於ても、他國の伊國駐紮全權公使と、同一の特權を有するものとす。

(5) 財政上の特權。

羅馬法王は、特別補給として、年々三百二十二萬五千リラ(リラは三十錢)の年金を國庫より支給せしむ。此補給金は、毎年の豫算に掲載して、削減することを得ず。「聖座」に對する、永久の年金たる性質を有す。

羅馬法王は、宮殿離宮並に其の他附屬の建物莊園等を有す。此等の所有權は、永久法王の聖座に屬し、賣買讓與することを得ず。又徵稅及び公用徵收の目的物たらざるものとす。

(6) 法王廳組織權。

法王は、其の教職上の權能を行使するに付、全く獨立すとは、擔保法第九條に

明言せる所なり。其結果として、法王應の僧職は、其宗務上の事項につき、伊國政府の指揮監督を受け、若くは召換審問せらるゝとなし。法王應に在職する外國人、亦同じ。加之、法王應にある文書簿冊の搜索押収をなすを得ず。但し、法王應の僧職は、其宗務以外の事項に付ては、此等の特權を有せざるものとす。

(7) 通信上の特權。

法王は、其部下即ち教正及び各國の加特力教會と通信するにつき、何等の干渉を受くるとなし。之を以て、法王は、其宮殿に、自ら郵便電信局を設置し、自己の用に供することを得可し。

又通信上、法王應は、種々の便宜を有す。即ち、法王應の消印ある郵便電信は、凡て無税たり。其電信局は、國費を以て、官設の線路に聯絡せらるゝものとす。

(8) 法老の特權。

其他、法老 (Cardinal) は、伊太利の有位有官者中、最高の敬禮を受くるものにし

教會自由行動の範圍

て、特に、法王缺位の間は、政府及び裁判所は、何等の理由を以てするも、其の自體の自由を妨害することを得ざるなり。

次に、教會の自由行動の範圍は、擔保法第二章に定むる所にして、左の如し。

(1) 結社集會の自由權。

加特力僧職は、結社集會をなすに當り、全く國家の監督の外に立つ者とす。故に、國家は、各種の宗務會議の召集決議に對して、認可をなし許可をなすことを得ず。又政府の代表者を、列席せしむることなし。

(2) 宗令の制定權。

法王應は、其宗務につき、法令を制定發布するに當り、伊國政府の認可を要せず。然れども、此の權利は、絶對的のものに非ずして、國法に違ひ、箇人の特權を犯し、若くは其秩序を亂すものなるときは、法令たるの効力を有せざることは、既に述べたる所なり。

(3) 教會の裁判權。

教會は、其の宗務につきて、自ら裁判するの特權を有す。然ども、僧職濫用の

訴願につきては、樞密院第四部に於て裁決を與ふるとなれり。其事項は、教課金に關する官廳及び教會の命令處分、教課金取立の假差押等となす。而して、それ以外に於ては、國家の干渉をなさざることとせり。

(4) 教育の自由權。

以上、二章に規定せる外、教會の自由權として、教育につき、國家の干渉をうけざる權あり。

教育の自由權は、擔保法第十三條に規定する所にして、羅馬及び其附近の六個の中教區の、大學校、中學校、教學校及び僧職養成所等は、全く法王の監督に屬し、政府は、少しも干渉すると能はず。又小學校の宗教々育は、任意なりと雖も、若し父兄にして、之を請求するときは、其町村は之を行ふの義務あるものとす。

結論

要之、擔保法に定められたる法王並に加特力教會の自由權は、頗る範圍廣大にして、或は之を國家主權の外に放任し、或は國家の法令に矛盾せる權能を與へたるが如きは、國家の至高監督權と相抵觸する者あるが如し。故に、予輩の見るところを

以てすれば、伊國の制度は原則として政教分離主義を採り、政府の方針も亦茲にあるべしと雖も。擔保法の定むる所によりて、頗る政教並行制に類似する者あるを見るなり。然れども、擔保法も、亦一の法律なるとは、千八百七十八年の決議によりて、明かなる所にして。此法律の存否は、一に伊國政府及び議會の掌裡に存するを以て、分離制度の一變態たるにすぎざるを信ずるものなり。

第五章 教會公認制度

第一節 概論

以上述ぶるが如く、信教自由の原則を完全に行はんと欲せば、政教分離制度によるの外なしと雖も。元來、國家と教會とは、歴史上密接なる關係を有するものなるを以て、一朝に此制度を採ること能はざるものあり、是れ即ち、教會公認制度の存する所以なりとす。

教會公認制度は、國家の教會統治權及び臣民の信教自由の原則を基礎とするとは、政教分離制度に異なる所なしと雖も、尙ほ左の特色を備ふるものなり。

教會公認制度
の特質

公認制度を主張する學者の説

(1) 國家は、歴史的に重要なる關係を有する、一箇若くは數個の宗派を公認して、他の一般の宗派と、取扱を異にすること。

(2) 公認せる宗派は、之を公法人とし、特別の監督と特別の特權とを附すること。

(3) 其以外の宗派は、凡て平等に取扱ふのみならず、他の私設の法人(組合)と同様に取扱ふものとす。

今、歐羅巴諸國に就て見るに、英佛獨露を始めとし、多數の國家は、尙重要なる宗派を公認して、未だ分離制度を採ること能はざるものゝ如し。其各國の制度の概要は、以下、序を追ふて説述す可し。

歐洲の現状は、斯くの如きを以て、學者中、往々教會公認制度が、政教分離制度に勝ることを、主張する者あり。今其の大意を述べんに、

(1) 教會公認制度が、政教分離制度よりも勝れりと云ふは、實に教會に利益ありと云ふのみならず、國家自身も、之に由て自己を保護するに非常なる便宜あるを以てなり。試に、分離制度を以て、凡ての宗教を律するとせむか。宗教團體の勢力強大にして、私法人に適せざるものをも、尙私法人と同様なる監

督をなすに過ぎず。其結果、勢力強大なる宗教團體をして、機に乗じて、益勢力の擴張を企てしむるに至るべし。是れ、恰も盜に假すに鍵を以てするの恐に似たり。然るに、國家にして、公認制度を採用し、重要なる教會に向ては、一方に於て利益ある特權を與ふると同時に、他の一方に於ては、充分なる監督規定を設け、必要なる場合には、其内部にも干渉して、其權力の濫用と勢力の膨脹とを防止するときは、國家は自國の團結を固ふし、安寧秩序を保つ上に於て最も有效なるべし。

(2) 而して、此の事たる、最も羅馬加特力教宗に於て、其必要を見る。抑、羅馬教の目的とする所は、宗教的中央集權の制度を以て、全世界を統一せむとするに在り。故に、一旦其勢力を擴張して、其主義を充實せんか。先づ、其打撃を被むるものは、國家なりと云はざるを得ず。國家の利益と、羅馬教の利益とは、全く反對なるものにして、一方の利益は、即ち一方の不利益となる可し。

現今に於ける羅馬法王及び教正等が銳意する所を見れば、益此の説を確實にするなり。彼等は、數百年來、傳習練磨せる所の得意の政策を以て、其抱藏

せる宗教的世界統一君主國を擬建せんとに汲々とし、誦詐陰險の秘計を盡さざるはなし。若し、斯くの如き強敵に對し、國家が私法人と同様なる監督を、なすに止りて、充分なる自主權を與へ、其跋扈跳梁に一任せば、國家は、宋襄の仁の覆轍を踏むべし。

(3) 論者は、尙實例を取りて、憑證として曰く、「往者李滯西及び埃太利が、政教並行制度をとりて、國家教會の分離を實行したる時、法王及び教會が、如何に其勢力を増したるやは、説明するの要なし。人或は伊太利國に於て、分離制度を實行するを怪む者ありと雖も、該國人の宗教に對する觀念は、極めて皮相的、外形的に止まれり、人民は表面崇拜を事とするが如きも、其實極めて冷淡なり。同國に於て、教會の力は、他國に比して寧ろ劣れりと云つべし。故に此點を考ふれば、同國が、分離主義を把るは、少しも怪むにたらず。

分離制度を採用して、其弊、顯著なるものを、北米合衆國とす。同國は、分離制度を採用したる結果として、加特力教をして、驚く可き長足の進歩をなさしめたり。紐育府に於て、其大教正が、市の行政上に非常なる勢力を有するが

結論

如きは、其一端を窺ふに足るべく、將來に於て、憂慮すべき現象なり」と。吾人を以て之を見るに、論者の言亦一理あり。經世家の、正に熟考すべき所なり。然れども、其の言ふ所、頗る事實を誇張するの傾きあり。武力財力を兼備せる國家に對し、教會漸衰の頽勢を挽回して、其の權威を振ふが如きは、如何に純粹なる分離主義を以てするも、吾人の想像する能はざる所なり。

第二節 公法人の本質を論ず

前述の如く、教會公認制度の特徴は、一個又は數個の宗派を認めて、公法人となすに在り。故に茲に公法人の何たるやを説くに、最も必要なるを信ず。而して、公法人の何たるやを説くには、順序として、法人より始めざる可からず。

第一、法人。

法人とは、法律が、人にあらざる者を、人と看做して、一定の範圍内に於て、之に獨立の人格を與へ、權利を有し、義務を負ふことを、得べきものを云ふ。例之、一の村一の會社の如き、これなり。

古代に於ては、人にして、尙人格を與へず、權利義務を行ふことを得ざりしものあ

法人の基礎

沿革

人と法人との
差異

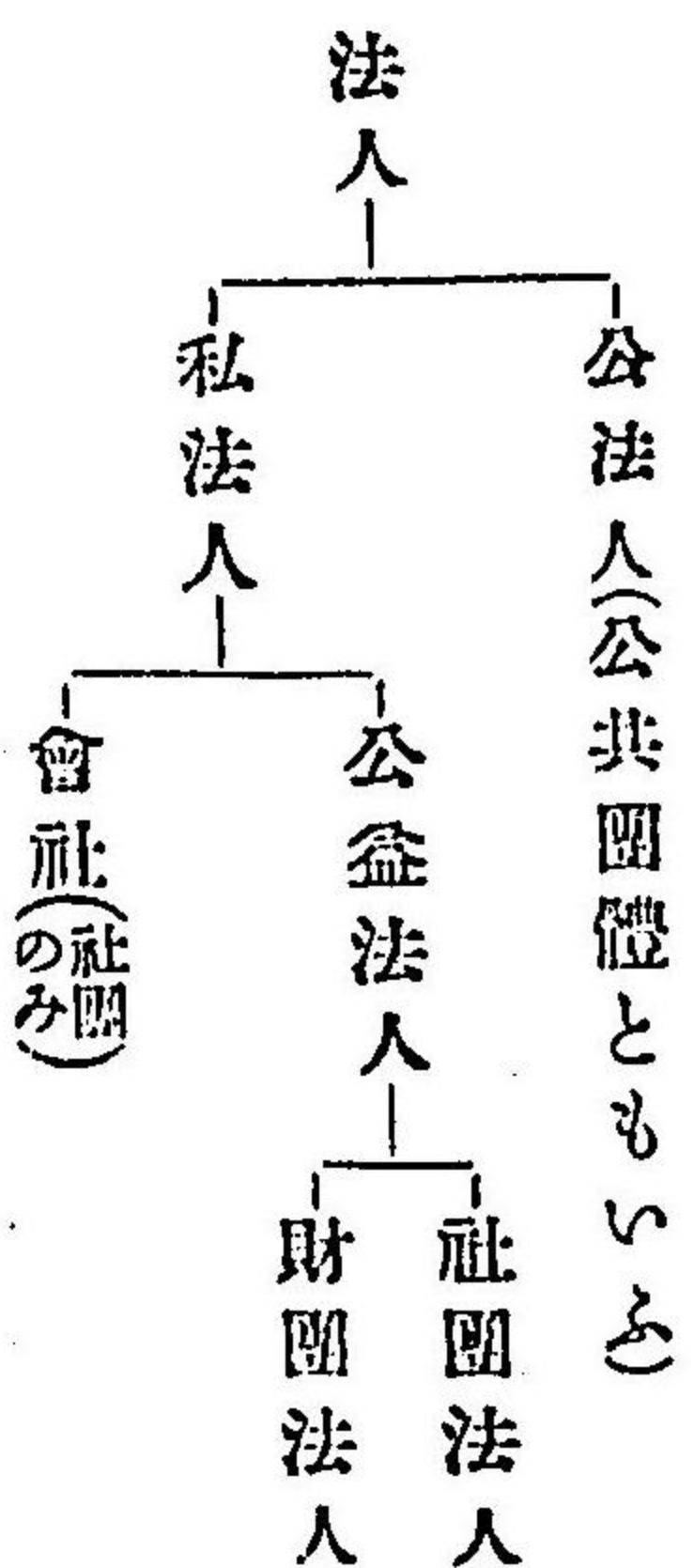
り。奴隸(黒奴及び露國の「サーフ」我國太古の奴婢の如し)の如きは、其最も著しきものなり。然るに、時代の進歩は、人格を認むる範圍を漸次擴張して、現今に於ては、原則として、人は凡て獨立の人格を備へ、權利義務の主體となり得るに至れり。加之、尙人格の範圍を、人以外の者に迄も及ぼすこととなり、一定の範圍内に於て、獨立の存在を認むるに至れり。是れ即ち、法人(Juristische Person)なり。

唯、人(自然人)と法人との異なる所をあぐれば、人は、原則として、凡ての權利義務を行ひ得ることを假定す。然るに、法人に在ては、一定の目的の範圍内に於てのみ、獨立の人格を許すものなり。例之、寺院を法人となすときは、其宗務上の事に付てのみ、權利義務を行ふを得べく、寺院が商業上の取引をなし、又は行政的の處分をなす能はざるが如し。若し、此目的の範圍を脱するときは、其行爲は、全然無効なり。

第二、法人の種類。

法人は、之を分ちて、公法人及び私法人となす。而して、私法人は、其目的により、更に分れて左の如くなる。

- (1) 公益法人 とは、後に述ぶる會社と相對立し、公益を以て、其存立の目的とするものなり。例之、慈善學藝技藝を目的とするもの、如し。之を分ちて、二となす。
- (a) 社團法人。法人の普通の者にして、共同の目的のために、二人以上の集合せる團體を云ふ。
- (b) 財團法人。一定の目的の爲に供したる、財産の集合をいふ。病院學校等を法人とするときは、多くは、此組織に由るものとす。
- (2) 會社(即私益法人) とは、營利を目的とする者なり。私益法人には、社團即ち人の集合せる團體のみにして、財團なし。



公法人と私法人との差異

而して、此公法人と私法人との間には、如何なる差異あるかと云ふに。前者は、國家の機關として、國家組織の一部をなすものなるに反し、後者は、全く一私人と同様なる資格を有し、自己固有の事務を行ふものを云ふ。例之、府縣郡市町村の如きは、各國家組織の一部をなすものにして公法人に屬す。反之、保險會社銀行等は、國家の組織に關係なく、私人と同一の資格を有するが故に、私法人なり。

諸家の説

第三、公法人の性質。
公法人の何たるやは、其實體上は、殆一定して明瞭なりと雖も、其本質を定義として掲るに就は、學者によりて、皆多少の異論あり。或は公法人の本質は、國家の事務を、自己の事務として、處理するの義務ある點に存すとするあり。或は、國家より、他の私法人と異なる優遇即特權を受けるにありとするあり。或は、國家より他の私法人よりも、一層強き監督若くは干渉を受くるにありとするありて、一定せず。吾人を以て見るに、此等の説は、皆眞理を包含するものなれども、唯事物の一面を見て、全般を窺はざるの憾みあり。此等の諸説は、公法人の本質をいひ表はしたりと言はんよりも、寧ろ本質より生ずる當然の結果なりと云ふべし。果して然

批評

公法人の本質

らば、公法人即ち公共團體の本質は、如何と云ふに。
公法人とは、人格を有する國家の機關にして、國家が、其事務を、其者の自治に委任して、行はしむるものを云ふ。之を分析して、説明すれば、

(1) 公法人は、人格を有するものなり。

法人が、人格を有するものなることは、前述の如し。公法人は、即ち其の一種なりとせば、亦人格者なることを俟たず。之を以て、左の二者と異れり。
(イ) 組合は、人格を有せざるものなるが故に、法人にあらず。組合とは、只箇々の人が相集りて、團結をなせしと云ふにすぎず。其權利義務は、組合其者の權利義務にあらずして、之を構成する各箇人直接の權利義務となるなり。但し、我國にて、公共組合といふは、其名は組合といふと雖も、實際は人格を有するもの多し。従て、公法人の一種として數ふべし

(ロ) 官廳は、其の國家の機關たる點に於て、公法人と異なる所なく、等しく國家の事務を執行するものなり。然れども、後者が、人格を有するに反して、前者には、全く人格なし。

本質より生ずる結果

(2) 公法人は、國家の機關にして其委任により國家の事務を行ふものなり。是れ即ち、公法人と公益法人との異なる所なり。公法人と雖、亦其目的とする點が、公益に存するは、疑なき所なり。然れども、公法人は、國家の機關として、國權の一部を行ひ得るの權能を有するに反して、公益法人は、私法人の一種なり。國家の機關として、國權を行ひ得るものにあらず。然り而して、公法人が、其事務を行ふは、國家の委任によるものなり。學者中、或ひは公法人の本質として、國家事務を行ふの義務あることを説くものあり。例之、獨逸の國法學者ロジーン (Rosin) 氏が、其「公共團體論」 (Öffentliche Genossenschaft) に於て、論ずるが如し。然れども、吾人を以て之を見れば、國家の委任をうけて、機關たることが、本質にして、其執行義務を生ずれば、之より生ずる結果なりと、解するものなり。

教會公認制度の下に於て、或宗派が公法人なりとせば、即ち其宗派の教義とする所は、國家事務の一部にして、其委任によりて、其宗務を執行するものなりとせざるべからず。而して、此本質より、左の結果を生ず。

- (1) 宗務を執行するは、即ち國家に對する義務なること。
 - (2) 公認教會は、一般私法人と異り、國家より特別の監督を受くること。
 - (3) 特別の監督を受くと同時に、一方には特別の保護を受くること。即ち租税を免ぜられ、補助を給付せられ、國會に出席することを得るが如し。
- 以上の三點は、公法人の特質 (Character) として、公法人を、他の者と區別することを、得可し。然れども、其本質 (Essence) は他の點に存すると、既にいふ所の如し。

第三節 英吉利の制度

第一款 公認教會の特權

英國の公認制度は、其特典監督共に頗る大にして、寧ろ國教制度に近きものとす。蓋し、國民の氣風、保守着實の思想に富むが故に、容易に歴史的の特徵を失はざるなり。

英國の公認教は、即ち英國教宗 (Established Church of England) なり。先づ、第一に、國王と宗教との關係を述べ、如何に密接の關係あるかを示さん。

國王は、英國宗教の首長 (Supreme Head) なりとの原則は、第十六世紀に於て、チエー

ドル家の顯理八世の時に於て唱導せられし所にして。其後服從條例 (Act of Submission) は、僧侶も悉く國王の大權を承認すること、及び國王は英國宗教の首長にして、從て教會に關する至高權は、總て國王に存することを規定せり。之を以て、國王は、總て英國宗教の信者にして、且英國宗教を維持すべき義務あり。即ち國王は、其の戴冠式に於て、福音書の眞正なる宣言と、法律を以て承認せられたる英國新教 ("The true Profession of the Gospel, and the Protestant Reformed Religion established by Law.") を維持することを、宣誓せざるべからず。權利法典 (Bill of Rights) 及び皇位繼承法 (Act of Settlement) により、羅馬國教を信奉する者及び羅馬教信者と結婚したる者は、其の何人たるを問はず、總て皇位を承繼する權利なきものとし。人民も、斯の如き國王に、服從するの義務なきものとせり。而して、此の原則は、蘇國合併條例 (Act of Union with Scotland) に於て、更に確認せられたり。又「スチュアート」家の查斯第二世の時に於ては、更に一步を進めて、國王は即位後第一回の國會開會の際、兩院議員の會合せる時、若くは其の戴冠式に於て、羅馬加持力教を信ぜざる旨を、宣言せざる可からざることとなれり。其他、即位の大禮は

英國宗教の大教正が必ず之を執行すること、國王は英國領土内の僧侶及び教會をして、法律の定めたる特權を享有せしむるを約定すると、等も定められたり。第二、大教正教正は、國會に列席するの權あり。即ち、カンタベリー、ヨークの大教正及び二十四人の教正。合せて二十六人の僧侶は、貴族院の議席を占むることを得可し。但し、其數は、ビクトリア女王即位十年法律第百〇八號を以て制限し、今後君主が英國における僧正の數を増加することあるも、これが爲に、國會に召集すべき教正の數を増加すること能はざることを定め。且教正の議席に空位を生ずるときは、最も年長にして、且未だ國會に召集せられざる教正をあげて、其場所を充たすとも定めたり。第三、英國の國會にては、上下兩院とも、毎日其の開會の前に當りて、英國宗教の儀式によりて祈禱をなすの慣習あり。即ち貴族院にては、當日出席したる教正之れをつとめ、若し教正出席せざる時は、僧職を有する他の貴族之れに代るものとす。又た貴族院にては、其職に當るものは、議長付の牧師 (Chaplain) にして、若し其の出席なきときは、議長之れに代りて祈禱をなす。而して、兩院共に委員會を

開く時と雖ども、議場にて祈禱をなすときは、會議を中止して、之れに出席するものとす。

以上述ぶる所によりて、公認教會の優遇は、頗る大なるものなることを知るべし。吾人は、繁を嫌ふて、詳細を記せずと雖ども、其他教會は十分一税を課するの權あるが如き、千八百九年議會にて毎年十萬ポンドを寄附することを議決〔百萬ポンド〕に至る迄したるが如き過去及び現在に跨りて、其の特權頗る大なり。

第二款 公認教會の監督

前述の如く英國の國王は、一方に於て英國教宗の首長なるが故に、其の監督權の及ぶ範圍も特權に於けると同じく、頗る大なり。今簡單に之を述べれば。

第一。國王は、大教正會議(Convocation)の召集開會停會閉會を命ずるの權あり。而して、其の會議を開くに當りては、勅語を發するものとす。

第二。國王は大教正及び教正を任命するの權あり。即ち教正たるの資格を備ふる者につき、國務大臣之れを奏請し、國王の認可を経ざる可からず。其他、教正以外のものと雖ども、其の職重要なるもの、例之僧長(Domin)の如きは、國王の任命に

かゝるものとす。然れども、下級の僧位に至りては、之を教正に一任して任免せしむ。

第三。教會の處分に不服なるものは、樞密院の司法委員會(Judicial Committee in Privy Council)の裁決を受くるものとす。此委員會はウキリアム四世の時設けたるものにして、従前に於ては大教區裁判所の判決に不服なるものは、衡平裁判所の國王部に上告するの規定なりしが、彼の千八百四十八年の教會懲戒條例及び千八百七十四年の公衆禮拜條例によりて、樞密院の司法委員會に訴ふることとなれり。而して、此裁判には、教正若くは大教正か立會ひて、審理をなすものとす。若し、當事者が裁判官の命令に抗し、又は裁判所を侮辱するの行爲あるときは、一定の間監禁することあり。公衆禮拜條例によれば、裁判官の命令に抗するものは、三ヶ月間、其職務を停止することとなせり。

第四。教會の定むる教則にして、俗に關して効力を有すべきものは、議會の議決を経て、法律にて發するか、然らざれば、教會の定めたる教則を、議會が承認せざる可からず。

之れに反して、僧侶に對してのみ、效力を有すべきものは、議會の同意は要せざれども、國王より立法の認許 (Letter of Business) と發布の認可 (Licence of Promulgation) とを受けざる可からず。要之、教則の效力は、如何なるにもせよ、國王の裁可を要するや、一なり。是れロード、ヨーク氏等の斷言する所なりとす。

第五。教會委員 (Ecclesiastical Commissioners) は教會の財産を管理し處分するの權能あり。これウイリアム第四世の時に於て、始めて設けられしものにして、爾後種々の特權を之に附與し、殆んど教會に對する監督官廳たるが如き有様となれり。今其の委員の組織を擧ぐれば、始め大藏大臣、大法官、其他の國務大臣一名、樞密院議長、稅務院長、大教正、教正等を以て成りしが、其後數度の改正を経て、委員の數を多くし、僧長の如きも、亦之に加はるに至れり。

第四節 佛蘭西の制度

第一款 概論

公認制度を採る

佛國革命の際に發したる民權宣言書が、其の第十條に於て、信教の自由を叫破し

監督官廳

たりしより以來、幾多の法令を出し、佛國人は、努めて政教分離の制度を採らんとするものゝ如し。然れども、沿革的關係は、平乎として、抜くべからざるものあり。現今尙、公認教會ありて、幾多の特權と監督とに服して、他の一般の宗教と區別し。而して、一般の宗教は、一般の集會結社に關する法規を適用す。

現今公認教たるものは、羅馬加特力教宗、エバンゲリカル宗、即ち路錫宗及び改革宗及び猶太教とす。就中羅馬加特力は、國民多數の信奉する所にして、從て其公認の程度に於ても、他に勝るを見る。

公認教會の監督官廳は、教育宗教美術省たり。従前に於ては、宗教の爲に特に一省を設けたりしが、之を改めて現今の組織となせり。而して、該省内にて、特に宗教を掌る局を稱して、宗教局と云ふ。

宗教局の職務は、一般に公認教會に對して、監督の任に當るにあり。特に、加特力教宗に對しては、所謂宗教條約の履行をなさざる可からず。宗教局は、更に分ちて、局長官房及び第一・二・三の三課をおく。

(1) 局長官房 にては、僧職の任補樞密院に提起する職權濫用の訴願其他教

公認教會の特
権

監督

國家と加特力
との關係

務に關する訴訟事件を取扱ふ。

(2) 第一課 には、羅馬加特力教宗に關する一切の事を司る。

(3) 第二課 には、加特力教以外の公認教會に關する事務を司る。

(4) 第三課 には、宗教の會計事務を監視す。

公認教會の特權を概説すれば左の如し。

(1) 僧侶は、國庫より俸給の支給をうくると。

(2) 禮拜を妨害するものは、刑法上之を處罰すると。

(3) 宗教の集會は、屋内に於てなすときは、自由なると。

國家は、又一定の監督を施す。

(1) 僧職の任補の認可を與ふること。

(2) 教會の財産を監視すること。

(3) 教會の發せる法令を許可すること。

第二款 加特力教會

加特力教會と國家との關係は、其他のものにおけるよりも、一層親密なり。其關

係の大體は、拿破崙一世と法王ピウス七世との間の協定にかゝる(千八百一年)。今其大體をあぐれば、左の如し。

(1) 僧職にある者は、佛蘭人たることを要し、政府は、認可權を有すと雖ども、妄りに免職せしむることを得ず。

(2) 僧職と雖ども、法律を遵守するは勿論にして之を犯すときは、職權濫用の訴願を提起せられ、特別の刑に處せらるゝことあるべし。

(3) 本山の寺院は、國有。其他は、地方團體の營造物にして、賣買讓與することを得ず。又時效によりて、取得すること能はず。

(4) 凡て宗教上の告示は、政府と教會との協議を以て、定むるものとす。

(5) 其他、僧職にある者は、宅料を請求するの權利あり、兵役の義務、陪審官たるの義務を免るゝことを得べし。

佛國に於ては、公認教會と雖ども、一宗派全體としては、法人たるの人格を與へず。只女子の宗教團體は、男子のものよりも優遇をうけ、法定の要件を有するときは、特に法人として、所有權の主體となり、訴訟の當事者となり得可し。但し、一般に、

公認教會も法人たるを得ず

公認教會に屬する或る社團又は財團は、法人たる資格を存し得べし。即ち、

- (1) 千八百九年十二月三十日の法令によりて、教會の財務部は、財團法人となることを得
- (2) 千八百十三年十一月六日の法令により、改正の給養料も、亦財團法人たることを得可し。
- (3) 其他の僧職給養料亦同じ。
- (4) 大教區附屬の宗教學校も、亦同法令によりて、法人たり。
- (5) 同法令により、本山の寺院等も、亦法人たるを得。

第三款 新教及び猶太教

新教とは特に路錫宗及び改革宗(合せて「エバンゲリカル宗」と稱す)を指していふ。共和政十年を以て、公認教會たることが明に認められ、爾後種々の規定によりて、増補せられたり。

其の特權並に監督は、大體第一款に説きたるが如し。即ち、僧職にある者は、佛蘭西人たることを要し、其の任命の認可權は、政府の有する所たり。總て、宗教内部

新教

猶太教

の組織の變更は、政府の許可を受けざるべからず。

路錫宗と改革宗とは共通の法規を以て規定せらるゝもの多し。然れども、或は各特別の法規によりて、支配せらるゝことあり。

猶太教は、千八百八年三月七日の法令を以て、公認教會たることを規定せられ、爾來種々の法規を以て、定められたり。

猶太教は、其内部の宗務を處理せんがために、議員若くは役員を選擧することあり。其選舉は、政府の許可を経ざるべからず。

第四款 職權濫用の訴願

職權濫用の訴願は、佛蘭西に於て、最もよく發達したるものにして、之れを他國に比するに、同日の談にあらず。故に特に一款を設けて、其大要を説明すべし。

職權濫用の訴願は、王政時代に存せし所にして、爾後共和政を採用せしも、能く之を保存し以て今日に及べり。此方法は、國家が公認教會に對して、監督權を保全するに適當なるものにて、刑法上、僧職にある者を罰するの規定と、相俟ちて、其用を全ふするものなり。

(1) 訴願の主體及提起者。

職權濫用の訴願の主體たるものは、國家並に教會の兩者なり。而して、實際之を提起するものは、管長及び知事とす、之を提起するには、必ず一定の事項に該當せざるべからず。

(2) 訴願提起の要件。

- (A) 國家より訴願を起すには、左の場合に限る。
 - (イ) 僧職にある者が職權を濫用して、國家の行政區域を犯したること。
 - (ロ) 國家の法律命令を犯したること。
 - (ハ) 教會における教規を犯したること。
 - (ニ) 教會の特權自由慣例を害したること。
 - (ホ) 人民の名譽を犯し、其の信仰を害し、又は公衆の嫌惡を起すが如き所爲ありたること。
- (B) 教會より提起することを得る場合、
 - (イ) 私人と官吏たるを問はず、教會の儀式の執行を妨害したること。

(3) 裁決の主體。

(ロ) 教會の自由を犯したる者あること。

職權濫用の訴願の裁決は樞密院の權限に屬す。然れども、行政訴訟の手續と其の效力を異にす。即ち行政訴訟に於ては、其判決は直ちに決定たるの効力あれども、此の場合に於ては、樞密院の裁決は直ちに終局の効力を有するものにあらず。

(4) 裁決者。

大統領は樞密院の議決に基き、宣言を發す。即ち若し教會が、其權限を濫用したるものとせば、之を止む。僧侶に對しては、譴責の性質を有するものなり。若し官廳が、教會の權限を犯したりとせば、之が取消を命ず。

第五節 露西亞の制度

第一款 公認教の首長

露西亞における公認教は、即ち露西亞希臘教(Graeco-Russian)にして、希臘教の一種の性質の制度

に屬し、其他の宗教と異りたる待遇をうく。而して、一般の宗教は、他の歐洲諸國と同じく、之を自由となせり。然れども、露西亞に於ては、其公認教に特典を與ふること、甚だ大にして、他の宗教を冷遇すること、著しきを以て。其の所謂信教の自由なるものは、其保障頗る薄弱にして、殆んど、國教制度に近きものといはざる可からず。

皇帝の地位

露西亞皇帝は、即ち露西亞希臘教の首長なり。今、其の地位を分析して、説明すれば左の如し。

- (1) 露西亞皇帝は、政務に於て、無限の獨裁統治の君主なると同時に、宗教に於ても、露西亞希臘教の首長にして、其の權力は、上帝より授與せられ、上帝の代表者として、君臨するものなり。
- (2) 露西亞希臘教を信奉することは、露西亞の帝冠を戴く要件にして。若し、皇位繼承法によりて、皇統を紹述すべき儲貳たるも、此宗派を信奉せざる者あるときは、皇位を繼承するの意思なきものと看做し、皇位に即くことを許さざるなり。

(3) 以上の如く、皇帝は公認教の首長として、神の代表者なるが故に。主教の教義の擁護者たるの責任を帯び、又之に伴ふ諸般の制度規則をも、保護せざる可からず。教會の管理亦然り。

(4) 儲貳位に即くに當りて、戴冠の儀を行ふに當りてや、場を舊都莫斯科古府に擇び、群臣庶僚を集めて、露西亞希臘正教を信奉することを宣誓し、戴冠の儀終るや、左の如き祈禱をなすことを要す。

朕は、天祐に依りて、帝國を統治し。朕が愛する臣民の幸福を保護し、神威を失墮することなく。以て朕をして其責を盡さしむことを禱る。

此くの如く、人民の幸福を維持するも、亦之を上帝に歸するなり。
(5) 皇位の繼承者は、必ず希臘正教を信奉するを要するが故に。外國に出て、皇位に即くに當り、其他の教義を奉ぜざる可らざることを要件とする場合には、先づ露西亞帝國の皇位繼承を辭せざるべからず。但し、外國に王たるも、教義の變更を要せざる場合に於ては、兩國の皇位を兼ねることを得べし。

要之、露西亞の公認教は、英國に於けると同じく、皇位繼承の要件たるが故に、其權

神聖教務院の組織

勢の大なること、殆んど國教制度と撰ぶ所なきが如し。

第二款 公認教の監督官廳

露西亞皇帝の最高機關として、希臘正教監督の任に當るものを、神聖教務院(Holy Synod)となす。神聖教務院は、彼得大帝が千七百二十一年に於て、教會の統一を期せむが爲め、設けたるものなり。

神聖教務院は帝國最高の官廳にして、合議體をなし其組織左の如し。

(1) 議長。皇帝の任命にかゝる、現今は、彼得斯堡の主教正之に當る。

(2) 議員定員を十二人とす。其中終身議員と、選出議員との二種あり。前者は、皇帝の任命にかゝるものにして、後者は、地方を監督する教正中より選ばるゝものとす。

凡て、議員は、其の就職の當時に於て、宣誓をなし、皇帝を以て、教務院の最高裁決者として、推戴する旨を述べざるべからず。

(3) 法務總監。神聖教務院に、法務總監一人を置く。法務總監は、皇帝に直隸する官吏にして、其權勢地位、他に卓越し、千八百三十五年を以て、樞密顧問とし

て、内閣に列席するに至れり。

法務總監の職務は、大様左の如し。

(イ) 神聖教務院に提出すべき議案は、總て法務總監の手を経べき者にして、一切の發按權を有す。總監は、其の書記局に於て、之が準備をなれしむ。

(ロ) 法務總監は、主教に關係する、一切の事項につき、他の高等の官廳と、直接交渉の責に任ず。

(ハ) 法務總監は、教務院の決議の結果を、皇帝に執奏して、聖裁を仰ぐ。

(ニ) 法務總監は、皇帝の下したる親裁を、教務院に報告す。

(ホ) 法務總監は、決議及び裁定の結果につき、施行の責に任ず。

(ヘ) 法務總監は、又教務院書記局長官として、一局を統轄し、一院の會計并に神學校管理の責に當る。

而して、法務總監の下には、次官以下、數多の官吏ありて、之を佐く。

神聖教務院の管轄に屬する事務、左の如し。

(1) 露西亞希臘教の教法の純正を維持すること。特に、教會の教義教規并に宗

管轄事務

制の遵守を監督すること。

- (2) 教會事務の監督并に重要なる僧職の任命。
 - (3) 正信教の教法に關する出版物の檢閲。
 - (4) 僧職の職務上の犯罪に付て懲戒及び處罰。
 - (5) 邪教及迷信の絶滅に努むること。
 - (6) 正信教以外の信徒を、正信教に勧誘すること。
 - (7) 婚姻及離婚に關する裁判權。
- 莫斯古府には、神聖教務院の分院あり。主教正議長となり、數名の議員を以て組織し、其管轄區域を監督す。
- 又、各地方には、地方教務院あり。其組織は、中央の神聖教務院に類す。即ち、
- (1) 院長。勅命によりて、之を定む。教正を以て、之に充つ。
 - (2) 議員。僧職又は神學校長等より成る。神聖教務院の認可を得て、院長之を命ず。
 - (3) 書記官。神聖教務院における法務總監の地位に該當するものにして、法務

分院

地方教務院

監の任命にかゝり、其の直轄に屬し、命令に服従す。

議員の決議は、總て院長の認可を経ざる可からず。若し、其事項重要なるときは、更に神聖教務院の認可を受けざる可からず。

地方教務院の職權の内容は、神聖教務院と、大差なし。唯前者は、事一地方に屬するに反して、後者は、全國に對する監督權を有するの差あるのみ。而して、地方教務院の裁判に對しては、之を神聖教務院に上訴することを得可し。

第三款 公認教に對する監督

露西亞帝國は、其の正信教の信徒を、成るべく多數ならしめむことを國是となすが故に。臣民に、信教の自由を許すに關せず、其の監督頗る嚴格なり。今、其の一例をあぐれば、左の如し。

- (1) 正教教徒が他の基督教派に改宗したるときは。一切の特權を喪失し、且西比利亞に追放せらるゝか、又は懲囚隊に編入せらる。
- (2) 改教又は文書に由りて、正信教徒をして、他の基督教派に改宗せしめむことを計りたる者は。初犯は或る特權を喪失し、八月以上六月以下の懲治場に

留置す。再犯は、四年以下二年以上の要塞禁錮を以て罰し。三犯は、一切の特権を喪失せしめ、且西比利亞に追放するものとす。

(3) 露西亞正教教徒と他の基督教派との間の雜婚は、必らず露西亞教會の僧侶によりて、結婚の式をあげざる可らず。又其の正信教を奉ぜざる一方の配偶者は、正信教徒たる配偶者の信仰を妨ぐることを得ず。

前項の場合に於て、其間に生じたる子は、露西亞教會に於て、洗禮を受けしめ、其教法に従ひて、教育せしむるの義務を負ふ。

(4) 法律の規定により、其子を正信教の教法に従ひ、教育すべき義務を負ひたる父母又は後見人が、其子をして他宗に従ひ、洗禮及び教育を受けしめたるときは、一年四月以下八月以上の禁錮に處せらる。

(5) 自己の發意により、正信教に歸依せむと欲する他人に、妨害を加へたる者は、二月以上四月以下の禁錮、若くは或權利の喪失を附加する、一年四月の懲治に附せらる。

(6) 他の基督教派の僧侶が、故意を以て、正信教徒に懺悔聖餐若くは臨終塗油を

許諾し、又は其子に洗禮若くは授戒を許諾したる者は、職務停止或は除籍に處せらる。

(7) 他の基督教派の教師が、正信教徒の幼者と、教法上の問答をなし、又は正信教會の教法に背きて、之と耳語をなしたるものは、其幼者の改宗を目的とせざりしときと雖とも。初犯は、一年以上三年以下の職務停止。再犯は、宗教上稱號の喪失、及び八月以上一年四月以下の禁錮に處せらる。

(8) 或人の婦又は子、其他法律上監督の下に在る者が、正信教に離背せることを知るも、之をして悔悟せしむることを怠りたるときは、拘留に處す。前項の場合に於て、犯者もし正教徒なるときは、嚴罰に處す。

是等の規定を以て見れば、露國が如何に國民の信教に、干涉するかを知るべし。

第四款 公認教以外の宗教の監督及び

監督官廳

露西亞希臘教は、神聖教務院にて監督すると、前述の如し。其他の宗派につきては、之を二つに分ちて、其官廳を異にす、即ち、

監督官廳

- (1) 露西亞正教以外の希臘教の監督は、内務大臣の書記局に於て司る。
- (2) 希臘教以外の異教(基督教)及び基督教以外の宗教は、内務省内に外教派事務局をおきて、之を司らしむ。

監督權

次に、此等の宗教に對する監督をあぐれば、左の如し。

- (1) 正信教以外の基督教僧侶は、其教法を説くに當りて、内務大臣の許可を要す。
 - (2) 正信教を奉ぜざる者は、基督教の各派に歸依することを妨げず。之に反して、基督教に離背することを、他人に勸誘したるものは、一般の權利の喪失及び八年以上十五年以下の懲役に處せらる。
 - (3) 他の基督教派の僧侶が、特許を経ずして、他宗信徒を其教派に收受したるときは、其初犯再犯は、重譴責とし。三犯以上、各加重せらる。
 - (4) 基督教徒と、モハメッド教徒若くは猶太教徒との間における雜婚は、一夫一婦たることを要し、且其子は、基督教の洗禮并に教育をうくべきものとす。
- 基督教の各派信徒間の雜婚は、互に對等たるの外、別に制限なし。
- 要之露西亞に於ては、信教自由の原則を認むと雖ども、其の監督頗る廣汎なりと

結論

云ふべし。而して、其程度は、左の三階級に分る。

- (1) 露西亞正信教。
- (2) 一般の基督教。(即ち異教)
- (3) 基督教以外の宗教。

而して、其の監督の目的たるや、成るべく、正信教の信者を多くせんとするに在り。是れ、正信教の首長が、即ち獨裁專權の皇帝なるが故に、勢ひ止むを得ざるなり。現今、正信教の信者は、九千五百八十八万人餘にして、人口百分中、七十一を占むと云ふ。

第六節 奧太利洪牙利の制度

第一款 奧太利の制度

奧太利にては、羅馬加特力教宗が公認教たるの實を有し。其地位は、千八百七十四年五月七日の法律を以て規定せられたり。奧太利の皇室は、みな羅馬教に歸依し、國民も亦羅馬教其の多數を占む。今、其の監督を摘記すれば、左の如し。

- (1) 教會の區劃の新設、及び變更、其他分合には、國家の承認を必要とすること。

- (2) 大教正教正其他重要な地位にある僧職の任命は、國王の任命によるか、又は承認を得ざるべからず。國民分限を失ひ、又は破廉耻罪・風俗壞亂罪にて、刑に處せられたる者は、僧職を失ふ。
- (3) 教正の發する法布は、公布と同時に、地方官廳に通告することを要す。
- (4) 國家は、教會の行政權を承認せる結果として、之に種々の補助をなすことあり。例之、教會の命を拒みたる僧職に對して、強制手段を施すか如し。
- (5) 教會の財産に關しては、基本財産の維持を監視し、教會財産の讓與又は義務を負ふ場合には、國家の承認を要す。而して、教會の信徒に負擔を命じたる課税の徴收につきては、行政上の執行手段を許す。
- (6) 僧侶の會議を、新に開かむとし、組合を新に結ばむとするには、國王の許可を要す。組合の出張所の新設には、地方長官の許可を要す。
- 千七百八十一年に至り、新教・希臘教等が認容せられ、自治權を許されたり。然れども、其の特權監督共に、加特力教に及ばざるや遠し。

第二款 洪牙利の制度

洪牙利も、亦羅馬加特力教宗の勢力熾んにして、國王は沿革上の理由よりして、最高保護權を有し、公認教たるの狀態なり。然れども、露西亞に於て見るが如く、公認教を保護するの極、改宗を罰する等のことなし。即ち、法律に定めたる要件及び手續によるときは、何人と雖ども、他教に歸依することを得可し。今、左に國王が加特力教に對する保護權の大略を、あぐれば。

- (1) 國王は、大教正教正其他重要な僧職を任命す。
 - (2) 教會が、法令を出すには、其公布前に認可し、不當なりと認むるときは、之を禁止することを得。
 - (3) 國內にある羅馬教の教育及學校等につき、監督す。
 - (4) 大教正又は教正が、缺位となるときは、其領土の收益は、國庫に歸す。
- 其他、新教・希臘教等は、法令によりて認容せらるれども、其監督特權共に、加特力教宗に及ばず。

第七節 獨逸の制度

第一款 概論

獨逸の諸國に於ては、宗教上の結社を、二種又は三種に分てり。

(1) 公認教會。

即ち、公法上の團體と認めらるゝ者にして、幾多の特權と監督とを受く。公認教會は、全國を通じて、ユバングリカル教と羅馬加特力教との二とす。但し、國によりては、猶太教を、之に加ふるものあり。例之、バーデン及び瓦敦堡の如し。然れども、一般の國は唯二者に限るものとす。

(2) 非公認教會。

バーデンの如きは、國家の公認を得ざる教會を新設するには、國家の認許を経ることを要せずとし、非公認教會の間に、區別を認めざれども。一般には、之を區別したり。幸滯西憲法第十三條には、法人たるの權を有せざるの教會は、別段の法律に依るにあらざれば、新に之を設立することを得ずといへり。故に、非公認教會の中、法人權を有するものと、法人權を有せざるものと二種ありて、其權利に付ても、差異あるものとす。

第二款 公認教會の監督

第一。國家が羅馬教に對して、加ふる制限は、主として左の如し

(1) 認可權。

教會の發する命令權を審査して、其の發布を認可する權を云ふ。其の目的とする所は、教會の命令が、國家の法に背反し、又は公益を害することなきや否や、を審査するにあり。

此の制度は、今尙行はるゝ國あり。バイエルン(英語バリア)の如し。併し、獨逸の諸國は、多く行はず。瓦敦堡バーデンヘッセンは、公布と同時に、又案通は公布以前に於て、諸般の制規を届出づべきことを規定せるのみ。是れ、之を審査するは、宗教の内部迄立入るゝそれあり。又此の權を實行するも、効績少ければなり。

(2) 僧職の設置任免に關する權。

僧職を設置し、又は之を變更するには、國家の認可を要す。又僧職を任命するにつき、一般の要件を定むることあり。其要件は、

(イ) 國籍を有すること。即ち幸滯西瓦敦堡バーデン等は、之を必要とせり。

(ロ) 相當の教育を受けたること。而して、教育の程度は國によりて各相異り、特別の試験を要すとせるあり。又は、高等學校を卒業して、大學に三年在學したることを要すとせるあり。兎に角、僧職となるには、相當の學術上の資格を要することを、定めたるなり。

國家は、又或る種の人に對しては、任命に故障を申立つるの權を有す。又任命したるときは、國家に對し、報告の義務を負はしむることあり。

極めて重要な僧職、例之、大教正、教正等は、國家が任命することあり。然らざれば、國家の承認したる者にあらざれば、之に就くこと能はずとの、規定を設くるあり。

公權剝奪者に對しては、僧職も併せて之を喪失せしむるものとす。

(B) 國家は、教會の行政に對して、監督權を有す。而して、其の方法手段に至りては、種々あり。

(イ) 教會の財政上の監督にして、其の財政上重要な事には、認可を要すとせるあり。

(ロ) 結社を報告せしむること。

(ハ) 教會の處分に不服ある者は、國家の官廳之を裁判す。之れを僧權濫用の訴願と云ふ。或は、元首が之を裁決するとするあり。又は、相當の官廳之れに當るとするあり。其の手續に至りては、法制佛國の如くに完備せず。

第二新教、即ち、エバンゲリカル教宗は、羅馬教會と異り、國の元首を以て首長とするものがあるが故に。(李滯西瓦敦堡等)其の國家に對する關係も、大に異れり。

(1) 教會の發する命令の認可權。

國家によりては、國家の機關の參與を要とするものあり。李滯西は、此點につき規定して、曰く。教會の發する法規は、國王の裁可を仰ぐ以前に於て、内閣より、國法上、不都合なき旨の認證を受くることを要し。又其の法規の公布文中には、右の認證を経たる旨を、明記するを要すといひ。又凡て宗務上の法律命令は、其の何れより出るを問はず、國法と矛盾せざる範圍内に於て、有効なりといへり。

(2) 僧職の任補寺法の制定。

僧職に任ぜらる可きものは、必ず、獨逸國民たることを要す。而して、其の承認權は、政府の手に存するものとす。

(3) 教會の組織。

教會を組織する綱要に就ては、議會の同意を経ることを要す。

(4) 租税の徴收。

教會の徴收する租税につきては、政府の同意を得ることを要す。

第三、非公認教會。

以上二種の外の宗教上の結社は、國によりては、自由なることあり(パーデン)又公けの儀式を行ふには、特に認可を要するものあり。或は、設立につきても、認可を要するものあり。

一般の宗教上の結社に對する國家の關係は、一般の結社と同じ。唯特に、法人の資格を與へられたるものは、常に財産上の關係に於て保護を受くるのみならず、刑法上の保護、其の他一二の特權を有せり。

第三款 公認教會の特權

公認教會の特權は、主として左の如し。

(1) 教會は教會として一二の特權を有す。

(イ) 教會は議會に議員を出すの權あり。

(ロ) 教會の財産に對しては、租税を免除せらる。

(2) 國家は、公認教會の爲に、其の權力を用ふることもあり。

(イ) 公認教會が、租税を徴收するとき、強制するの必要ある場合には、行政上の強制手段によりて、之れを徴收す。

(ロ) 又、教會が、宗教上の命令を強制するとき、國家の機關は、行政上の強制手段によりて、之れを執行す。

(3) 國家は、公認教會に屬する制度を以て、國家の制度の一部分とするものあり。

(イ) 議會開會の際に、公認教會の儀式によりて、禮拜を行ふ。若し公認教會二以上あるときは、其内の一を以て執行す。

(ロ) 兵營、救貧院、監獄等にては、公認教會の禮拜所を設く。

(ハ) 公認教會の祝祭日は、刑法其他の制度によりて、遵守を命ず。